

平成 30 年度に中（長）期目標期間が終了する法人の中（長）期目標

日本学生支援機構	p 1
海洋研究開発機構	p 9
国立高等専門学校機構	p 1 9
大学改革支援・学位授与機構	p 2 3
労働者健康安全機構	p 3 1
国立病院機構	p 5 5
医薬品医療機器総合機構	p 6 0
地域医療機能推進機構	p 6 9
日本貿易振興機構	p 7 6
中小企業基盤整備機構	p 9 5
都市再生機構	p 1 0 7
奄美群島振興開発基金	p 1 1 8
環境再生保全機構	p 1 2 3

独立行政法人日本学生支援機構中期目標

(序 文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。

(前 文)

情報化の進展、少子高齢化などの社会の急激な変化や経済状況の厳しさの拡大、進学率の上昇による学生等の能力・適性やニーズの多様化、グローバル化の進展に伴う外国人留学生の増加などが進む中で、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程(以下「大学等」という。)においては、社会や学生の多様なニーズに対応する大学等の教育の実現や、大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた外国人留学生を戦略的に獲得するとともに、意欲と能力のある若者全員に留学の機会を付与することなどが求められている。

このため、経済的理由により修学が困難な状況にある優れた学生等に対する支援、多様な学生サービスの充実、留学生の質を踏まえた戦略的な留学生交流の推進により、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進が図られなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、我が国における学生支援の中核機関として、(i)学資の貸与及び支給その他の学生等の修学の援助や、(ii)大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、(iii)留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に行うことが期待されているところである。

このような理念・役割のもと、機構の中期目標を以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

機構が実施する学生支援業務は、学資金の貸与や支給など、長期的視点に立って行われる必要があることから、中期目標の期間は、平成26年4月から平成31年3月までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 共通的事項

(1) 透明性及び公平性の確保

機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守す

るとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。

(2) 広報・広聴の充実

事業全般にわたり、国内外の学生等に対する情報発信機能を強化する観点を踏まえ、広報・広聴の充実を図る。

(3) 学生支援に関する調査及び研究の実施

機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査研究を実施する。

(4) 情報セキュリティ対策に係る計画

業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、「サイバーセキュリティ戦略について」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。

2 奨学金事業

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。

(1) 奨学金貸与の的確な実施

真に支援を必要とする者に貸与が行われるよう、奨学生に関する家計調査等を行い、調査で得られたデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ収入基準の見直しを図る。

また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。

(2) 給付型奨学金事業の実施

意欲と能力がありながら、経済的理由により進学等を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、平成29年度から給付型奨学金事業を開始し、給付奨学生の募集、選考、学資の支給等に係る体制を構築し、事業を適切かつ確実に実施する。また、制度を安定的に運用し、学生等への支援を確実に実施するため、学資支給基金を造成するとともに区分経理を行い、適切に管理する。

(3) 適切な適格認定の実施

大学等との一層の連携により、奨学金の必要性等を奨学生自ら判断させるための指導を行うとともに、大学等が適切な適格認定を行うことができるよう、「適格基準の細目」をより明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。

また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。

(4) 返還金の回収促進

① 返還金回収状況の把握と分析

奨学金貸与事業は返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施・強化し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。

② 回収の取組

返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率を中期目標期間中に96%とする。

また、要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善する。総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に83%以上にする。

③ 機関保証制度の運用

機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに同制度の収支の健全性を確保するため、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、毎年度検証するとともに、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で合理性を明らかにする。

④ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用

奨学金の減額返還、返還期限猶予及び返還免除に関しては、制度の適正な運用を図る。

⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入

所得の捕捉が可能となることを前提に、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行うとともに、適切な実施を期する。

(5) 情報提供等の充実

① 情報提供の充実

奨学金の申込、貸与、支給及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。

(6) 学校との連携強化

学校との連携強化を推進し、奨学生の返還意識の涵養のための指導等を徹底する。

3 留学生支援事業

「留学生30万人計画」及び「日本再興戦略」の実現に向け、2020年(平成32年)までに外国人留学生を30万人、日本人留学生を12万人とすることを目指し、学生の双方向交流を一層活発化していくため、留学に係る情報提供から、在学中の支援、就職・帰国後のフォローまで一貫した取組を行う。

なお、外国人留学生の受入れにあたっては、重点地域の設定等、国の受入れ戦略を踏まえ、以下の取組を行う。

(1) 日本への留学前の学生に対する支援

① 日本留学に関する情報提供等の充実

留学情報の収集・整理を行い、ホームページや海外事務所等を通じて、留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を行う。

② 日本留学試験の適切な実施

日本留学試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。海外の社会情勢の変化や、国内外の災害や大規模な事故、日本における外国人の入国管理行政の変更等がない限り、中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計を上回ることとする。

また、事業収支に継続的な欠損が生じていることから、その原因を分析し、収支改善に向けた取組を行うほか、国内外において日本留学試験の利用を促進する。

③ 日本語教育センターにおける教育の実施

日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、私費外国人留学生に係る学生数は抑制しつつ、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施するとともに、モデルとなるべきカリキュラム・教材開発等を行う。

(2) 外国人留学生に対する在学中の支援

① 外国人留学生に対する学資金の支給

大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費外国人留学生、私費外国人留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。

国費外国人留学生の選考における審査事務等については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。

私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費について、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を策定し、推薦依頼・採用にあたっては、その基準を厳格に運用する。

② 外国人留学生に対する宿舍の支援等

札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、地方公共団体や大学等への売却を進める。売却によって生じた収入については、独立行政法人通則法に則して平成26年度以降国庫納付する。なお、売却が完了するまでの間においても、入居者等に対して適切な配慮を行うとともに、入居率の低下や収支状況の悪化を招かないよう留意する。

東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。その際、国内外の優秀な学生の居住、学生間の相互理解や外国人留学生の我が国に関する理解の増進、将来につながる人的ネットワークの構築、優秀な外国人留学生の我が国での就職の支援等による定着の促進、といった点に留意する。

外国人留学生のための大学等の宿舍を安定的に確保するため借り上げ宿舍支援事業を行う。

③ 外国人留学生等の交流推進

外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。

(3) 外国人留学生に対する卒業・修了後の支援

日本への留学が魅力的なものとなるよう、大学や関係機関との連携の下で外国人留学生が卒業・修了した後の就職支援や帰国後のフォローアップを行う。

(4) 日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実

留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。

(5) 日本人留学生に対する学資金の支給

大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金を支給する。

さらに、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した新たな仕組みにより、経済的負担を軽減するための学資金を支給し、日本人留学生の海外留学を促進する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。

(6) 日本人留学生に対する留学前後の支援

官民が協力した新たな仕組みによる学資金の受給者等に対し、留学による効果を高めるため、留学前・留学後の研修等を実施する。

4 学生生活支援事業

機構は「第3次障害者基本計画」や「日本再興戦略」等も踏まえ、全体を通じた問題の把握・分析、先進的取組の共有などについて、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものに厳選して実施することにより業務の縮小を図る。

(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実

大学等の学生生活に関する調査、分析、情報提供を実施するとともに、大学等における先進的な取組の共有に資するため、大学等における学生支援の問題の把握・分析等を実施する。

(2) 障害のある学生等に対する支援の充実

障害のある学生等、固有のニーズのある学生の支援に資するための情報の収集・分析・提供を行うとともに、障害学生支援の体制整備の促進や、先進的な事例の収集・分析・提供等を図る。

(3) キャリア・就職支援の実施

キャリア・就職支援のうち、取組が十分でない、又は大学等によって取組に格差があるものについては、大学や企業と連携して先進的な事例の収集・分析・提供等を行うことにより、各大学等における効果的な取組の実施の支援に努める。

5 その他附帯業務

(1) 高校生等に対する学資金貸与事業への協力

平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。

(2) 寄附金事業の実施

学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

- ① 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費(公租公課及び土地借料を除く。)に関しては、平成25年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費(奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務

経費を除く。)に関しては、平成25年度予算を基準として、その9%以上を削減する。

また、奨学金貸与業務に関する費用(新規に追加される業務経費を除く。)については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成25年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることをとする。

なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

② 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(2) 外部委託の推進

機構の業務全般について、効果的・効率的な業務の実施が見込まれるものについて競争入札等による民間委託を推進し、業務の効率化を一層推進する。

(3) 契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の促進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。

(4) 情報システムの活用

機械処理による業務のシステム化を推進し、業務の効率化を進める。

2 組織の効果的な機能発揮

課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての確で効果的な事業実施体制を構築する。

3 内部統制・ガバナンスの強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。

IV 財務内容の改善に関する事項

1 収入の確保等

寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財

務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。

また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。

2 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行うとともに、貸倒引当金については、延滞状況の推移を的確に把握し、適正な評価を行った上で、これを計上する。

3 予算の適正かつ効率的な執行

予算を適正かつ効率的に執行し、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

V その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

2 人事に関する計画

機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図る。

独立行政法人海洋研究開発機構

中 期 目 標

平成 2 6 年 2 月 2 7 日

文 部 科 学 省

目次

序文	1
前文	1
I 中期目標の期間	2
II 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	2
1 国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進	2
(1) 海底資源研究開発	2
(2) 海洋・地球環境変動研究開発	2
(3) 海域地震発生帯研究開発	3
(4) 海洋生命理工学研究開発	3
(5) 先端的基盤技術の開発及びその活用	4
2 研究開発基盤の運用・供用	4
3 海洋科学技術関連情報の提供・利用促進	5
4 世界の頭脳循環の拠点としての国際連携と人材育成の推進	5
5 産学連携によるイノベーションの創出と成果の社会還元への推進	5
III 業務運営の効率化に関する事項	6
1 柔軟かつ効率的な組織の運営	6
2 業務の合理化・効率化	6
(1) 経費等の合理化・効率化	6
(2) 事務事業の見直し等	7
IV 財務内容の改善に関する事項	7
1 自己収入の増加	7
2 固定的経費の節減	7
3 契約の適正化	7
V その他業務運営に関する重要事項	8
1 施設・設備等に関する事項	8
2 人事に関する事項	8

序文

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下、「中期目標」という。)を定める。

前文

四方を海に囲まれた我が国にとって、海洋の開発・利用は我が国の経済社会の基盤であるとともに、海洋の生物の多様性が確保されること等の海洋環境の保全は人類の存続の基盤である。近年、海洋資源の開発に向けた期待が一層高まっている一方、東日本大震災は、海洋由来の地震・津波災害への脅威を改めて認識させた。また、深刻化が進む地球温暖化等の地球環境変動への対応も依然として喫緊の課題である。

このような中、海洋に関する基盤的研究開発を担い、世界最先端の研究開発基盤を有する機構が果たすべき役割は極めて重要である。海洋の開発・利用により富と繁栄をもたらし、地球規模課題を解決するため、機構は我が国の海洋科学技術の中核機関として、その特徴を最大限に活かし、我が国が海洋立国として発展するために必要な取組に邁進することが求められる。特に、中期目標期間においては、第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)に示されている将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現や我が国が直面する重要課題等への対応に積極的に貢献し、海洋基本計画(平成25年4月26日閣議決定)で示された海洋立国日本の目指すべき姿を実現するために、機構は、以下の使命を持って研究開発活動を展開する。

1. 我が国の海洋科学技術の中核機関として、国家的・社会的要請を踏まえた戦略的・重点的な研究開発を推進すること
2. 海洋科学技術分野における我が国全体の総力を高めるため、世界最先端の研究開発基盤を運用・供用すること
3. 海洋・地球に関する研究の発展に資するとともに、国民の理解を深めるため、海洋科学技術に関する情報・知見を積極的に発信すること
4. 海洋科学技術分野における世界の頭脳循環の拠点として、グローバルに活躍する研究者の交流、育成・確保に貢献すること
5. 海洋の有する潜在力を最大限引き出し、産学連携によるイノベーションの創出と成果の社会還元を推進すること

これらの活動を進める上で、機構は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)における研究開発型の法人として、研究開発成果の最大化を図りつつ、効率的かつ効果的な業務運営を行うことにより、機構が世界の海洋科学技術の中核機関としての立場を一層明確なものとし、世界及び我が国において関係機関と、より強固で有機的な連携・協力関係を構築しながら、人類的課題の解決と我が国の科学技術の発展に寄与することを切に期待する。

I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

1 国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進

機構は、我が国の海洋科学技術の中核機関として、第4期科学技術基本計画や海洋基本計画等に掲げられている重要政策課題の解決に貢献するため、国家的・社会的なニーズや機構が果たすべき役割を明確にした上で、必要となる研究開発を重点研究開発として明確に設定し、組織横断的に取り組む。また、これらの研究開発を支える先端的基盤技術を開発するとともに、産業への応用展開や国際展開を見据えた取組を強化する。

関連する国内外の研究開発機関や民間企業等との連携をより強化し、研究開発の進捗管理を徹底した上で、以下の研究開発プロジェクトに重点的に取り組む。

その際、中期目標期間中に想定以上の研究の進捗等があった場合には、国家的・社会的ニーズを踏まえた研究開発を戦略的に行う観点から、研究開発の重点化を機動的に行う。

(1) 海底資源研究開発

我が国の周辺海域には、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、レアアース泥、メタンハイドレート等の海底資源の存在が確認されているが、これらの持続的な利活用に向けて解決すべき課題が残されている。

このため、機構は、最新の調査・分析手法を用いた海洋調査及び室内実験等を実施し、海底資源の形成過程に係る多様な要素を定量的に把握し、形成モデルを構築するとともに、成因を解明する。また、海底を広域調査する研究船、有人潜水調査船、無人探査機等のプラットフォーム及び最先端センサ技術を用いた効率的な調査手法を確立する。これらの成果を踏まえ、より広域の海域において、海底資源の利活用に必要な基礎データ等を収集することで、科学調査を加速する。

さらに、持続的な海底資源の利活用を推進する上で不可欠な環境影響評価については、新たな環境影響評価法の確立に向けた調査研究を行う。

これらの研究開発を進めるにあたっては、他の研究開発機関や大学、民間企業等との連携を強化するとともに、開発した技術が速やかに実海域調査に活用されるよう、民間企業への技術移転を進める。

(2) 海洋・地球環境変動研究開発

地球温暖化や世界各地で発生している異常気象をはじめとした地球規模の環境問題は一層深刻化しており、それらへの適応は人類にとっての喫緊の課題である。この問題を解決していくためには、地球環境における変動を正確に把握し、それを基にした信頼性の高い予測を行うことが必要である。

このため、研究船や観測ブイ等を用いた高度な観測技術を最大限に活用し、海洋が大きな役割を果たす地球環境変動を総合的に観測するとともに、最先端の予測モデルやシミュレーション技術を駆使し、「地球シミュレータ」等を最大限に活用することにより、地球規模の環境変動が我が国に及ぼす影響を把握するため研究開発を行い、地球環境問題の解決に海洋分野から貢献する。特に、北極海域等、我が国の気候への影響が大きいと考えられる海域における観測及び調査研究を強化する。

これらを通じて、気候変動、物質循環、海洋生態系の変化・変動に関する新たな観測データを収集・蓄積・分析し、地球環境の変動について包括的に理解するとともに、我が国の気象等への影響を評価する。また、それらの積極的な発信を通じて、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)や生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム(IPBES)等の国際的な取組へ科学的な知見を提供することにより貢献するとともに、ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC)や地球観測に関する政府間会合(GEO)が主導する国際的なプログラムをリードし、機構及び我が国の国際的プレゼンスの向上を図る。

(3) 海域地震発生帯研究開発

海溝型巨大地震や津波は、人類に甚大な被害をもたらす脅威であることから、海溝型地震発生帯における動的挙動を総合的に調査・分析し、海溝型地震の発生メカニズムや社会・環境に与える影響を理解することにより防災・減災対策を強化することは、我が国にとって喫緊の課題である。

このため、機構は、海域におけるリアルタイム地震・津波観測網を整備するとともに、研究船や海底地震計等を用いた高度な観測技術等を最大限に活用し、南海トラフや日本海溝等を中心とした地震発生帯の精緻な調査観測研究を実施する。また、「地球シミュレータ」等を用いた計算技術等により、海溝型地震の物理モデルを構築し、プレートの沈み込み帯活動の実態を定量化するとともに、より高精度な地震発生モデルやプレート境界モデルを確立する。これらの成果をもとに、地震・津波に起因する災害ポテンシャル等の評価や、我が国の防災・減災対策の強化に資する情報を提供するとともに、地震・津波が生態系に及ぼす影響とその回復過程を把握する。

(4) 海洋生命理工学研究開発

海洋の生物多様性の維持とその持続的な利用を推進するためには、海洋生態系の構造と機能及びその変動、さらには、その根幹となる生物多様性を創出するプロセスとメカニズムを理解する必要がある。また、人類にとって未踏の領域である深海や海底下は、高圧・低温といったユニークな環境に適応した生物が存在する極限環境生命圏であり、生息する生物の中には、社会にとって有用な機能を有している可能性がある。

このため、機構は、深海へのアクセスが可能である世界最先端の研究開発基盤を有する研究機関として、研究船、有人潜水調査船、無人探査機等といった先端的な観測技術を活用し、深海等における未踏の極限環境生命圏を含む海洋を調査する。また、海洋生態系の機能、地球環境との相互作用、物理・化学プロセスと生物の関連を明らかにするとともに、海洋生物多様性を生み出すメカニズムの解明に資する研究成果を創出する。

さらに、ライフサイエンス分野や工学研究との融合や産学官連携を強化することにより、将来の産業化に向けた取組を行い、極限環境下での海洋生物特有の機能等を最大限に活用したイノベーションを創出する。

生物学的特性や多様性に関する情報の提供等を通じ、IOC 及び IPBES 等の国際的な取組への貢献も果たす。

(5) 先端的基盤技術の開発及びその活用

海洋の調査研究、開発において各種データ等を取得するための船舶、海洋観測網、観測機器等を高度化することは、広大な海洋空間を総合的に理解する上で必要不可欠であり、我が国の海洋科学技術を推進する上で極めて重要である。このため、未踏のフロンティアへの挑戦、新たな分野の開拓を可能にする先端的基盤技術を開発するとともに、それらを最大限に活用することで、上記(1)から(4)までの研究開発課題に積極的かつ組織横断的に取り組む。

具体的には、地球深部探査船「ちきゅう」等による海洋掘削により、これまで人類が到達できなかった海底下深部において得られた知見を最大限に活用し、新たな科学的命題を解決するための研究開発を行い、国際深海科学掘削計画 (International Ocean Discovery Program: IODP) の科学プランの達成に重要な役割を果たす。

また、シミュレーション科学技術は、理論、実験と並び、我が国の国際競争力をより強化するために必要不可欠な先端的基盤技術である。「地球シミュレータ」等を最大限に活用し、これまで培ってきた知見に基づき、海洋地球科学の推進のために必要な先端的な融合情報科学に関する研究開発や新たなモデリング手法・シミュレーション技術等に関する数理的研究開発を行う。

さらに、有人潜水調査船、無人探査機等の深海調査システムは、海洋のフロンティアを切り拓くための研究開発に不可欠な先端的基盤技術であるため、これらを高度化し、必要な要素技術の開発を行うとともに、観測や調査等をより効率的・効果的に推進するため、各システムの運用技術を確立する。

2 研究開発基盤の運用・供用

機構は、海洋科学技術分野における国家基幹技術たる世界最先端の研究開発基盤を有する世界トップレベルの研究開発機関として、研究船、深海調査システム、「地球シミュレータ」等の施設・設備を自ら使用するとともに、機構の研究開発業務の遂行に支障がない範囲で、海洋科学技術をはじめとする科学技術の推進のため外部の利用に供する。また、東京大学大気海洋研究所等との緊密な連携協力の下、学術研究の特性に配慮した運航計画に基づいて研究船の運航等を行い、大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し協力を行う。

地球深部探査船「ちきゅう」については、IODP の枠組みの下、ちきゅう IODP 運用委員会 (CIB) を通じて国際的な運用に供する。また、機構の業務や同計画の円滑な推進に支障がない範囲で、掘削技術を蓄積するため、外部機関からの要請に基づく掘削のために供用する。

「地球シミュレータ」については、中期目標期間中に更新時期となることから、国内外の地球科学分野における科学技術動向や大型計算機の整備状況等を踏まえ整備を進める。

3 海洋科学技術関連情報の提供・利用促進

研究活動を通じて得られたデータやサンプル等海洋科学技術に関する情報及び資料を収集するとともに電子化等を進めることにより、研究者をはじめ一般国民が利用しやすい形で整理・保管し、提供する。

研究開発により得られた成果については、論文の投稿、研究集会における口頭発表等により積極的に情報発信を行い、我が国の海洋科学技術の中核機関として世界を主導する。特に、質の高い論文の投稿により、投稿論文の平均被引用率を増加させる。また、産業界や他の研究機関への情報提供・利用促進により、イノベーションを創出し、社会への貢献を果たす。

国民の海洋に関する理解増進を図るため、プレス発表、広報誌、インターネット、施設・設備公開等を通じて、国民に向けた情報発信・提供を積極的に行う。機構の研究活動、研究成果、社会への還元等は、最先端の科学技術に関するものが多く、内容・意義等について十分に理解するのが難しい場合もあることから、具体的なわかりやすい情報発信によって、国民に当該研究を行う意義について理解を深めていただき、支持を得ることが重要である。

4 世界の頭脳循環の拠点としての国際連携と人材育成の推進

我が国の海洋科学技術の中核機関として、国際的な枠組みに対し積極的に協力するとともに、海外の主要な研究機関との連携を促進し、国際頭脳循環の拠点として存在感を示す。

地球深部探査船「ちきゅう」をはじめとする世界最先端の研究開発基盤を有する研究開発機関として、世界中から優秀な研究者が集まる国際頭脳循環の拠点となるための研究環境の整備等を進める。また、IODP については、我が国における総合的な推進機関として日本地球掘削科学コンソーシアム(J-DESC)を通じた研究者支援や人材育成等をより一層活性化させる。これらの取組により、海洋科学技術の向上や社会への貢献を果たすとともに、我が国の国際的なプレゼンスを示す。

大学や大学院等と連携した若手研究者の育成、女性研究者比率を向上させるための環境整備、国内外からの優秀な研究者等の積極的な受入れ等を実施し、海洋科学技術に関連する幅広い分野において将来の海洋立国を担う人材の育成を推進する。

5 産学連携によるイノベーションの創出と成果の社会還元の推進

国民の生活を豊かなものとし、また、社会課題の解決に対して新しいソリューションを提供するため、研究開発によるイノベーションの創出、社会への成果還元を図る。そのため、国内外の大学、企業、研究機関等との連携・協力を戦略的に促進するとともに、研究開発成果の権利化をはじめとした適切な管理を行い、実用化及び事業化に向けた取組

を推進する。

研究開発による研究成果の社会還元を進めるために、国等が主体的に推進するプロジェクトに対応するための研究開発を積極的に行う。

海洋科学技術に関する研究開発について、自らの研究資源を投入して行うと同時に、積極的に競争的資金等の外部資金を獲得し、研究資金を有効に活用する。

III 業務運営の効率化に関する事項

1 柔軟かつ効率的な組織の運営

研究開発事業の成果が最大限得られるよう、理事長のリーダーシップの下、責任と裁量権を明確にしつつ、機動的・効率的な業務運営を行う。また、機構における経営戦略についての専門的かつ国際的な視点からの助言・提言を採り入れられるような仕組み作りを進める。

中期目標の達成に向けた業務運営や危機管理が適切に実施されるよう、ガバナンスを強化し内部統制の充実を図る取組及び組織整備を継続することとする。

研究開発業務については、適切に資源が配分されるよう、明確な責任分担のもと、経営陣が研究計画の実施状況を適切に把握するとともに、機構における研究活動や運営について、定期的に評価を行い、その結果を公表するとともに研究開発等の活性化・効率化に積極的に活用する。評価にあたっては、研究開発等の進捗を把握する上で適切な指標を設定することで、客観的かつ効率的な評価を行う。

機構の適切な運営を確保し、かつその活動を広く知らしめることで、国民の信頼を確保する観点から、業務・人員の合理化・効率化に関する情報をはじめ、積極的に情報公開を行う。その際は、個人情報取扱いに留意する。

業務の遂行に当たっては、法令を遵守し、安全の確保に努めて行う。

業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。

2 業務の合理化・効率化

(1) 経費等の合理化・効率化

研究開発能力を損なわないよう配慮した上で、管理部門のスリム化をはじめとした経費削減や事務の効率化及び合理化を行うことで、機構の業務を効率的に実施する。

業務の見直し、効率的な運営体制の確保等により、一般管理費(人件費を含み、公租公課を除く。)について、法人運営を行う上で各種法令等の定めにより義務的に行う必要があるものに係る経費を除き、中期目標期間中の初年度に比べ 10%以上、その他の事業費については、中期目標期間中の初年度に比べ 5%以上の効率化を図る。なお、新たに追加又は拡充された業務については翌年度以降同様の効率化を図るものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な水準を確保するとともに、その検証結果や取組状況を公表する。総人件費については、政府の方針を踏まえ、

厳しく見直しをするものとする。

(2) 事務事業の見直し等

既往の閣議決定等に示された政府方針を踏まえ、以下の取組を着実に実施するとともに、業務及び組織の合理化・効率化に向けた必要な措置を講ずる。

- a. 研究拠点等については、研究内容の重点化及び組織の再編に合わせて整理・統合し、業務運営の効率化及び経費の削減に努めるものとする。
- b. 南海トラフ海域において整備を進めている地震・津波観測監視システム(DONET)について、その整備が終了した際には、同システムを独立行政法人防災科学技術研究所に移管する。併せて、同研究所との防災・減災分野における人材交流を促進するなど、同研究所との連携をより一層強化する。
- c. DONET の運用開始を踏まえ、室戸岬沖海底ネットワークシステムを廃止する。
- d. 学術研究課題の審査等の一元化については、引き続き検討を進め、中期目標期間中、早期に結論を得るものとする。得られた結論に基づき、機構の予算及び要員も含め関係組織を見直し、業務全体の効率化を図る。
- e. 学術研究船の運航業務に係る外部委託化については、引き続き検討を進め、中期目標期間中、早期に結論を得るものとする。
- f. 研究活動を効率的に行う観点から、海底広域研究船の運用開始を踏まえ、必要性が低くなった研究船を廃止する。

IV 財務内容の改善に関する事項

自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。

毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うこととする。

1 自己収入の増加

外部研究資金として国、他の独立行政法人、企業等多様な機関からの競争的研究資金をはじめとする資金を導入する。また、国、他の独立行政法人、企業等からの受託収入、特許実施料収入、施設・設備の供用による対価収入等により自己収入の増加に向けた積極的な取組を実施する。

自己収入額の取扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。

2 固定的経費の節減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費を節減する。

3 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札等の競争性のある契約方式によるこ

とし、随意契約によった場合は、公正性、透明性を高めるためその結果を公表する。加えて、「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとする。

一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等を行い、その状況を公表するものとする。

内部監査及び第三者により、適切なチェックを受けることで、契約の改善を図る。

V その他業務運営に関する重要事項

1 施設・設備等に関する事項

研究の推進に必要な施設・設備等の更新・整備を重点的・計画的に実施する。

2 人事に関する事項

業務運営を効率的、効果的に進めるため、優秀な人材の確保、適切な配置、適切な評価・処遇、職員の能力向上に努めるとともに、魅力のある職場環境の整備や育児支援に関する取組を行う。

独立行政法人国立高等専門学校機構の中期目標

(序文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

(前文)

機構は、独立行政法人国立高等専門学校機構法（以下「機構法」という。）別表に掲げる各国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする（機構法第3条）。

これまで、国立高等専門学校は、ものづくりなど専門的な技術に興味や関心を持つ学生に対し、中学校卒業後の早い段階から、高度な専門知識を持つ教員によって、座学だけでなく実験・実習・実技等の体験的な学習を重視したきめ細やかな教育指導を行うことにより、製造業を始めとする産業界に創造力ある実践的技術者を継続的に送り出し、我が国のものづくり基盤の確立に大きな役割を担ってきた。特に、専攻科においては、特定の専門領域におけるより高度な知識・素養を身につけた実践的技術者の育成を行ってきた。また、卒業生の約4割が高等専門学校の教育で培われたものづくりの知識や技術を基礎にして、より高度な知識と技術を修得するために進学している。

さらに、これまで蓄積してきた知的資産や技術的成果をもとに、生産現場における技術相談や共同研究など地域や産業界との連携への期待も高まっている。

このように国立高等専門学校にさまざまな役割が期待される中、15歳人口の急速な減少という状況の下で優れた入学者を確保するためには、5年一貫のゆとりある教育環境や寮生活を含めた豊かな人間関係の構築などに加え、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視野を持って社会の諸課題に立ち向かう、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を養成することにより、高等学校や大学とは異なる高等専門学校の本来の魅力を一層高めていかななければならない。

また、産業構造の変化、技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズの変化等、社会状況の変化や「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月31日中央教育審議会答申）において、地域及び我が国全体のニーズを踏まえた新分野への展開等のための教育組織の充実等が求められていることを踏まえ、法人本部がその機能を発揮し、イニシアティブを取る必要がある。

こうした認識のもと、各国立高等専門学校が自主的・自律的な改革により多様に発展することを促しつつ、一方で法人本部が更にイニシアティブを発揮し、ガバナンスの強化を図ることにより、大学とは異なる高等教育機関としての国立高等専門学校固有の機能を充実強化するため、機構の中期目標を以下のとおりとする。

I 中期目標期間

中期目標期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 教育に関する目標

実験・実習・実技を通して早くから技術に触れさせ、技術に興味・関心を高めた学生に科学的知識を教え、さらに高い技術を理解させるという高等学校や大学とは異なる特色ある教育課程を

通し、製造業を始めとする様々な分野において創造力ある技術者として将来活躍するための基礎となる知識と技術、さらには生涯にわたって学ぶ力を確実に身に付けさせることができるように、以下の観点に基づき高等専門学校の教育実施体制を整備する。

(1) 入学者の確保

高等学校や大学とは異なる高等専門学校の特性や魅力について、中学生や中学校教員、さらに広く社会における認識を高める広報活動を組織的に展開するとともに適切な入試を実施することによって、十分な資質を持った入学者を確保する。

(2) 教育課程の編成等

産業構造の変化や技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、法人本部がその機能を発揮し、イニシアティブを取って、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視点を持って社会の諸課題に立ち向かう、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を養成するため、51校の国立高等専門学校の配置の在り方の見直し及び学科再編、専攻科の充実等を行う。またその際、個々の高等専門学校の地域の特性を踏まえ、教育研究の個性化、活性化、高度化がより一層進展するよう配慮する。

なお、その前提となる社会・産業・地域ニーズ等の把握に当たっては、法人本部がイニシアティブを取ってニーズ把握の統一的な手法を示すこととする。

さらに、高等教育機関としての専門教育の充実や技術者として必要とされる英語力を伸ばさせることはもとより、高等学校段階における教育改革の動向も踏まえた「確かな学力」の向上を図るべく、高等専門学校における教育課程の不断の改善を促すための体制作りを推進する。

このほか、全国的な競技会の実施への協力などを通して課外活動の振興を図るとともに、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動を始め、「豊かな人間性」の涵養を図るべく様々な体験活動の機会の充実に努める。

(3) 優れた教員の確保

公募制などにより博士の学位を有する者や民間企業で実績をあげた者など優れた教育力を有する人材を教員として採用するとともに、採用校以外の教育機関などにおいても勤務経験を積むことができるように多様な人事交流を積極的に図る。

また、ファカルティ・ディベロップメントなどの研修の組織的な実施や優秀な教員の表彰を始め、国内外の大学等で研究に専念する機会や国際学会に参加する機会を充実するなど、教員の教育力の継続的な向上に努める。

(4) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育研究の経験や能力を結集して国立高等専門学校の特性を踏まえた教育方法や教材などの共有を進めるとともに、前中期目標期間中に策定したモデルコアカリキュラムを本格導入し、高等専門学校教育の質保証を図る。

学校の枠を越えた学生の交流活動を推進するとともに、高等専門学校における教育方法の改善に関する取組を促進するため、特色ある効果的な取組の事例を蓄積し、全ての学校がこれらを共有する。さらに、学校教育法第123条において準用する同法第109条第1項に基づく自己点検・評価や同条第2項に基づく文部科学大臣の認証を受けた者による評価などを通じた教育の質の保証がなされるようにする。

実践的技術者を養成する上での学習の動機付けを強めるため、産業界等との連携体制の強化を支援するほか、理工系の大学、とりわけ高等専門学校と連続、継続した教育体系のもと教育を実施し実践的・創造的・指導的な技術者の養成を推進している技術科学大学などとの有機的連携を深める。

(5) 学生支援・生活支援等

中学校卒業直後の学生を受入れ、かつ、相当数の学生が寄宿舎生活を送っている特性を踏まえ、修学上の支援に加え進路選択や心身の健康等の生活上の支援を充実させる。また、寄宿舎などの

学生支援施設の整備を計画的に進めるとともに、各種奨学金制度など学生支援に係る情報の提供体制を充実させる。さらに、学生の就職活動を支援する体制を充実し、学生一人ひとりの適性と希望にあった指導を行う。

(6) 教育環境の整備・活用

施設・設備の有効活用、適切な維持保全、運用管理を図るとともに、産業構造の変化や技術の進歩に対応した教育を行うため、耐震補強などの防災機能の強化を含む施設改修、設備更新など安全で快適な教育環境の整備を計画的に進める。その際、施設の長寿命化や身体に障害を有する者にも配慮する。

教職員・学生の健康・安全を確保するため各高等専門学校において実験・実習・実技に当たっての安全管理体制の整備を図っていく。科学技術分野への男女共同参画を推進するため、修学・就業上の環境整備に関する方策を講じる。

2 研究や社会連携に関する目標

教育内容を技術の進歩に即応させるとともに教員自らの創造性を高めるため、高等専門学校における研究活動を活性化させる方策を講じる。

地域共同テクノセンター等を活用して、地域を中心とする産業界や地方公共団体との共同研究・受託研究への積極的な取組を促進するとともに、その成果の知的資産化に努める。

高等専門学校における共同研究などの成功事例を広く公開する。また、地域の生涯学習機関として公開講座を充実させる方策を講じる。

3 国際交流に関する目標

急速な社会経済のグローバル化に伴い、産業界のニーズに応える語学力や異文化理解力、リーダーシップ、マネジメント力等を備えグローバルに活躍できる技術者を育成する。

安全面に十分な配慮をしつつ、教員や学生の国際交流への積極的な取組を推進する。また、留学生の受入れについては、「留学生30万人計画」の方針の下、留学生受入拠点を整備するなど、受入れの推進及び受入数の増大を図るとともに、留学生在我が国の歴史・文化・社会に触れる機会を組織的に提供する。

4 管理運営に関する目標

機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現するとともに、そのスケールメリットを生かし、戦略的かつ計画的な資源配分を行う。また、法人の効率的な運営を図る観点から、管理業務の集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することを検討する。

法人組織内の内部統制については更に充実・強化を図る。また、常勤監事を置き監事監査体制を強化する。

事務職員の資質の向上のため、国立大学法人などとの人事交流を積極的に行うとともに、必要な研修を計画的に実施する。

業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費（人件費相当額を除く。）については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

51の国立高等専門学校が1つの法人にまとめられたスケールメリットを生かし、戦略的かつ計画的な資源配分を行うとともに、業務運営の効率化を図る観点から、更なる共同調達や一般管理業務の外部委託の導入等により、一層のコスト削減を図る。

また、業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。

さらに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）」に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、「調達等合理化計画」の取組状況をホームページにより公表する。

IV 財務内容の改善に関する事項

1 自己収入の増加

共同研究、受託研究、寄附金、科学研究費助成事業などの外部資金の獲得に積極的に取り組み、自己収入の増加を図る。

2 固定的経費の節減

管理業務の合理化に努めるとともに、定員管理や給与管理を適切に行い、教職員の意識改革を図って、固定的経費の節減を図る。

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

(前文)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、高等教育の発展に資する業務の公共的重要性に鑑み、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を基本方針として、以下の業務を総合的に行うことにより、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の教育研究環境の整備充実を図り、併せて、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目標とする。

- (1) 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について、評価を行い、その結果について、当該大学等及び設置者に提供し、並びに公表すること。
- (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行うこと。
- (3) 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行うこと。
- (4) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により、学位を授与すること。
- (5) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- (6) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

中期目標の期間において、機構は、我が国の認証評価制度全体の改善に資するために、国際的な動向等を踏まえた効果的・効率的な評価方法の開発等とその実証を通じた評価の改善サイクルの構築、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の提供等の取組を通じて、先導的役割を果たすことが求められる。

また、機構は、国立大学法人等の施設整備等に必要な資金の多様かつ安定的な財源確保を行う観点から、貸付け及び交付等の融資等業務（施設費貸付事業、施設費交付事業、承継債務償還業務及び旧特定学校財産の管理処分並びにこれらに密接に関連する業務）と、これらに密接に関連する調査、分析、助言等を総合的に行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学法人等の教育研究の一層の振興を図る役割を果たしていく必要がある。

さらに、機構は、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関として、多様化する学習者に対して学位取得の機会を提供することにより、我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等

教育機関の国際通用性を伴った多様な発展に寄与していくことが求められる。

併せて、グローバル社会に対応した大学等の国際化の促進が求められる中、我が国の高等教育の質保証機関として、機構の国際的な役割の重要性が高まっている。機構が、高等教育の質保証に関する調査研究や大学等における質保証の支援、国内外の質保証機関等との連携を通じた活動を推進し、我が国の高等教育の国際通用性の向上に資することを期待する。

機構が、これまでの評価及び財務・経営情報に関する知見を活かしつつ、教育研究活動の評価及び施設費貸付事業それぞれの質の向上を図るなど、法人統合の効果を十分に発揮し、このような役割を果たすことにより、大学等の教育研究活動面と経営面の改革を支援するため、機構の中期目標を以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

機構の第3期の中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。

II 業務運営の効率化に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合により役員4名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

(1) 一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。

また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等に伴う事務・事業の業務量の変動に対応して、組織の見直しを図る。

(3) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進する。

(4) 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、必要に応じて情報システム環境の見直しを図る。

(5) 機構長のリーダーシップの下、新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、機構長をはじめとした関係職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構のミッションや管理運営方針の役員への周知徹底を図るなど適切な業務運営と内部統制の充実・強化を図り、必要に応じて見直しを行う。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 総合的事項

(1) 機構の高等教育の発展に資するという業務の性格に鑑み、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営を行うため、会議における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合を80%以上とする。

(2) 機構の業務運営及び事業について、効果的かつ効率的に推進するために、PDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善））サイクルを構築することを目的とし、自己点検・評価委員会を年に3回以上開催する。

また、本中期目標期間中に業務等に関する自己点検・評価の結果についての外部検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを図る。なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。

2 教育研究活動等の評価

我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、認証評価制度全体の改善に資するため、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用して新たな評価方法の開発等を行い、その実証を通じて、継続的に評価の進化を図るためのサイクルを構築する。こうした取組を推進し、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の積極的提供を図るため、認証評価機関連絡協議会を年間2回以上開催するなど、先導的役割に特化することとする。

さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、調査研究等の成果を活用し、評価を行う。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

現行の評価制度の枠組みによらない取組として、毎年度、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施する。これにより、評価の選択肢の拡充や、先進的な評価手法の開発等に資する。

② 大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

毎年度、大学又は高等専門学校の求めに応じて、その教育研究等の総合的状況に関する評価又は専門職大学院の教育研究活動の状況に係る評価を適切に実施し、その結果を当該大学等に提供し、教育研究活動等の質を保証するとともに、その改善に資する。併せて当該大学等の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう、毎年度、評価結果を公表する。

なお、民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。また、法科大学院に係る評価については、政府における法曹養成制度改革

の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の質の向上と個性の伸長に資するとともに、社会に対する説明責任を果たすことを実施方針とし、国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施する。

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営のため、機構は、我が国の高等教育及び学術研究の中心的な役割を果たしている国立大学法人等における教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを基本とする。

国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、機構において、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。また、訪問調査を年に5回以上実施することにより、事業が適切に機能しているかを確認する。

なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。

(1) 施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、毎年度、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。特に、大学附属病院については、近年の社会情勢や医療構造の変化に対応すべく教育・研究・診療等の機能を確実に提供することが求められていることから、これらを十分に踏まえた資金の貸付けを実施する。

それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な償還に努め、債権を確実に回収する。

(2) 施設費交付事業については、毎年度、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。

なお、中長期的視点からその在り方及び財源の確保について検討を行い、本中期目標期間中に一定の結論を得る。

4 国から承継した財産等の処理

(1) 国から承継した旧国立学校設置法第9条の5第1号に規定する特定学校財産の処分については、公用・公共優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明

確にする。

- (2) 国立大学法人法附則第 12 条第 1 項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

5 学位授与

我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度 3 回開催する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。

また、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までには運営費交付金の負担割合を概ね 5 割程度に下げることとする。なお、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させることとする。

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、審査により学士の水準を有していると認められる者に対して学士の学位を授与する。

また、短期大学及び高等専門学校の特攻科の申し出に基づき、学校教育法第 104 条第 4 項第 1 号に規定する文部科学大臣の定める学習として、特攻科の教育内容等が大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、機構が定める要件を満たすものについて認定することにより、当該特攻科で修得した単位が大学で修得した単位と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の特攻科修了見込み者に対する審査については、学位の審査と授与を円滑に行うため、新たな審査方式を導入する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

学校教育法第 104 条第 4 項第 2 号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申し出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定することにより、当該課程が大学又は大学院の水準と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。また、省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により、学士、修士又は博士の学位の水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

(3) 学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する学習者に対して有用な情報を提供するとともに、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資する。

6 質保証連携

我が国の高等教育の発展に資するため、大学等と連携し、大学等における質保証を支援する。また、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度5回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善と高等教育への国際的な信頼性を高めるための活動を行う。

なお、これらの事業実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に役立てるとともに、機構が行う評価の改善・向上に活用するため、諸外国の質保証の動向等についてウェブサイト等により情報提供を行うなど、大学等の教育研究活動等の状況に係る情報の収集、整理及び提供を行う。この際、国際連携ウェブサイトの年間アクセス数を16万件以上を目指す。

また、学習機会の多様化や生涯学習の展開が進む社会の状況を踏まえて、各種の学習に関する情報及び学位授与状況等の情報の収集、整理、提供を行う。

これらの業務の一環として、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。大学ポートレートでは、大学の機能・特色に応じた多様な情報を国内外の様々な者に提供することにより、社会において実態に即した大学像の共有が図られるように努める。当該目標を達成するため、毎年度、大学ポートレートへの大学の参加状況や利用者の利用状況等の把握・分析等を行い、その改善に取り組むものとする。

② 質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、質保証に関わる人材の能力向上に資する活動を行う。

(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

我が国の高等教育に係る国際的な信頼性を高めるため、国内外の質保証機関や評価機関等と連携し、国際的な質保証活動に参画するとともに、多様化する高等教育の質の向上及び質保証に資する活動を行う。

7 調査研究

我が国の大学等の教育研究について、国際通用性を踏まえた質の保証や向上に向けた環境を整備するための調査研究を行い、調査研究の成果を機構の事業に活用するとともに、シンポジウム及び研究会等を開催し、その成果の活用・普及を図る。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定することとする。調査研究の実施に当たっては、社会的要請の高い課題に取り組む。なお、調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施することとする。

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

我が国の大学等が質の確保及び教育研究活動等の社会への説明責任を果たすことを支援するため、国際通用性のある質の高い評価システムの在り方に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する大学等の評価を実証的に検証し、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果等を公表する。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

学位の質の確保及び多様な学習機会への社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与を実証的に検証し、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果を公表する。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

高等教育の質保証に係る情報の活用、大学等における質保証システムの構築及び国際的な質保証と学位・単位の通用性に関する調査研究を行い、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果を公表する。

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、4回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。

① 機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果を適切な手法を用いて分析して実証的研究の報告としてとりまとめ、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用するとともに、その活用状況を報告・公表する。

② 社会への調査研究の成果の提供

我が国の高等教育政策の動向に対応した調査研究の成果等を、シンポジウム及び研究会等の開催等により、毎年度、社会及び高等教育関係者へ提供し、調査研究の成果を普及させる。

③ 調査研究の成果と実績の評価

調査研究の成果を学術論文として公表するほか、機構における事業実施の検証等の結果を高等教育関係者に報告することにより、調査研究の実績を適切に評価し、研究の質を確保する方策をとる。

IV 財務内容の改善に関する事項

1 予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

2 固定的経費の削減

効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。

また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

3 資産の有効活用

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

V その他業務運営に関する重要事項

1 事業の適切な実施に当たり、職員の幅広い人材確保と資質の向上を図る。

独立行政法人労働者健康安全機構中期目標

平成28年3月7日付厚生労働省発基0307第12号指示
変更:平成29年3月6日付厚生労働省発基安0306第2号指示

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

平成29年3月6日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

（前文）

働く人の健康と安全の確保は労働政策の最も重要な課題の一つである。現在、我が国の労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、今なお年間55万人もの労働者が被災し、1,000人を超える尊い生命が失われている。また、職業性疾病の発生も後を絶たず、職場で強いストレスを感じる労働者が6割に達し、過労死や精神疾患による労災認定件数も高い水準にある。

このように、働く人々の職場環境は引き続き厳しい状況にあるだけでなく、少子高齢化やこれに伴う就業者数の減少が見込まれる中で、労働者が健康で安全に就労を継続することの重要性が高まっている。事業活動の生産性や効率性を追求するあまり、労働者の健康確保や安全配慮に適正を欠くことはあってはならないことであり、過労死等職業を原因とする健康障害の予防対策や健康管理が重要であるだけでなく、負傷し又は疾病を持つ労働者への治療と就労の両立支援を行うことについて、その重要性が高まっている。

労働災害防止対策やメンタルヘルス対策については、わが国の中長期的な最重要戦略の一つに位置付けられており、厚生労働省としても、これに強力に取り組んでいる。労働者の健康と安全を確保するための政策を適切に企画立案及び推進していくためには、労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発が必要不可欠であり、労働安全衛生分野の調査及び研究の役割はその重要性を増している。

このような状況の下、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）は、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究、臨床、治療就労の両立支援及び未払賃金の立替払等の事業を行い、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）、労災病院、日本バイオアッセイ研究センター、治療就労両立支援センター、産業保健総合支援センター等の施設の運営等を行うために、平成28年4月に独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構を統合して発足する法人で

あり、これらの事業の適切かつ効率的な推進を期待する。

また、参議院厚生労働委員会における独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案の附帯決議（平成27年4月23日。以下「附帯決議」という。）において、「労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による研究の充実など、統合による相乗効果を最大限発揮できるよう有効な措置を講ずること。（中略）また、労働安全衛生総合研究所の調査研究業務については、両法人の統合により後退することがないように、十分な体制を維持するため必要な措置を講ずること。」とされたところである。

機構においては、存続法人である独立行政法人労働者健康福祉機構の第三期中期目標を変更し、統合による相乗効果を発揮しつつ更に質の高い業務が実施できるよう、機構に課せられた目的に対して目標を明確に設定した上で、業務運営の更なる効率化に努めつつ、機構が担うべき業務を着実に実施するとともに総合的かつ効果的な実施を図ることにより、調査及び研究の成果をさらに着実に上げ、社会の期待により一層応えていくことが求められている。機構が持ち得る能力を最大限に発揮し、労働者の健康と安全の確保に寄与することを期待する。

（別添）政策体系図及び一定の事業等のまとめ

第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成26年4月から平成31年3月までの5年とする。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項

機構は、臨床研究及び医療提供の機能並びに高度な基礎研究及び応用研究の機能を有機的に統合し、予防、治療及び職場復帰支援を総合的に実施するとともに、労働安全衛生関係法令の改定等への科学技術的貢献を行う観点からの調査研究を行うことをミッションとしていることを踏まえ、以下のとおり、事業を実施するものとする。

1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

（1）統合による相乗効果を最大限に発揮するための研究の推進

労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発、勤労者医療を中心とした高度・専門的医療の提供等、機構が担うべき業務を着実に実施するとともに、総合的かつ効果的な調査研究の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化によ

る相乗効果を最大限に発揮できる研究（以下「重点研究」という。）として、以下の5分野に取り組むこと。

この取組により、労働災害の減少及び社会復帰の促進（アウトカム）に結びつけること。

- ① 過労死等関連疾患（過重労働）
- ② 石綿関連疾患（アスベスト）
- ③ 精神障害（メンタルヘルス）
- ④ せき損等（職業性外傷）
- ⑤ 産業中毒等（化学物質ばく露）

なお、これらの統合効果を発揮するための研究については、運営費交付金以外の外部資金の活用も考慮すること。

また、附帯決議を踏まえ、理事のうち1人に研究・試験を掌理させ、研究・試験等について企画調整を行う部門（研究試験企画調整部並びに内部組織として研究試験企画調整課及び研究試験支援普及課（全て仮称））を機構本部に設置し、必要な体制を整えた上で、統合による相乗効果を発揮する研究・試験等を始めとして、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、当該部門において総合的な企画調整等を行うこと。併せて、重点研究の5分野に係る施設等で構成する協議会等の設置・運営、外部機関との連絡調整、研究・試験結果の普及・広報等を行うこと。さらに、協議会やテレビ会議の場なども最大限活用して、研究の基盤や背景が異なる基礎研究者と臨床研究者との間で十分に活発な意見交換や意思疎通を図りつつ、より高次元の研究成果につなげることを目指すこと。

重点研究の5分野については、過労死等関連疾患（過重労働）分野では、過労死等の要因等に係る研究と臨床データ、臨床研究等が結びつくことを生かし、過重労働対策を促進させること、精神障害（メンタルヘルス）分野では、メンタルヘルス不調の要因に係る研究と臨床データ等が結びつくことを生かし、職場復帰支援を促進させること等に配慮し、研究内容並びに目指す成果に係る具体的な指標及び目標を中期計画において設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を機構発足後できる限り早期に作成し、公表すること。

なお、機構における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、基礎・応用研究と臨床研究、研究グループ（部門）の垣根にとらわれることなく、臨機応変に研究員を配置するなど、研究ユニットや研究員の柔軟な配置等に配慮すること。

【難易度：高】 【重要度：高】

統合効果を最大限に発揮するための研究の推進を図る取組については、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化という、国内では初めてのチャレンジングな取組であり、また、我が国の勤労者医療政策に資する研究としては、重要な位置づけとなるものである。

(2) 労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施

ア 現場ニーズ、臨床データ等に基づく研究の実施

労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止に必要な科学技術的ニーズや実態に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施するため、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行う、機構の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、機構の職員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や問題点、職場環境の実態を把握すること。

さらに、労災病院等において収集した臨床データや化学物質等の有害因子へのばく露の研究データを活用するなど、労働現場のニーズや実態を的確に把握すること。

イ 社会的・行政的ニーズ等に基づく研究の実施

上記アにより把握した現場のニーズや実態及び行政課題を踏まえて、研究課題・テーマの選定への反映を的確に行うとともに、機構の社会的使命を果たすため、統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究の5分野と連携を図りつつ、次に掲げる研究業務を確実に実施すること。

なお、過労死等調査研究センターにおいては、過労死等に関する実態を把握するために、過労死等の事例分析、過労死等の要因分析、疲労の蓄積と心身への影響や健康障害に関する調査研究を行い、過労死等の過重な業務負担による健康障害の防止対策に貢献できるよう、医学的見地から調査研究を着実に推進すること。

① プロジェクト研究

次に示す研究の方向に沿って、研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究

- i 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究
- ii 産業現場における危険・有害性に関する研究
- iii 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究

② 基盤的研究

将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究

③ 行政要請研究

厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究

プロジェクト研究については、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選すること。個々の研究の研究課題・テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を中期計画において設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を機構発足後できる限り早期に作成し、公表

すること。

また、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。

さらに、プロジェクト研究及び基盤的研究の実施に当たっては、機構が担うべき真に必要な労働災害防止、職場における労働者の健康と安全に資する調査研究の業務に重点化するとともに、総合的かつ効果的な調査研究等の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、以下に基づき実施すること。

- i 厚生労働省との連携のもとに、科学的根拠に基づく労働安全衛生施策の推進のための調査研究を行うとともに、国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見、動向を把握し、研究の高度化・効率化を図りつつ、国内外の大学や安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進すること。
- ii 労働災害防止の観点から、現場ニーズを踏まえ、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくプロジェクト研究を中核として推進するとともに、労働安全衛生の水準向上のための基盤的知見が必要であることから、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究につながる萌芽的な研究等を強化すること。
- iii 労働安全衛生関係法令の改定等への科学技術的貢献を行う観点から他の機関との役割分担を行いつつ、中期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器等の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮すること。

さらに、開発した機器等については、特許の取得、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を通じて、作業現場への導入等広く普及されるよう努めること。

【重要度：高】

労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止を図るため、現場のニーズを的確に把握し、把握したニーズや労働安全衛生行政の課題を踏まえた研究課題・テーマを選定し、研究業務を確実に実施すること、また、これらの研究業務を通じて開発された機器等が作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくことが求められているため。

(3) 労災疾病等に係る研究開発の推進

ア 行政からの要請を踏まえた臨床データ等に基づく研究の実施

労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むために変更前の独立行政法人労働者健康福祉機構の第3期中期目標において取り上げた以下の3領域(※)については、

統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究の5分野と連携を図りつつ、研究を行うこと。

【※：変更前の中期目標で示した「3分野」を変更後の中期目標においては、「3領域」という。】

- ① 労災疾病等の原因と診断・治療
- ② 労働者の健康支援
- ③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化

また、過労死等については重点研究と連携を図りつつ、勤労者に対する過労死予防等の対策が効率的・効果的に推進されるよう、相談・指導の事例を集積すること等により予防法・指導法の開発、普及について検討を行うこと。

イ 行政機関等への貢献

労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会、委員会等からの参加要請、迅速・適正な労災請求等に対する認定に係る意見書の作成等については、積極的に協力すること。

また、労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深めること。

さらに、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談、診療に対応するとともに、医療機関に対する診断技術の普及、向上に積極的に対応すること。

【重要度：高】

労災病院は、労災補償行政の要請に基づき、各種審議会等への医員の派遣や労災認定に係る意見書の作成等、国の労災補償政策上、中核的な役割を果たしており、特に、アスベストについては、アスベスト問題に係る総合対策（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められているため。

（4）データベースの構築等

研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等を図り、病職歴データベースの整備・活用等に取り組むこと。

また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例集積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を引き続き行うこと。

（5）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表

研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月6日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研

究業務への反映内容を公表すること。研究成果の評価に当たっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、学会発表や論文発表数など、本中期目標において設定した数値目標に基づき、その達成度を厳格に評価すること。なお、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で厳格に評価すること。

2 労働災害の原因調査の実施

労働災害の原因の調査は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に定められた機構の重要業務であり、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、行政の立案する再発防止対策への活用を図る必要がある。

このため、引き続き、安衛法第96条の2に基づく災害調査等の実施について、緊急時も含めた連絡体制の整備、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、原因調査結果等について、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行うこと。

さらに、調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報保護の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。

また、災害調査の高度化のため、リスク評価・管理手法の開発等に努めること。

3 化学物質等の有害性調査の実施

中期目標期間中において、日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。

また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。

化学物質の有害性調査の成果の普及については、後記4の目標に沿って行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。安衛法第57条の5に規定する化学物質の有害性調査等として、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施すること。

【重要度：高】

日本バイオアッセイ研究センターは、発がん性等の有害性が疑われる化学物質について、優良試験所基準に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性

予測試験法である形質転換試験など、安衛法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査を実施しており、特に、長期吸入試験に関しては試験を実施できる国内唯一の施設である。試験の結果、発がん性等の有害性が認められた化学物質が国に報告され、国は当該化学物質に対する規制等適正な対応を図っているが、こうした取組が働く人の健康の確保につながり、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくため。

4 成果の積極的な普及・活用

重点研究の5分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表のみならず、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行うこと。

(1) 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献

調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に積極的に貢献すること。

中期目標期間中（平成28年度から平成30年度）における労働安全衛生関係法令等への貢献については、30件以上（※）とすること。

【※：平成26年度実績 14件】

【目標設定等の考え方】

法改正など大規模な法令改正等の有無により、年度によってばらつきがあり、前中期目標期間中で最も少なかった実績が平成24年度の10件であったため、その3倍の30件以上としている。

(2) 労働現場における安全衛生の確保等への科学技術的貢献

中期目標期間中における調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等の作業現場への導入実績については、上記(1)に該当する場合を除き、9件以上とするよう努めること。

【※：平成26年度実績 3件】

【目標設定等の考え方】

平成26年度実績（3件）を踏まえ、その3倍の9件以上としている。

(3) 学会発表等の促進

中期目標期間中における研究に関する学会発表、事業者団体における講演、論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。）等の総数を、1,000回以上及び1,000報以上（※）とすること。

【※：平成26年度実績 355回、359報】

【目標設定等の考え方】

平成26年度実績（355回、359報）を踏まえ、その3倍をした数値を端数処理し、1,000回以上及び1,000報以上としている。

（4）インターネット等による調査及び研究成果情報の発信

調査及び研究の成果については、原則としてホームページに掲載すること。

また、調査及び研究の成果を国民に理解し、及び活用しやすい形式に加工した上で、労災病院、ホームページ及び一般誌等でこれを積極的に公表し、事業場等でのその利用を促進すること。

なお、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を675万回以上とすること。

【※：平成26年度実績 160万回（安衛研）、65万回（労福機構）】

【目標設定等の考え方】

平成26年度実績を（合計225万回）を踏まえ、その3倍の675万回以上としている。

（5）講演会等の開催

機構の調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や安衛研の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び同施設の公開を行うこと。

中期目標期間中における講演会等は6回以上、一般公開は6回以上実施すること。

【※：平成26年度実績 講演会等2回、一般公開2回】

【目標設定等の考え方】

平成26年度実績を踏まえ、それぞれ、その3倍の6回以上としている。

（6）知的財産の活用促進

研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。

また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。

【重要度：高】

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準、国際基準の制改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。

5 研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進

勤労者医療において中核的役割を果たすために、労災疾病に関する高度・専門的な医療

の提供等に取り組むこと。

(1) 労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供

労災病院が行う労災疾病に関する医療については、他の医療機関では症例がない等により対応が困難なものもあることから、労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に最新の研究成果を踏まえて、高度・専門的な医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。

特に、せき損、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害（産業中毒等）等、一般的に診断が困難な労災疾病については、重点研究の5分野及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応すること。

(2) 大規模労働災害等への対応

労災病院は、国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急な対応を速やかに行えるようにすること。

(3) 労災病院ごとの目標管理の実施

機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにすること。

6 研究成果等を踏まえた産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供

労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など国の施策として求められている産業保健活動について、人材育成を含め中核的な機関としての機能の充実・強化するとともに、地域における中心的な役割を果たし必要な支援を着実に提供すること。

産業保健総合支援センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組による地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動の促進を図ること。

(1) 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施

産業保健総合支援センターにおける産業医等の産業保健関係者への研修内容については、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス、治療と就労の両立支援、過重労働等を積極的に取り上げるとともに、面接指導の実施方法等の実践的かつ専門的な研修を強化することにより、我が国の産業保健活動の質を向上すること。

また、過去に実施した研修のアンケート結果等を踏まえ、研修内容等の改善を図る仕組みを充実させること。

(2) 小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実

ア 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策や治療と就労

の両立支援の普及促進のための個別訪問支援の充実

地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）における産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局等の行政機関や地域の産業保健関係団体等と連携し、事業場への訪問指導を充実させるとともに、中小規模事業場のストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援を普及促進するため、産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策に関する訪問支援等を専門的に行う者が、支援を希望する事業場を訪問し、対策の導入に関する取組について支援を実施すること。

また、事業主等からの相談に対しては、産業保健総合支援センターと地域窓口が連携し、ワンストップサービスの機能を発揮して対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。

さらに、労災病院等で治療・療養中の労働者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと労災病院に併設する治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行うこと。

イ 産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施
事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援など様々な困難課題に対する専門的相談への対応（※1）を産業保健総合支援センターで一層進めるとともに、地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）からの労働者の健康管理に関する相談（※2）を地域窓口で、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮することにより、地域における体制を充実・強化すること。

また、相談内容については、産業保健関係者に対する研修に有効活用すること。

【※1：年間目標値47,000件（47か所×1,000件）】

【※2：年間目標値29,568件（352か所×84件）】

【目標設定等の考え方】

※1 平成24年度実績（46,703件）を踏まえ、第3期中期目標期間の目標として設定したものである。

※2 新規事業につき、都市部や山間地も含めて1か所当たりの平均相談件数を月7件と見積もり、第3期中期目標期間の目標として設定したものである。

（3）産業保健に関する情報の提供その他の支援

インターネットの利用その他の方法により、産業保健に関する情報並びに産業保健活動に資する治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究結果等の情報を提供するとともに、機構の各種研究結果等の提供に当たっては、さらなる情報の質の向上、利便性の向上を図る

こと。

また、事業主に対する広報及び啓発等を行うとともに、労働者に対する情報提供についてもより積極的に取り組むこと。

(4) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価（※1）を80%以上確保するとともに、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者や事業主等に対してアウトカム調査（※2）を実施し、有効回答のうち70%以上につき具体的に改善事項が見られるようにすること。

【※1：平成26年度実績 93.3%（研修受講者）、93.8%（相談利用者）】

【※2：産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する産業保健サービスによる効果（産業保健関係者の能力向上、事業場における産業保健活動の活性化、労働者の健康状況の改善等）を調査し、総合的な労働衛生管理の実施状況を把握するための利用者に対するアンケート調査。平成26年度実績 91.3%】

【目標設定等の考え方】

平成24年度実績（研修94.0%及び相談98.8%）を踏まえつつ、新たに地域窓口における相談についてもアンケート対象として追加することを勘案して、約9割と見積もり（80%）、また、何らかの改善につながった割合については、有益だったと回答した相談者割合の約9割と見積もり（70%）、第3期中期目標期間の目標として設定したものである。

【重要度：高】

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすものである。

【難易度：高】

過重労働による脳心臓疾患や、仕事による強いストレスによる精神障害の労災認定件数の増加や、がんなどの疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援という新たな課題など産業保健を取り巻く環境とともに、労働安全衛生関係法令の改正など国の制度や政策も大きく変化しており、また、地域の医師会等関係機関と連携し地域の実情に応じて対応していくためには、これまでの実施主体が異なる産業保健三事業を一元化した体制についても、事業に合わせて機能の充実・強化等の見直しを行い、時代に即した対応が求められている。

メンタルヘルス対策等の重点分野をはじめとした労働者の健康管理が十分とは言えない地域の小規模事業場の産業保健活動は、地域の医師会等関係機関の協力と、事業者の積極的な取組姿勢により左右されるものであり、実施件数を増加するためにも、より地域との連携を必要とする。

新たな課題である疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援では、社会において正しい知識が共有されていないことに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となる。

7 研究成果等を踏まえた治療と就労の両立や円滑な職場復帰支援の推進等

就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加し、治療と就労の両立支援が重要な課題となる中で、勤労者医療における中核的役割を果たす機関として、疾病に罹患した労働者が、治療の過程や退院時において、円滑な就労の継続や職場への復帰が図られることを念頭に置いた医療の提供や支援が行われるよう以下のとおり取り組むこと。

(1) 就労継続や円滑な職場復帰を念頭に置いた治療や患者支援の推進

適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専念する必要があると考えて、自ら就労継続を断念する等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から、治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置くとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者への支援を行うこと。

また、作業と関連した疾患増悪リスク、就労を視野に置いた支援や治療方針の選択等について、労災病院等でデータを収集、分析し、適切な医療の提供や患者への支援の在り方について検討するとともに、その検討結果、機構が過去に作成したガイドライン、労災疾病研究によって得られた知見、安衛研における研究成果等を、がん、脳卒中、精神疾患等の患者の治療や支援に活用すること。さらに、これらの知見を労災病院等及び産業保健総合支援センターを通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及すること。

(2) 就労継続や円滑な職場復帰のための企業に対する支援

企業において疾病や治療、仕事との両立に関する正しい知識・理解がないために、差別や偏見が生じたり、企業において疾病を有する労働者に対する適切な対応が行われず、結果的に離職に至ったり、雇用の機会を喪失する等の課題が生じている。

このため、産業保健総合支援センターにおいて行う、仕事と治療の両立支援に係る、①企業に対する正しい知識・理解の普及及び②企業や産業保健スタッフに対する相談、支援を円滑かつ適切に実施するため、労災病院に併設の治療就労両立支援センターは、産業保健総合支援センターと連携すること。

また、労災病院等の患者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行うこと。

【重要度：高】

がん対策推進基本計画（平成24年6月閣議決定）において、がん患者の就労支援等に取

り組むこととなっており、厚労省の検討会等において、労災病院に対して「治療と職業生活の両立を図るモデル医療や、就業形態や職場環境が疾病の発症や治療、予防に及ぼす影響等に関する研究・開発・普及に取り組むこと」等が求められているため。

8 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄損傷患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上（※）確保すること。

【※：平成21年度から平成25年度までの実績 医療リハビリテーションセンター（平均）90.7%、総合せき損センター（平均）80.4%】

9 地域の中核的医療機関としての役割の推進

（1）地域医療への貢献

労災病院における臨床機能の維持・向上や医師等の確保・養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、都道府県が策定する地域医療計画も勘案し、保有するデータベースを活用するなどして労災病院の役割や機能を分析・検証した上で、病床機能区分の変更や、効果的な地域医療連携を行うこと。

（2）地域の医療機関等との連携強化

労災病院においては、地域医療を支援するため、紹介患者の受入れなど地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療支援病院の要件を確保（※）するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会や講習会及び、地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。

【※：平成21年度から平成25年度までの実績 紹介率（平均）60.7%、逆紹介率（平均）49.2%】

【目標設定等の考え方】

地域医療支援病院は、第一線の地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものとして、都道府県知事から個別に承認されるものであり、労災病院の目標として、当該要件を満たすことが必要であるとして中期目標に定めたものである。

（3）医療情報のICT化の推進

労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のICT化（電子カルテシステム及び労災レセプト電算処理システム等）については、経営基盤の強化やシステム更改の時期も勘案し、導入を進めること。

なお、患者の診療情報等の個人情報については、強固なセキュリティを確保した上で、保管すること。

また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、厚生労働省策定「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいた運用管理を図ること。

(4) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。

また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により医療安全の充実を図ること。

これにより、患者満足度調査において全病院平均で80%以上（※）の満足度を確保すること。

【※：平成26年度実績 72.3%】

(5) 治験の推進

新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を、中期目標期間中10,900件以上（※）確保すること。

【※：平成21年度から平成25年度までの実績（毎年度平均）2,173件】

(6) 労災病院ごとの目標管理の実施

機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにすること。

(7) 労災病院の再編

ア 燕労災病院（新潟県燕市）の再編

新潟県の県央基幹病院基本構想策定委員会において、燕労災病院と厚生連三条総合病院の再編を前提とした「県央基幹病院基本構想」が策定され、新潟県からその後「県央基幹病院の整備に向けたアウトライン」が示されたことを踏まえて、燕労災病院の再編について、関係者の合意形成後、できる限り早期に措置できるよう検討を行うこと。

イ 鹿島労災病院（茨城県神栖市）の再編

茨城県、神栖市等の関係機関や学識経験者で構成される鹿島労災病院と神栖済生会病院の今後のあり方検討委員会は、鹿島労災病院と神栖済生会病院を統合した上で社会福祉法人恩賜財団済生会が運営するという再編の基本的考え方を検討結果報告書に取りま

とめ、茨城県知事に提出した。同報告書を受け、茨城県、神栖市等の関係機関で構成される神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合協議会が設置されたことを踏まえて、鹿島労災病院の再編について、関係者の合意形成後、できる限り早期に措置できるよう検討を行うこと。

1 0 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進

- (1) 安衛研は、労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、当該分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。
- (2) 安衛研は、国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び安衛研の研究員の他機関への派遣等の推進に努めること。
- (3) 平成22年10月に定められた「労働安全衛生研究戦略」を踏まえ、他の法人、大学等との連携、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めること。
また、世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進すること。
- (4) アスベスト等について、諸外国からの要請に基づき、機構の有する診断技術等の諸外国への情報提供に取り組むこと。

II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項

1 未払賃金の立替払業務の着実な実施

(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償

審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で25日以内（※）を維持し、代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。

【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）19.4日】

【目標設定等の考え方】

前中期目標期間の実績をもとに、第2期中期目標期間の目標値である30日以内から5日の短縮となる25日以内を第3期中期目標期間の目標として設定したものである。

(2) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。

【重要度：高】

「未払賃金の立替払」は、この国の労災補償制度の社会復帰促進等事業の主な事業の一つである。この事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払いすることにより、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットであり、国内唯一、当該法人が行うことが求められており、また「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議（平成21年4月）において、「未払賃金立替払の請求増加への対応」が求められていることや、附帯決議においては、「労働者健康福祉機構が行っている未払賃金の立替払事業については、労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること」とされている。

2 納骨堂の運營業務

産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上（※）得ること。

【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）91.8%】

【目標設定等の考え方】

前中期目標期間の実績をもとに、第3期中期目標期間の目標として設定したものである。

【重要度：高】

納骨堂（高尾みころも霊堂）は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして労働災害で亡くなられた方々の御霊を奉安する日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設である。

毎年举行されている産業殉職者合祀慰霊式には、内閣総理大臣などが慰霊の言葉を捧げる等しており、また、同式典は、「第12次労働災害防止計画」（平成25年2月25日厚生労働大臣策定）の重点施策（3）の「社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進」を具体化するものであり、経営トップ等が参列し遺族の前で誓うことは、経営トップが自ら所属組織の意識の高揚を図る上で重要であるため。

第3 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務の合理化

法人全体として業務運営を効率的に行うため、統合効果を発揮していく中で、中期目標期間中に管理部門で1割程度の人員を削減する等、運営体制の合理化を行うこと。

また、役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人

事・給与制度の見直しを進めること。

ただし、これまで安衛研で実施してきた労働現場のニーズ把握、行政の政策課題を踏まえた重点的な研究、研究成果の普及促進・活用などが損なわれないよう最大限の配慮を行うこと。

また、機構内に専用回線を敷設する等により、電子（WEB）会議、電子決裁の導入を進めることにより、コストの削減を図ること。

2 機動的かつ効率的な業務運営

経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。

3 業務運営の効率化に伴う経費節減等

(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づきさらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分及び安衛研の人件費を除き、中期目標期間の最終年度において、平成26年度予算に比して、一般管理費（退職手当を除く。）については12%程度の額、事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）については4%程度の額を、それぞれ削減すること。

また、安衛研の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限発揮するとともに、安衛研の調査研究業務の実施体制を維持するための経費を確保するため、前記1の管理部門の合理化等による経費節減の上乗せを図るほか、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。

さらに、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院を除く）の運營業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の水準を超えないものとする。

(2) 適正な給与水準の検証・公表

機構の給与水準については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進、労働現場における安全衛生水準の向上という組織本来の使命を果たす必要があることから、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。

(3) 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。

ア 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

エ 独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関との連携を図り、全ての労災病院において、医薬品及び医療機器の入手に際して、経営的観点から調査を行った上で、可能なものについて共同購入の手法を積極的に採用すること。（附帯決議関係）

また、統合後のスケールメリットを生かして、新法人内における共通的な事務用品等の共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を進めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 外部資金の活用等

外部資金については、重点研究の5分野への活用も考慮しつつ、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。

また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。

2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

運営費交付金を充当して行う事業については、「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築すること。

3 労災病院の経営改善

(1) 国病機構との連携等

高額医療機器等の共同購入等、国病機構等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。

(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位

の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。

(3) 繰越欠損金解消計画の策定

繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な機構全体の取組内容のほか、各労災病院における年度ごとの解消額、目標期限を定めるとともに、都道府県が策定する地域医療計画も勘案し、達成できなかった病院の運営体制の見直し等を図ること。

(4) 医業未収金の適切な回収

医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。

4 本部事務所の移転

本部事務所について、年間賃借料に相当な経費を要していることから、移転を図り、経費の削減を行うこと。

5 保有資産の見直し

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。

また、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うこと。

(2) 特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する事項

(1) 能動的な人事管理

機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。

また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。

(2) 優秀な研究員の確保・育成

研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。

また、任期の定めのない研究員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。

機構においては、女性や障害者とその能力を發揮できる研究環境の整備に努めること

はもとより、研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した柔軟な配置、計画的な研究の実施、若手研究員による外部資金の獲得の促進、在外研究員派遣制度の活用促進、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。

さらに研究員の能力開発を図り、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリア・アップを戦略的に実施すること。

(3) 医療従事者の確保

ア 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図るとともに、OJT等により、その専門性を高めること。

また、機構内の人材交流のみならず、他法人の事例を参考にしながら、より一層の質の高い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること。

イ 労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格率を全国平均以上（※）とすること。

【※：平成22年度から平成26年度の全国平均 90%】

ウ 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。

(4) 産業医等の育成支援体制の充実

事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む）において、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。

(5) 障害者雇用の着実な実施

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。

2 労災リハビリテーション作業所の完全廃止

在所者の退所先の確保を図りつつ、施設（※）の廃止に取り組み、平成27年度末までに全施設を廃止すること。

※ 27年度末までに全施設廃止済み

3 労働安全衛生融資貸付債権の管理

労働安全衛生融資貸付債権について適切に回収を行うこと。

4 内部統制の充実・強化等

内部統制については、総務省の「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日行政管理局長通知）及び総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議、労働WG等において通知、指摘等された事項に基づき、法人の長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうかの点検・検証、点検結果を踏まえた必要な見直しを行うなど充実・強化等を図ること。

5 決算検査報告指摘事項への対応

これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。

6 情報セキュリティ対策の推進

機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないように、対策を講じること。

また、政府の方針（平成27年7月22日サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示等）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じること。

さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施すること。

7 既往の閣議決定等の着実な実施

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。

(独)労働者健康安全機構の政策体系図

1 働く人の健康と安全の確保の現状と課題

- 労働災害による年間55万人の被災者や1,000人を超える死亡災害の発生
- アスベスト関連疾患や産業中毒などの職業性疾病が後を絶たない
 - 職場で強いストレスを感じる労働者が6割
 - 過労死や精神疾患による労災認定件数が高水準

働く人々の職場環境は引き続き厳しい状況

- 労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見の収集及び分析
- 現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発

→

- 労働災害防止対策の推進
- 健康障害予防対策や健康管理の推進
- 負傷し又は疾病を持つ労働者への治療と就労の両立支援の実施

2 機構のミッション

- 臨床研究及び医療提供の機能並びに高度な基礎研究及び応用研究の機能を有機的に統合し、予防、治療及び職場復帰支援を総合的に実施すること
- 労働安全衛生関係法令の改定等への科学技術的貢献を行う観点からの調査研究を実施すること

3 主要な事業

- 調査研究(重点研究5分野、労働安全衛生研究、労災疾病研究)
- 労働災害原因調査
- 化学物質等の有害性調査
- 成果の普及、活用
- 勤労者医療
- 産業保健活動
- 治療と就労の両立支援
- 重度被災者の職場・社会復帰促進
- 地域医療
- 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力
- 未払賃金立替払
- 納骨堂の運営
- など

一定の事業等のまとめ

- 1 研究、試験及び成果の普及事業(第2 I 1、第2 I 3、第2 I 4、第2 I 10)
- 2 労働災害調査事業(第2 I 2)
- 3 労災病院事業(第2 I 5、第2 I 9)
- 4 産業保健総合支援センター事業(第2 I 6)
- 5 治療就労両立支援センター事業(第2 I 7)
- 6 専門センター事業(第2 I 8)
- 7 未払賃金立替払事業(第2 II 1)
- 8 納骨堂の運営事業(第2 II 2)
- 9 看護専門学校事業(第5の1(3)イ)
- 10 労働安全衛生融資回収事業(第5の3)

独立行政法人国立病院機構中期目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。

平成26年3月14日
平成27年11月9日改定

厚生労働大臣 田村 憲久

前文

国立病院機構は、平成16年度の設立以来、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策のうち国立病院機構が担うべき医療について、全国的な病院ネットワークを活用し、診療・臨床研究・教育研修を一体的に提供するとともに、業務運営の効率化に取り組んできた。

他方、近年の急速な高齢化による疾病構造の変化を踏まえ、「病院完結型」の医療から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換が必要とされる中、地域において医療の提供に課題のある分野への一層の貢献が求められている。

このため、本部が各病院に対して適切なマネジメントを行い、経営改善を継続するとともに、引き続き、国の危機管理や積極的貢献が求められる医療、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療、地域のニーズを踏まえた5疾病・5事業の医療や在宅医療を推進するための地域連携を確実に実施しつつ、地域医療に一層貢献することにより、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に一層貢献するよう最大限の努力を期待する。

第1 中期目標の期間

国立病院機構の本中期目標の期間は、平成26年4月から平成31年3月までの5年間とする。

第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

1 診療事業

患者の目線に立って、安心・安全で質の高い医療を提供するとともに、国の医療政策や地域医療の向上に貢献すること。

（1）医療の提供

患者の目線に立った医療の提供や患者・家族が医療内容を適切に理解し治療の選択に主体的に関わることができるように、引き続き患者ニーズの把握や相談体制の充実に取り組むこと。

安心・安全な医療を提供するため、医療安全対策の一層の充実や院内感染対策の標準化などに取り組むとともに、これらの取組の成果について情報発信に努めること。

また、患者に分かりやすく質の高い医療の提供や医療の標準化のため、チーム医療やクリティカルパスの活用を推進するとともに、病院の医療の質や機能を更に向上させるため臨床評価指標等を活用し、その成果について情報発信に努めること。

さらに、患者の療養環境を改善し、サービスの向上を図るとともに、医療の高度化に対応するため、老朽化した建物の建替等を計画的に進めること。

(2) 国の医療政策への貢献

災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国立病院機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、人材育成を含め中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに必要な医療を確実に提供すること。

あわせて、重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(平成15年法律第110号)に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、我が国における中心的な役割を果たすこと。

また、エイズへの取組については、ブロック拠点病院においてHIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、エイズ患者及びHIV感染者の増加に適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き取組を進めること。

さらに、国の医療分野における重点施策については、その受け皿となるモデル事業等を積極的に実施すること。

(3) 地域医療への貢献

国立病院機構は、従来から地域医療に貢献してきたところであるが、今後は地域医療における課題のある分野への貢献を一層進めることが求められる。このため、都道府県が地域の実情に応じて定める医療計画を踏まえ、各病院が持つ医療資源を活用することにより当該計画で求められる役割を積極的に果たし、地域における課題の解決に貢献するとともに、各病院の貢献度について業務実績報告書において明らかにすること。

特に、各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、セーフティネット医療分野をはじめとした在宅療養患者やその家族を支援する取組を進め、地域における在宅医療提供体制の充実に貢献すること。

2 臨床研究事業

国立病院機構の病院ネットワークを最大限有効に活用し、DPCデータ等の診療情報データベースの分析を更に充実するとともに、電子カルテ情報の収集・分析について検討を進め臨床研究等のIT基盤の充実を図ることにより、我が国の医療政策の形成・評価に貢献すること。なお、その際、様々な設置主体から提供される電子カルテ情報を分析し、臨床研究等に活用する体制も視野に入れて取り組むこと。

また、国立病院機構の病院ネットワークを活用し、迅速で質の高い治験を推進するとともに、EBM推進のための大規模臨床研究を引き続き実施することにより、科学的根拠を確立し、医療の標準化に取り組むこと。あわせて、国際水準の臨床研究の充実・強化により、他の設置主体との連携を取りつつ、出口戦略を見据えた医薬品・医療機器の開発支援に取り組むこと。

さらに、先端的研究機関との研究協力、先進医療技術の臨床導入、臨床研究や治験に精通する医療従事者の育成に取り組むこと。

3 教育研修事業

様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用することにより、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施することにより、我が国の医療の質の向上に貢献すること。

また、チーム医療を推進するため特定行為（注）を行う看護師など、高度な専門性の下に多職種による連携・協働ができる専門職種の育成・研修を実施すること。

（注）特定行為とは、診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして国で定めるものをいう。

第3 業務運営の効率化に関する事項

1 効率的な業務運営体制

本部による各病院に対する適切なマネジメントにより、効率的な病院支援体制を確立するため、本部組織を再編するとともに、ITに係る本部の組織体制を強化することにより、国立病院機構の診療事業・臨床研究事業等におけるITの戦略的投資、セキュリティ対策等の強化を推進すること。

また、経営環境を的確に把握し、機動的な経営戦略に基づく自律的な病院運営の実施を可能とするため、本部の経営情報分析体制の強化により、経営情報の収集・分析を進めること。

さらに、本部の内部監査部門を拡充する等により、内部統制の充実・強化を図ること。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価につ

いて」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすること。

あわせて、当中期目標期間において、効率的な運営を図る観点から管理業務を本部等に集約化するなどし、国立病院機構全体として管理部門をスリム化することについて検討すること。

2 効率的な経営の推進と投資の促進

地域のニーズに対応した効率的な経営を推進するとともに、各病院等において実施している経営改善の事例を通じて得た経験やノウハウを整理・蓄積し、他の設置主体の参考となるよう、情報発信を行うこと。

国立病院機構の資金を効率的に投資に配分し、老朽化した建物の建替や医療機器・IT基盤の整備を計画的に行うとともに、保有資産の有効活用に取り組むこと。

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

また、医薬品や医療機器等の共同入札に引き続き取り組み、調達の効率化を図ること。なお、後発医薬品については、患者負担の軽減や医療費の効率化を通じて限られた資源の有効活用を図り国民医療を守るという観点から、数量シェアを平成30年度までに60%以上への拡大を図ること。

臨床研究事業や教育研修事業についても効率化に努めること。

医療の高度化や各種施策などに留意しつつ、適正な人員の配置に努めるとともに、人件費率と委託費率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となることを目指すこと。

さらに、国立病院機構全体として経常収支率100%以上を目指し、一般管理費の効率化を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営の改善

中期目標の期間の各年度の損益計算において、必要な投資を行った上で、国立病院機構全体として経常収支率を100%以上とすること。

長期借入金の元利償還を確実に行うこと。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する計画

良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置す

る一方、技能職についてアウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図ること。
また、必要な人材の育成や能力開発に努めること。

さらに、非公務員化することで職員の雇用形態や勤務体制がより柔軟化され、確
実な医師等の確保や病院業務に必要な人材の確保など患者に提供する医療の質の
向上につながるメリットが数多く期待されることを踏まえ、更に効果的・効率的な
医療の提供に資する人材の確保に努めること。

2 広報に関する事項

国立病院機構の役割、業務等について積極的な広報に努めること。

3 中期計画における数値目標

本中期目標の主要な事項について、中期計画において数値目標を設定すること。

4 決算検査報告指摘事項

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘につ
いては既に対応しているところであるが、引き続き留意すること。

5 その他

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するこ
と。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構中期目標

平成 26 年 3 月 7 日厚生労働省発薬食 0307 第 73 号指示
変更：平成 27 年 11 月 10 日厚生労働省発薬生 1110 第 68 号指示

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。

平成 26 年 3 月 7 日

厚生労働大臣
田村 憲久

第 1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 2 項第 1 号の中期目標の期間は、平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 5 年間とする。

第 2 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 2 号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第 3 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、法人全体に係る目標は次のとおりとする。

（1）効率的かつ機動的な業務運営

ア 効率的かつ機動的な業務運営体制を確立するとともに、業務管理の在り方及び業務の実施方法について、外部評価などによる確認を行い、以下の点を踏まえ、業務運営の改善を図ること。

- ・職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。
- ・内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。
- ・総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

イ 業務の電子化等を推進し、効率的な業務運営体制とすること。

ウ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）の共通的な情報システム管理業務及び審査業務等の見直しを踏まえ、機構全体のシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコストの削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い経費の節減を図ること。

このため、平成19年度末に策定した業務・システム最適化計画に基づき、個別の審査系システムの統合を図るとともに、審査関連業務、安全対策業務及び健康被害救済業務の情報共有を推進するシステムの構築など、業務・システム最適化の取り組みを推進すること。

（2）業務運営の適正化

ア 不断の業務改善及び効率的運営に努めることにより、運営費交付金を充当する一般管理費（人件費を除く。）に係る中期計画予算は、中期目標期間の終了時において以下の節減額を見込んだものとする。

- ・平成26年度と比べて15%以上の額
- ・アウトソーシングの適切な活用（外注可能なものは外注し、増員等を防止）

イ 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までには、運営費交付金を充当する事業費（人件費、事業創設等に伴い発生する単年度経費を除く。）については、以下のとおり節減すること。

- ・平成26年度と比べて5%以上の額
- ・アウトソーシングの適切な活用（外注可能なものは外注し、増員等を防止）

ウ 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で厳格に行うこと。

エ 副作用抛出品、感染抛出品及び安全対策等抛出品の業者品目データ等の一元管理等を行うことにより、業務の効率化・適正化を推進すること。

オ 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取り組みを行うこと。

- ・企画競争及び公募等の一般競争入札以外により契約を行う場合であっても、競争性、透明性等が十分確保されるように実施すること。
- ・入札・契約について、監事及び会計監査人による十分なチェックを受けながら適正に実施すること。
- ・公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

カ 真に役立つ国民目線での情報提供・情報発信

国民に対して、機構の事業及び役割について周知を図るとともに、国民・患者が必要とする情報へ容易にアクセスできるよう国民目線での情報提供・情報発信を行うこと。また、相談体制を強化するとともに、業務運営及びその内容の透明化を確保し、もって国民に対するサービスの向上を図ること。

キ 業務の実施体制における課題の分析

業務の実施体制における課題を適切に分析し、必要な見直しを行うこと。

ク 財政基盤に係る検討

機構の役割にふさわしい財政基盤について検討を行い、必要な措置を行うこと。

第3 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 健康被害救済給付業務

健康被害救済給付業務（以下「救済業務」という。）については、医薬品等副作用被害救済制度及び生物由来製品等感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品若しくは再生医療等製品の副作用又は生物由来製品若しくは再生医療等製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要である。

このような考え方を踏まえ、以下の目標を達成する。

（1）救済制度に関する広報及び情報提供の拡充

ア 必要なときに確実に救済制度の利用に結びつけるための広報を積極的に行うこと。

イ 請求書類の不備等により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図ること。

（2）事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理

ア 救済給付の請求事案の迅速な処理を図ること。

イ 標準的事務処理期間^{*}を設定し、着実に実現を図ること。

^{*}厚生労働省における医学的薬学的判定を行う期間を含む。ただし、医学・薬学的判断等のため、請求者、医療機関等に対し、追加・補足資料及び調査が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間は除く。

（3）部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進

機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務における請求事例については、個人情報に配慮しつつ、審査関連部門や安全対策部門に適切に情報提供する。

(4) 保健福祉事業の適切な実施

保健福祉事業の着実な実施を図ること。

(5) スモン患者及び血液製剤によるH I V感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施

スモン患者及び血液製剤によるH I V感染者等に対する受託支払業務等を適切に実施すること。

(6) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を適切に実施すること。

2 審査等業務

審査等業務及び安全対策業務については、国民が、国際的水準にある医薬品・医療機器等を安心して用いることができるよう、よりよい医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届けるとともに、医薬品・医療機器等が適正に使用されることを確保し、保健衛生上の危害発生の防止、発生時の的確・迅速な対応を行い、医薬品・医療機器等がその使命をより長期にわたって果たすことができるようにすることが重要である。

このような考え方の下、審査等業務について、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）や健康・医療戦略（平成25年6月14日内閣官房長官・厚生労働大臣・総務大臣等申合せ）、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号。以下「薬事法一部改正法」という。）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）等を踏まえ、医薬品・医療機器等の審査を迅速化し、審査ラグ（※）「0」の実現を目指すとともに、審査の質の向上等を図る。また、開発ラグ（※）解消支援のための薬事戦略相談等の拡充を図る。

このため、自己財源も活用し、必要な体制強化を図ること。

※ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグは、米国と日本の審査期間（申請から承認までの期間）の差である審査ラグと、企業が米国と日本の審査機関に申請する時期の差で示される開発ラグに大別される。

（日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）より）

審査ラグ、開発ラグそれぞれを解消することが、全体のラグの解消につながる。

上記を適切かつ円滑に実施するため、引き続き厚生労働省と緊密な連携を取りつつ、各種施策を進めること。

(1) 医薬品・医療機器等に対するアクセスの迅速化

国民や医療関係者が、そのニーズに即した先端的でかつ安全な医薬品・医療機器等の便益を速やかに享受し、その恩恵を最大限に得ることができるよう努めること。

なお、開発ラグの解消に資するため、治験の推進のほか、国内では未承認となっている医療上必要性の高い医薬品及び医療機器の開発を進めるために厚生労働省等が行っている取組に対して、積極的に支援・協力すること。

ア 各種施策を実施するとともに、その進行状況について評価・検証を行い、必要な追加方策を講ずること。

イ このため、審査の質の向上を図りつつ、審査ラグ「0」の実現を目指すため、平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間（「その年に承認された品目に係る審査機関側の処理時間」をいう。）に係る短縮目標（大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合を除く通常時における目標。）を設定し、業務の改善を図ること。また、そのための審査体制を確立すること。

ウ 欧米やアジア諸国との連携により、国際共同治験を推進すること。

エ 申請前相談を充実し、有用性が高いと期待される医薬品・医療機器等については、優先的に治験相談を実施し、承認に至る期間を短縮すること。また、開発段階における企業側のニーズを的確に把握し、相談業務の在り方について適時に見直すこと。

オ バイオ・ゲノム・再生医療といった先端技術の急速な発展を視野に入れ、この分野における指導・審査技術水準を向上させるとともに、先端技術を利用した新医薬品、新医療機器及び再生医療等製品開発に対応した相談・審査の在り方につき必要な措置を講ずること。

カ ジェネリック医薬品（後発医薬品）等に関して、新医薬品に準じて、審査の迅速化に関する措置を講ずること。

キ 要指導・一般用医薬品、医薬部外品に関しても、同様に審査の迅速化に関する措置を講ずること。

ク 医療機器に関しても、新医薬品と同様に審査ラグ「0」実現を目指した目標設定を行い、審査の迅速化に関する各種施策を講ずること。また、そのための審査体制を確立すること。

なお、改良医療機器及び後発医療機器に係る審査については、申請年度の古い案件の処理を早期に終えるよう計画的かつ集中的に取り組むとともに、申請者側期間（審査期間のうち、行政側からの照会に対し申請者が回答に要する期間）の短縮につながる取組を行うこと。

ケ 再生医療等製品については、的確かつ迅速な審査に必要な関係部門の体制強化を図るとともに、条件及び期限付承認制度の導入を行い、審査期間目標を設定し、審査の迅速化に関する各種施策を講ずること。

コ 信頼性適合性調査に関し、適切かつ効率的に調査を実施すること。

サ GMP/QMS/GTP調査等に関し、適切かつ効率的に調査を実施すること。

（２）世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の实用化促進のための支援

世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の实用化を促進するため、次の取り組みを行うこと。

ア 革新的製品に関する審査基準の策定と更新

イ 薬事戦略相談等の積極的実施

ウ 再生医療等製品の特性を踏まえた承認制度の運用

３ 安全対策業務

審査等業務及び安全対策業務については、国民が、国際的水準にある医薬品・医療機器等を安心して用いることができるよう、よりよい医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届けるとともに、医薬品・医療機器等が適正に使用されることを確保し、保健衛生上の危害発生の防止、発生時の的確・迅速な対応を行い、医薬品・医療機器等がその使命をより長期にわたって果たすことができるようにすることが重要である。

このような考え方の下、安全対策業務について、日本再興戦略や健康・医療戦略、薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会の最終提言などの内容を反映し策定された薬事法一部改正法等を踏まえ、医薬品・医療機器等の安全対策を充実するため、自己財源も活用し、必要な体制強化を図ること。

ア 副作用等情報の評価の高度化、専門化に的確に対応できるよう、副作用等情報の整理及び評価分析体制を大幅に充実強化し、体系的、恒常的に副作用情報の網羅的な評価を実施すること。また、IT技術の活用により、複数の副作用情報に新たな関連性を見い

だし、新規の安全性情報の発見・解析を行う手法を研究、活用する等効率的・効果的な安全情報の評価体制を構築し、随時改善を図ること。

イ 収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者、企業へのフィードバック情報の利用拡大及び患者への適正使用情報の提供手段の拡大を図り、医療機関での安全対策の向上に資する綿密な安全性情報提供体制の強化を図ること。同時に、安全対策業務の成果を国民に分かりやすくする観点から成果をよりの確に把握できる指標を設定すること。

ウ 医薬品リスク管理計画に基づく適切な安全対策を実施すること。

エ 救済業務及び審査関連業務との連携を図り、適切な安全性の評価を実施すること。

オ 講じた安全対策措置について、企業及び医療機関等における実施状況及び実効性が確認できる体制を構築すること。

カ 予防接種法の副反応報告に関する情報収集及び調査・分析業務を適切に実施すること。

4 レギュラトリーサイエンス・国際化等の推進

(注) レギュラトリーサイエンス：科学技術の成果を人と社会に役立てることを目的に、根拠に基づく的確な予測、評価、判断を行い、科学技術の成果を人と社会との調和の上で最も望ましい姿に調整するための科学（科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）より）

ア レギュラトリーサイエンス研究の充実

PMDA業務の質向上を目的としたレギュラトリーサイエンス研究（以下「RS研究」という。）の環境・実施体制の整備を図ること。また、RS研究の実施を通じて、RS研究に精通した人材の育成に努め、ガイドラインの作成等を通じて医薬品等開発の効率化に貢献できるよう努めること。

イ 国際化への対応

各国規制当局との連携強化や国際調和活動を推進し、積極的に海外情報を収集するとともに、英文による情報発信の促進に努めること。

また、機構ホームページ英文サイトの充実や、アジア諸国に対する我が国の薬事申請等に関する規制・基準等への理解度向上に向けた施策の充実を図ること。

ウ 研修の充実

研修の充実により、審査等業務及び安全対策業務において国際的に見ても遜色のない水準の技術者集団を構築し、業務の質の向上を図るとともに、RS研究に精通する人材の育成に努めること。

エ 外部研究者との交流及び調査研究の推進

革新的なシーズの開発促進及びガイドライン作成への貢献のため、積極的な外部研究者との交流を図り、調査研究を推進すること。

オ 難病・希少疾病治療薬の実用化を迅速に進めること。

カ 審査報告書の公開をはじめとした審査等業務及び安全対策業務の一層の透明化を推進すること。

キ 審査等業務及び安全対策業務の信頼性を確保し、一層の効率化を図るための情報システム基盤を整備すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

本目標第2の(1)及び(2)で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。

(1) 人事に関する事項

ア 日本再興戦略、健康・医療戦略及び薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会の最終提言などの内容を反映した薬事法一部改正法等に基づき、必要な審査・安全対策に係る人員数を確保すること。

機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないよう、中立性等に十分配慮した上で、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関し適切な措置を講ずること。

職員の給与水準については、優秀な人材を安定的に確保する上での競争力も考慮しつつ、適正かつ効率的な支給水準となるよう努めること。

イ 職員の専門性を高めるために外部機関との交流等をはじめとして適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。また、このような措置等により職員の意欲の向上を図ること。

(2) セキュリティの確保

個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するととも

に情報管理に万全を期すこと。

(3) 機構法第三十一条第一項に規定する積立金の処分に関する事項

前中期目標の期間の最後の事業年度において、独立行政法人通則法44条の整理を行ってなお積立金があるときは、適切に処理すること。

(4) その他

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について着実に実施すること。

地域医療機能推進機構中期目標（第1期）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。

平成26年3月7日

平成27年11月9日改正

厚生労働大臣 田村 憲久

前文

急速な少子高齢化の進行など医療を取り巻く環境が大きく変わる中、誰もが安心して医療を受けることができる環境の整備が喫緊の課題となっている。このため、特に、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患（以下「5疾病」という。）並びに地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（以下「5事業」という。）並びに在宅医療は、都道府県の医療計画等に基づき効率的で質の高い医療提供体制の構築が進められている。

こうした中、社会保険料を財源として設置され昭和20年代から公益法人によって運営されてきた社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の57病院は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の改正により、平成26年4月以降は地域医療機構が運営することとなる。

これらの病院群は、全国的な病院展開をしており、救急からリハビリまでの幅広い医療機能を有し、また、約半数の病院に介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）が併設されている等の特長ある運営を行ってきた。地域医療機構への移行後は、これらの特長、実績を活かしつつ、地域の医療関係者等との協力の下、5疾病5事業、リハビリテーション、在宅医療、その他地域において必要とされる医療及び介護（以下「医療等」という。）を提供し、誰もが安心して医療・介護を受けることができる環境づくりに積極的に取り組む姿勢が求められる。また、独立行政法人として求められる透明性、説明責任を十分に果たした運営も求められる。

独立行政法人への移行は、社会保険病院等として運営されていた時期の慣習や旧弊から離れ、新たな法人として変革を実行する絶好の機会であり、この機をとらえ、経営効率を最大限上げるとともに、地域において必要とされる医療等の確実かつ効果的な実施、患者サービスの向上に積極的に取り組み、それらを国民が実感できるよう最大限の努力を期待する。

第1 中期目標の期間

地域医療機構の本中期目標の期間は、平成26年4月から平成31年3月までの5年間とする。

第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

地域医療機構は、5疾病5事業、リハビリテーション、在宅医療、その他地域において必要とされる医療等について地域医療機構が有する幅広い医療機能及び全国ネットワークを活用しつつ医療等の確保と質の向上を図ること。

その際、地域における他の医療機関等との連携を強化しつつ、都道府県の策定する医療計画等を踏まえた適切な役割を果たすことに留意すること。

さらに、地域医療機能の向上に貢献するため、調査研究及び質の高い医療従事者の育成を行うこと。

1 診療事業等

(1) 地域において必要とされる医療等の提供

地域において必要とされる医療等の提供に当たっては、地域の実情に応じ、他の医療機関等とも連携を図ることにより、地域での取組が十分ではない分野を積極的に補完するよう努めること。

また、病院等の運営に当たり、協議会の開催等により、広く病院等の利用者その他の関係者の意見を聞いて参考とし、地域の実情に応じた運営に努めること。

地域において必要とされる医療等を提供する観点から、各病院及び老健施設（以下「病院等」という。）が地域医療機構の病院等として満たすべき要件（地域医療支援に係る機能、5事業、リハビリテーション、その他）を定め、当該要件を満たした運営を行うよう努めること。

(2) 質の高い医療の提供

5疾病5事業について、これまで各病院で取り組んできた事業をさらに発展させていくこと。特に、地域医療機構のネットワークを活用し、へき地や医師不足地域に対しては、地域のニーズに基づいた協力を努めること。

リハビリテーションについては、伝統的に実績のある病院等が核となり、地域におけるリハビリテーションにおいてリーダーシップを果たすこと。

また、健診事業についても実績を活かし、地域住民の主体的な健康の維持増進への取組を進めるため、さらに効果的な健診・保健指導を実施すること。

さらに、医療の質の向上を図るため、地域連携クリティカルパスや臨床評価指標に係る取組を進めること。

(3) 高齢社会に対応した地域包括ケアの実施

医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応して地域包括ケアシステム（地域の実情に応じて高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確立される体制。）づくりが進められている。

地域医療機構においては、約半数の病院に老健施設が附属しているという特色を活か

し、医療サービスに加え、老健施設サービス、短期入所、通所リハ、訪問リハ、訪問看護等の複合的なサービスが一体的に提供される拠点として地域包括ケアの推進に努めること。

老人保健施設サービスなど各サービスの実施に当たっては、在宅復帰、認知症対策、看取りへの対応など国の医療及び介護政策を踏まえた適切な役割を果たすよう努めること。

2 調査研究事業

地域医療機能の向上の観点から地域医療機構が実施する取組について、他の地域における課題解決に資するよう、医学生物学的なアプローチのみならず、公衆衛生学・社会的なアプローチも加えた調査研究を行い、地域の実情に応じた医療の提供に活用するとともに、その成果を情報発信すること。

また、地域医療機構が有する全国ネットワークを活用して、EBM（エビデンスに基づく医療（Evidence Based Medicine））推進のための臨床研究を推進するとともに、治験に積極的に取り組むこと。

3 教育研修事業

地域医療機構の有する特色や全国ネットワークを活用し、地域の医療機関と連携しつつ、地域医療機構の特色を活かした臨床研修プログラムやキャリアパスを構築し、地域医療機構が担う医療等に対する使命感をもった質の高い職員の確保・育成に努めること。地域医療の現場においては、日常的に頻度が高く、幅広い領域の疾病等について適切な対応を行い、かつ、他職種と連携して多様なサービスを包括的に行う医師の役割が期待されていることから、こうした総合的な診療能力を持つ医師の育成にも努めること。

また、EBMの成果の普及や医療と介護の地域連携の促進などを目的として、地域の医療・介護の従事者に対する研修事業の充実を図ること。

さらに、地域住民の健康の意識を高めることなどを目的として、地域社会に貢献する教育活動を実施すること。

これらの教育研修事業を行うことによって得られた知見や成果等を情報発信すること。

4 その他の事項

(1) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

患者自身が医療の内容を理解し、治療を選択できるように、医療従事者による説明・相談体制の充実などに取り組むこと。

患者の視点に立った良質な医療を提供するため、地域医療機構の有する全国ネットワークやIT等を活用しつつ、医療の標準化や患者にわかりやすい医療の提供に取り組むこと。

また、職種間の協働に基づくチーム医療などを推進すること。

(2) 医療事故・院内感染の防止の推進

地域医療機構の有する全国ネットワークを活用しつつ、医療安全対策の充実を図り、

医療事故・院内感染の防止に努めること。

(3) 災害、重大危機発生時における活動

災害や公衆衛生上重大な危機が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行うこと。

(4) 洋上の医療体制確保の取組

洋上の医療体制を確保するため、船員保険病院が実施してきた事業(無線医療事業等)について、必要とされる医療を提供する観点から地域医療機構において実施すること。

第3 業務運営の効率化に関する事項

委託運営を行っていた時期の病院経営上の問題点を厳格に分析・検証した上で、効率性、透明性と説明責任が求められる独立行政法人の趣旨を十分に踏まえた運営を行うとともに運営費交付金が交付されない法人として、財政的に自立した運営を行うこと。

1 業務運営体制

(1) 組織

地域医療機構が果たすべき使命を確実に実施できるよう、本部と各病院の役割分担、院内組織等を定め、それぞれが求められる役割を適切に果たすこと。

効率的な運営を図る観点から、当中期目標期間において管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討すること。

職員配置については、地域において必要とされる医療等を提供するため、地域医療機構のネットワークも活用し、医師・看護師等の人材を確保し、適正な職員配置とすること。

(2) 業績等の評価

組織目標の効率的かつ効果的な達成と職員の意欲の向上に資するよう、本部が各病院の目標管理及び運営実績等に基づく各病院の評価を行うとともに、職員の実績を適切に評価する人事評価を行うこと。

なお、病院ごとの実績については、業務実績報告書において明らかにすること。

(3) 内部統制、会計処理に関する事項

独立行政法人として求められる透明性や説明責任を確保するため、マニュアルの整備や研修の実施等による業務の標準化、職員の能力向上を図り、適正な内部統制及び会計処理を確保すること。

その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすること。

(4) コンプライアンス、監査

会計事務の公正性や透明性と説明責任の確保を含むコンプライアンス（法令遵守）徹底の取組を推進すること。

監事による監査のほか、全病院に対し、毎年、会計監査人による外部監査を実施すること。

(5) 広報に関する事項

地域医療機構の役割、各病院の取組等について積極的に広報に努める体制を整備すること。

(6) IT化に関する事項

業務の効率的な実施の観点から、費用対効果についても考慮しつつ、新法人発足時から円滑な運用が可能となるよう全病院共通の人事・給与・会計に係るシステムを構築し、有効に活用すること。

また、地域の医療機能の向上や機構全体の業務を最適化する観点から、医療部門を含めたシステム化に係る方針、計画を策定し、当該計画に基づき適切に対応すること。

2 業務運営の見直しや効率化による収支改善

各病院の特性を活かした良質な医療の提供を図るとともに、適正な職員配置などの業務運営の見直しを通じて、診療収入等の増収及び経費節減を図り、各病院の収支を改善すること。

(1) 経営意識と経営力の向上

運営費交付金が交付されない法人として、財政的に自立した運営が求められていることを踏まえ、研修や職場内における教育訓練（OJT）等を通じて職員の経営意識の向上を図るとともに、月次決算におけるデータ分析を踏まえた経営改善策の実施等により経営力を向上させること。

(2) 収益性の向上

① 地域で必要とされる医療等の実施

医師の確保、地域の医療機関との連携等により、地域で必要とされる医療等を提供し、診療収入等の増収を図ること。

また、治験等の競争的研究費の獲得に努めること。

② 医療資源の活用等

病床稼働率の向上、共同利用を含む医療機器の利用率の向上を図り、医療資源の有効活用を促進すること。

③ 収入の確保

適切な債権管理及び定期的な督促の実施による時効の中断を行うこと等により、医業

未収金の発生防止や徴収の改善を図ること。

(3) 業務運営コストの節減等

① 適正な人員配置及び人件費

適正な人員配置に努めるとともに、類似の業務を行っている事業者の給与水準を踏まえた適正な給与水準とすること。

② 材料費

後発医薬品の採用促進、同種同効果医薬品の整理、共同購入等の調達方法及び対象品目の見直しを行い、医薬品費と消耗品費等の材料費率の節減を図ること。

③ 施設・医療機器の整備

施設・医療機器の整備については、適正な建設単価の設定やコスト削減に資する一括契約の実施等により、投資の効率化を図る。

また、高額の医療機器については、共同購入を行い、経費の節減を図ること。

④ 調達等の合理化

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、地域医療機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

⑤ 一般管理費の節減

平成26年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費（退職給付費用を除く。）について、15%以上節減を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

各病院がもつ医療資源、地域における医療ニーズや立地条件などの運営環境等を分析・検証するとともに、経営改善に実績のある他の独法の取組も参考に、当該年度が始まるまでに各病院の実情に応じた経営改善の取組を含む事業計画を策定すること。

1 経営の改善

中期目標の期間の各年度の損益計算において経常収支率を100%以上とすること。

2 長期借入金の償還確実性の確保

病院建物や大型医療機器の投資にあたっては、長期借入金の償還確実性を確保すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 中期計画における数値目標

本中期目標の主要な事項について、中期計画において数値目標を設定すること。

2 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第16条第1項に定める積立金の処分等に関する事項

中期目標期間終了後、地域医療機構は、病院等の譲渡により得た収益や病院等の運営に必要としない積立金の残額を年金特別会計に納付すること。

3 病院等の譲渡

地域医療機構は、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第14条を踏まえた適切な対応を行うこと。

4 会計検査院の指摘

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うこと。

5 その他

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。

独立行政法人日本貿易振興機構 第四期中期目標

平成 27 年 4 月

最新改訂 平成 29 年 3 月

經濟產業省

独立行政法人日本貿易振興機構 第四期中期目標 目次

1. 貿易投資振興機関としての日本貿易振興機構の位置付けとその役割	1
2. 中期目標の期間	1
3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	2
(1) 対日直接投資の促進	2
(2) 農林水産物・食品の輸出促進	3
(3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援	5
(4) 我が国企業活動や通商政策への貢献	8
4. 業務運営の効率化に関する事項	11
(1) 業務改善の取組	11
(イ) 組織体制・運営の見直し	11
(ロ) 調達方法の見直し	12
(ハ) 人件費管理の適正化	12
(二) 費用対効果の分析	13
(ホ) 民間委託（外部委託）の拡大等	13
(2) 業務の電子化	13
5. 財務内容の改善に関する事項	13
(1) 自己収入拡大への取組	13
(2) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組	14
(3) 保有資産等の見直し	14
(4) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等	14
6. その他業務運営に関する重要事項	14
(1) 内部統制	14
(2) 情報管理	15
(3) 情報セキュリティ	15
(4) 人事管理	15
(5) 安全管理	15
(6) 顧客サービスの向上	16

1. 貿易投資振興機関としての日本貿易振興機構の位置付けとその役割

日本貿易振興機構は、独立行政法人日本貿易振興機構法第3条にあるとおり、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、これらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的としている。

日本貿易振興機構は、第一期中期目標（平成15年～18年度）、第二期中期目標（平成19年度～22年度）及び第三期中期目標（平成23年度～26年度）を通じて、我が国企業の海外展開支援及び新興市場開拓支援、対日直接投資の促進、農林水産物・食品の輸出促進、通商政策への貢献など、我が国の貿易と投資の促進に資する事業を総合的に実施してきたところである。

我が国経済を取り巻く現状に目を向けると、日本経済が少子高齢化による人口減少という経済社会構造上の大きな変化に直面する一方、海外では新興国を中心に世界市場が急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国の競争が激化している。

こうした中、政府の「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）では、日本経済の成長に向けて、①対内直接投資の活性化、②農林水産物・食品の輸出促進、③中堅・中小企業等の海外展開支援等において日本貿易振興機構に対して施策の実施・貢献が期待されている。さらに、「日本再興戦略（改訂版）」（平成26年6月24日閣議決定）においては、これらの施策の実施に当たり日本貿易振興機構の機能について、対日投資ワンストップ機能強化、農林水産物・食品における国際展開支援や輸出振興に関する知見等の活用、中堅・中小企業等の新興国市場獲得のための機能強化等を図ることとされるなど、貿易投資振興機関として、中核的な役割・貢献を果たすことが期待されている。

こうした政府の成長戦略等を踏まえ、また、長期的視点に立って、日本貿易振興機構を、経済産業省の政策体系のうち、「対外経済政策」における「国際交渉・連携」、「海外市場開拓支援」、「貿易・投資」の各施策、その他「中小・地域」等の政策のうち貿易・投資の促進に関わる施策を実施する機関として位置付け、第四期中期目標においては、施策実施機関として、国内外の政府・自治体・貿易投資振興機関・研究機関・民間企業・商工団体等と連携し、特に意欲のある自治体・民間企業・商工団体等に対して積極的に働きかけることで、日本と海外との間の情報、企業、人材、商品、技術、資金などの経済的資源を双方向で効果的・効率的に繋げる機能（「つながり機能」）を担い、アウトバウンドとインバウンドの好循環を生み出して貿易と投資を活性化させるハブとしての役割を果たす。

（別添）政策体系図

2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

日本貿易振興機構が、前述の役割を果たし、政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げ、我が国及び地域経済の再生を果たすため、以下の方向で事業活動を実施していく。その際、顧客サービスの向上に努めながら、国内外の広範なネットワークを活用して、国内外の政府・自治体、貿易投資振興機関、研究機関、国際機関、民間企業・商工団体等や外部人材との連携を図り、それら機関・人材を有機的に繋ぐハブとして、我が国の貿易投資振興政策の実施に関し積極的にコーディネートし、より高い政策効果の実現を目指す。

(1) 対日直接投資の促進

政府目標である「2020年における対内直接投資残高の35兆円への倍増（2012年比）」に向けて、政府・自治体及び関係機関がそれぞれの役割に応じて投資環境の整備や外国企業誘致等に取り組む必要がある中、日本貿易振興機構は、我が国における対日投資促進の中核機関として、政府の「対日直接投資推進会議」での議論を踏まえつつ、関係機関等とも連携し、国内外ネットワークを活用して、オープンイノベーションの推進や地域経済の活性化に資する対日直接投資促進に向けた以下の取組を一層強化・推進する。

- 総理、閣僚、大使、自治体首長等による海外におけるトップセールス活動や海外メディア、ウェブサイト等を活用し、外国企業に対する情報発信を積極的に展開する。
- 日本貿易振興機構の対日直接投資促進業務の経験とノウハウ、海外のトップ人脈に精通した外部専門家の知見・ネットワーク、在外公館との連携など日本貿易振興機構内外の資源を総動員して、海外において攻めの営業活動・広報戦略を展開する。さらに、その受け手となる国内での誘致体制を強化して、大型案件の誘致や大規模雇用等が見込める経済波及効果の高い案件の誘致に向けた取組を重点的に実施するとともに、既投資企業に対する長期的なフォローを行い、二次投資を促進する。
- 外国企業の拠点設立に対する支援や、政策提言等の従来活動に加えて、外国企業の誘致に積極的な自治体と共同した誘致活動や外国企業と日本企業との資本提携支援など、新たな取組を検討する。また、国家戦略特区に指定された地域の自治体とは、外国企業に対するワンストップ支援拠点の整備を協力して行う。

【指標】

- ・ 投資プロジェクト管理件数について年平均1,200件以上を達成する。
(前中期目標期間実績：平成26年度900件)
- ・ 誘致成功件数について中期目標期間中に470件以上（うち大型等特定誘致案件60件以上）を達成する。(前中期目標期間実績：年平均78件（うち、大型等特定誘致案件10

件))

- ・ 対日直接投資促進事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上を達成する。
(前中期目標期間実績：8割以上を達成)
- ・ 自治体等のニーズを踏まえつつ、自治体等と連携した取組（トップセールス、セミナー、外国企業等の招へい等）を積極的に行い、地域への投資誘致を効果的に行うこと。(関連指標：自治体等との連携件数)
- ・ 規制改革等の状況、外国企業の要望等を踏まえつつ、外国企業の意見取り纏めや政府への情報提供等の活動を十分に行い、我が国の投資環境の改善に繋げること。
(関連指標：政府への情報提供件数)

<目標水準の考え方>

- 政府目標である「2020年対内直接投資残高35兆円」を達成するためには今後毎年平均すると約2兆4,000億円の残高増が必要。過去18年間（1996年～2013年）の対日直接投資のフロー実績額を平均すると、平均流入額が毎年3兆4,400億円、平均流出額が2兆7,400億円となり、毎年平均約7,000億円の流入超となる。
- 年平均流入超が残高の増加に等しく、また、年間流出額が今後ほぼ同額で推移すると仮定すれば、年間2兆4,000億円の残高増を実現するには、年間流入額を3兆4,000億円から5兆1,000億円へと1.5倍に増加させる必要がある。これを踏まえ、日本貿易振興機構は、流入額の増加に貢献すべく、中期目標期間中の毎年の誘致成功件数を1.5倍とすることが適当。前中期目標期間における誘致件数が年平均78件であったことから、 $78 \times 1.5 = 117$ 件を年間平均誘致件数とする。初年度から体制強化を図るとしても、誘致成功に至るには一定の期間を要することから、4年間で470件を目指しつつ、毎年度の達成目標は中期計画又は年度計画で設定する。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、国内経済が着実に成長し国内の投資環境整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

【重要度：高】政府の日本再興戦略における対日直接投資残高倍増目標に貢献するため、誘致案件を発掘・支援し、誘致成功に結びつけることが重要となるため。

【難易度：高】アウトカム目標として、外部の経済的・制度的な環境や外国企業の経営判断などに大きな影響を受ける誘致成功件数を目標として設定しているため。

(2) 農林水産物・食品の輸出促進

政府目標である「2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大」（「農

林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部)の達成に向けて、政府の定めた「国別・品目別輸出戦略」のオール・ジャパンでの取組体制の司令塔となる「輸出戦略実行委員会」のメンバーとして、そこでの議論を踏まえつつ、政府、自治体、業界団体等と連携した日本貿易振興機構によるワンストップ・サービスを更に強化し、農林水産物・食品の輸出を推進する。

- 日本のブランドの訴求力を高め、より効果的な輸出支援を展開するため、品目別輸出団体のサポート等「オール・ジャパン」での取組を行う。例えば、海外展示会等において、自治体や業界団体等と連携しつつ、各産地の活動の取りまとめを行う。
- 海外市場調査、情報提供及び個別相談対応を通じ、初めて輸出に取り組む企業や事業者から、国別・品目別マーケティング情報など実践的な情報を求める企業や事業者まで、そのニーズに応じて、幅広い対応ができる体制を整備する。
- 日本産農林水産物・食品の海外需要拡大のため、海外の食品・外食関係者への日本産品の理解促進・啓発活動等を通じて、日本食の普及や日本食のブランド化に向けた取組を、クールジャパンの取組とも連携して実施する。
- 規制緩和、証明書発行体制の整備等、輸出関連の制度的対応ニーズを把握し、政府当局への働きかけを行うとともに、制度的対応が行われたタイミングをとらえて市場開拓支援事業を展開するなど、制度的対応支援から具体的なビジネス促進までの一貫した支援に引き続き取り組む。
- 地域活性化の観点から、自治体等と連携して、地域の特色を活かした輸出支援を行う。

【指標】

- ・ 輸出支援件数(延べ社数)について年平均 3,200 件以上、かつ、平成 29 年度及び平成 30 年度で年平均 4,160 件以上を達成する。
(前中期目標期間実績:年平均 2,459 件)
- ・ 輸出成約金額(見込含む)について中期目標期間中に 676 億円以上、かつ、平成 29 年度及び平成 30 年度で合計 436 億円以上を達成する。
(前中期目標期間実績:年平均 72.3 億円)
- ・ 農林水産物・食品の輸出促進事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上を達成する。
(前中期目標期間実績:8 割以上を達成)
- ・ 輸出戦略実行委員会品目別部会等での情報提供支援、セミナー、商談会、見本市等に積極的に取り組み、品目別団体のオール・ジャパンでの取り組み支援を効果的に行うこと。

(関連指標：品目別の取組に貢献する事業実施件数)

- ・ 事業者からの情報収集、政府への情報提供等を適時かつ十分に行い、輸出環境の整備に繋げること。(関連指標：政府への情報提供件数)

<目標水準の考え方>

- 「2020年に農林水産物・食品の輸出額を現状(2012年)の約4,500億円から1兆円とする」とされた政府目標(「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定))が、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部改訂)において「2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大」とすると1年前倒しされた。1兆円への達成に向けて、2015年の実績額7,451億円で鑑みると1.3倍増加させる必要があることを踏まえ、日本貿易振興機構の支援による直接的な輸出実績である輸出成約金額(見込含む)についても、当初の中期目標期間中の総額520億円から1.3倍の676億円を達成することを目指すものとする。また、輸出支援件数についても同様に、当初の年平均3,200件以上から1.3倍の年平均4,160件以上の達成を目指すものとする。なお、これらを踏まえた毎年度の目標値は、中期計画又は年度計画で設定する。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、海外における輸入規制の改善など輸出環境の整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

- 【重要度：高】政府の日本再興戦略における輸出額1兆円の目標に貢献すべく、マッチング機会の提供など支援を実施し、輸出成約に結び付けることが重要となるため。

(3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

高い技術力を有し、海外市場で十分に勝負できる潜在力を有する中堅・中小企業など、我が国企業の海外展開を推進するため、「今後5年間で新たに1万社の海外展開を実現する」との政府目標を踏まえつつ、日本からの輸出や海外進出、進出後の現地展開や事業見直し、さらには第三国展開まで一貫して支援し、独立行政法人中小企業基盤整備機構、自治体、関係機関等と連携しつつ、切れ目なく実施する。また、海外進出した日系企業の支援に際しては、ニーズや進出段階に応じた継続的な支援を実施する。

- 「日本再興戦略」等の政策及び我が国産業界のニーズ等を踏まえ、サービス、健康・長寿、環境・エネルギー、インフラシステム、知的財産の活用、クールジャパンの推進など、我が国が強みを有する産業、技術・ビジネス分野において重点産業・分野を

定めて、個別企業のビジネス組成など、成果創出に向けて、効果的かつ効率的な支援を行う。また、これら日本の優れたモノ、サービス、観光などの周辺ビジネスを有機的に連携し、積極的に海外展開することで、日本の文化・産業への関心を高め、更なる需要を喚起するとともに、訪日外国人の増加などを狙う。

- 市場の拡大が期待される新興国等における日本企業の市場開拓を積極的に支援するため、日本貿易振興機構が中核となって、海外展開機関との密接な連携による現地での課題対応や海外人材とのネットワークの構築を図る。また、その市場開拓に向けては、対象となる市場の経済発展の度合い、日本企業の進出の程度、競合国企業との競争環境等を勘案し、それぞれの国・地域に応じた戦略的な取組を官民一体となって実施する。その際、産業育成やビジネスを通じた社会的課題解決に向けた支援等を実施し、我が国のプレゼンスを向上させるとともに、相手国政府等との関係強化を図りつつ、日本企業の市場開拓に向けた環境整備を行う。
- 中堅・中小企業等においては、海外展開に必要な人材やノウハウ・経験の不足がボトルネックとなっていることから、グローバル人材の育成、海外展開に関する情報・知識の提供など、中小企業等の海外展開に取り組む企業の裾野の拡大と能力向上に資する事業を展開する。
- 海外展開に意欲のある自治体や地方の商工団体等に対し、海外のクラスター・産業とのビジネス連携等を積極的に提案し、海外展開による地域経済の活性化を促進する。また、日本発ビジネスイノベーションの創出・展開支援を推進し、新産業創出を促進する。
- 知的財産権の取得や保護、その活用支援による海外展開支援や海外の法的規制や基準・認証等の制度・ルール情報の整備等を通じて、我が国企業の海外展開活動を支援する。

【指標】

- ・ 新たな輸出・投資等の海外展開成功社数について年平均 400 社以上を達成する。
(前中期目標期間実績：平成 25 年度 190 社)
- ・ 輸出・投資等の海外展開支援件数（延べ社数）について年平均 3,600 件以上を達成する。
(前中期目標期間実績：年平均 3,457 件)
- ・ 貿易投資相談件数について年平均 61,800 件以上を達成する。
(前中期目標期間実績：年平均 59,099 件)
- ・ 知的財産権等に関わる相談件数について年平均 1,500 件以上を達成する。
(前中期目標期間実績：年平均 1,443 件)
- ・ 海外展開支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4

段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上を達成する。

(前中期目標期間実績：8割以上を達成)

- ・自治体等のニーズや地域の特性を踏まえつつ、地域が強みを持つ分野・産品等を有機的に組み合わせながら、日本貿易振興機構が持つ様々な支援ツールを駆使して、地域経済の活性化、地域の中堅・中小企業の輸出促進を効果的に行うこと。

(関連指標：地域支援プロジェクト形成件数)

- ・海外の展示会等において関連する複数の分野を組合せた展示や関係機関と連携したパビリオン形成を積極的に行い、ジャパンプランドの効果的な発信に繋げること。

(関連指標：関係機関との連携件数)

- ・ビジネス環境の改善や経済連携の強化等に向けた相手国政府との対話等の枠組みの構築や二国間協力事業の実施等を通じて、相手国政府との関係を強化し、我が国の通商政策や企業活動の円滑化に資すること。

(関連指標：相手国政府等への協力事業の実施件数)

<目標水準の考え方>

- 政府目標である「5年間で新たに中小企業・小規模事業者1万社の海外展開の実現」を達成するためには毎年平均すると2,000社の海外展開の実現が必要。「輸出を実施していないが、関心のある企業が最も頼りにしている海外展開の相談相手(中小企業白書2014)」において、日本貿易振興機構を選択した企業が全体の18.2%であることを踏まえて(海外支援機関を除き、国内支援機関のみを対象として算出)、日本貿易振興機構は毎年平均目標値である2,000社の20%に当たる年平均400社の海外展開(直接・間接輸出及び直接投資等)の実現を目標値として設定。
- 運営費交付金の効率化を図る中、経営努力により事業の効果・効率を高め、同目標値を4年間維持することを目指す。

<想定される外部要因>

外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、海外における輸入規制、外資規制の改善が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

注：上記目標のうち、貿易投資相談件数、新たな輸出・投資等の海外展開成功社数については、農林水産物・食品分野の実績を含める。

【重要度：高】政府の日本再興戦略における新たに中小企業・小規模事業者1万社の海外展開の実現目標等に貢献するため、マッチング機会の提供など支援を実施し、海外展開成功に結び付けることが重要となるため。

【難易度：高】アウトカム目標として、外部の経済的・制度的な環境や企業の経営判断な

どに大きな影響を受ける新たな海外展開成功社数を目標として設定しているため。とりわけ、海外展開未経験企業を発掘、育成し、商談等の機会の提供、綿密なフォローアップなど多くの手間と時間が必要であり、その難度が特に高い。

(4) 我が国企業活動や通商政策への貢献

日本貿易振興機構は、世界各地に展開した拠点網、海外の地域・産業等に豊富な知見を持つ人材、現地政府・企業・研究機関・国際機関等とのネットワーク、アジア経済研究所における地域研究・開発研究の蓄積などの強みを最大限に活用して、調査・分析活動を実施するとともに、国内外政府に向けて積極的な政策提言活動を行い、我が国の企業活動や通商政策等に貢献する。特に、海外ビジネス情報の収集・提供については、企業ニーズの収集・分析に基づき、具体的なビジネスの進展に繋げるよう努める。

- 本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所は、相互に連携のメリットを活かして、調査・研究等の機能向上を図る。具体的には、アジア経済研究所は、本部、国内事務所及び海外事務所のネットワークを活用して収集した企業情報や産業情報等を活用しつつ、企業や政府のニーズによりの確に対応した地域・開発研究等を行う。また、本部、国内事務所及び海外事務所は、アジア経済研究所の有する新興国を中心とした研究蓄積、その他研究機関とのネットワークを活用しつつ、我が国企業、政府では入手が難しい、現地の政治・経済・社会に関する付加価値の高いビジネス情報を企業や政府へ提供するとともに、政策実施機関として施策の成果・課題等を分析し、政府に積極的にフィードバックする。
- 我が国企業による海外展開や外国企業による日本への投資等において、個別企業では解決の難しい諸課題を集約・分析し、国内外政府に政策提言等を行い、課題解決に向けた政策の実現を促す。例えば、メガ FTA など世界規模での経済連携の動きが広がる中、我が国の経済連携の推進に向けた政策提言や相手国政府関係者との対話等の活動を強化する。また、経済連携など政策実現によって得たメリットを確実に日本企業に還元するため、普及・活用促進に力を入れる。

アジア経済研究所については、独立行政法人通則法における国立研究開発法人の目標設定に関する規定を準用し、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」を次のように定める。

- アジア経済研究所は、我が国における最大の新興国・途上国研究の拠点として、世界の公共財となる付加価値の高い研究成果を創出すると同時に、新興国等に向けた日本企業の貿易と投資の拡大と日本政府の通商政策の立案の基盤となり、またリスク把握の基礎となる、質の高い分析と情報を提供する。

- グローバリゼーションの中でアジアをはじめとする新興国が高い経済成長を続け、日本企業にとっての潜在的市場が拡大する一方で、それに伴い政治・治安情勢の不安定化、資源価格の乱高下、所得格差の拡大、資源・環境制約の顕在化等の様々な課題が表面化しており、新興国研究へのニーズが飛躍的に高まっている。こうした課題に応えるため、アジア経済研究所は、今後より高い専門性をもつ多様な研究者を集積させ、日本貿易振興機構及び他の研究機関等との国内外のネットワークを最大限に活用し、より質の高い研究成果と政策提言を創出・提供する。
- この目的を達成するために、「地域研究」は新興国の政府・経済界・社会のニーズを掘り起こしながら研究を行うとともに、「開発研究」は新興国等の成長戦略やグローバリゼーションに伴う課題に重点的に研究する。
- アジア経済研究所は、WTO、OECD、UNIDO、ADB、ERIA 等の国際機関や海外の大学・研究機関との共同研究等を推進し、国内外の優れた研究人材を活用しながら、国際的な研究ハブとしての機能を高め、大学や民間企業では実施困難な先駆的かつ独創的な研究成果を創出することで、世界への知的貢献を目指す。研究成果・政策提言は、出版、国際シンポジウム・セミナー、ウェブサイト等を通じて、政策担当者やメディア、経済界、国民各層に提供するほか、新興国等の政府・産業界等にも発信していく。さらに、図書館の資料情報基盤の構築を通じて、研究プラットフォームを提供する。

【指標】

- ・ 調査関連ウェブサイトの閲覧件数について年平均 183 万件以上を達成する。
(前中期目標期間実績：年平均約 175 万件)
- ・ 政策担当者及び企業関係者等への日本貿易振興機構の事業や海外情報等に関するブリーフィング件数について年平均 5,100 件以上を達成する。
(前中期目標期間実績：年平均 4,859 件)
- ・ 調査、研究等の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上を達成する。
- ・ 企業ニーズを踏まえた調査・研究及び情報提供を積極的に行うことで、具体的なビジネスの進展に繋げること。
(関連指標：セミナー等での講演件数や外部出版物等への掲載件数)
- ・ 我が国企業及び国内外政府のニーズを踏まえつつ、政策提言等やそれに向けた調査、意見取り纏め、レポート作成等を十分に行い、国内外政府の政策立案等へ貢献すること。
(関連指標：政府への情報提供件数)

<目標水準の考え方>

- 我が国企業活動や通商政策への貢献を目的とする調査・研究業務に関する目標値の設定に当たっては第三期中期目標期間の平均実績を上回る目標値を設定。
- 運営費交付金の効率化を図る中、経営努力により事業の効果・効率を高め、同目標値を4年間維持することを目指す。

【アジア経済研究所の研究成果に係る評価軸及び関連する指標】

➤ 政策的・社会的・経済的観点からの評価軸

政策の基礎となる研究成果の創出を通じた産業・経済・社会への貢献

(評価指標)

- ・ 政策立案への貢献や研究成果の普及状況

(モニタリング指標)

- ・ 政策ブリーフィング件数：年平均 282 件以上
- ・ 成果普及セミナー・シンポジウム等の開催件数：年平均 75 件以上
- ・ 成果普及セミナー・シンポジウム参加者に対する「役立ち度」アンケート調査結果：4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上
- ・ 定期刊行物や単行書、政策立案に寄与するポリシーブリーフや調査研究報告書等研究成果のウェブサイト上における閲覧件数（ウェブサイト上でのファイルのダウンロード件数も含む）について年平均 195 万件以上を達成する

➤ 学術的観点からの評価軸

先駆的かつ大学・企業等で実現しがたい研究成果の創出

(評価指標)

- ・ 先駆的かつ独創的な研究成果の創出状況

(モニタリング指標)

- ・ 研究最終成果の外部査読：5 点満点で平均 3.5 点以上

➤ 国際的観点からの評価軸

国際共同研究等の推進を通じた世界への知的貢献

(評価指標)

- ・ 国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施状況

(モニタリング指標)

- ・ 国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施件数：年平均 7 件以上

4. 業務運営の効率化に関する事項

日本再興戦略において取り組むものとされている役割と政府目標を踏まえつつ、日本貿易振興機構の業務の必要性及びその達成度合を政府・国民に対して分かりやすく示し、政府・国民に対して説明責任を果たすため、事業のアウトプットに関わる定量的目標のみならず、できる限り企業等の事業成果（アウトカム）に着目した目標など、事業の特性や政策ニーズ等に応じた実効性を伴う質の高い目標の策定や企業の成功事例など具体的な定性的アウトカムの創出を図る。こうした事業成果向上に資する目標の達成に向けては、組織として、PDCAサイクルに基づく業務実績・活動の把握や成果向上に向けての業務改善やその効率化に取り組むこととする。

(1) 業務改善の取組

運営費交付金を充当して行う業務については、第四期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比 1.15%以上の効率化を行うものとする。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.15%程度の効率化を図るものとする。

(イ) 組織体制・運営の見直し

組織体制の見直しについては、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所間での連携強化や情報の円滑な流通を促進し、「3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて、事業のより効果的な実施が可能となる組織設計を行う。

監事・監査業務等の内部統制強化を図りながらも、それにより管理部門の人員が増大しないよう努力する。

また、国内外の各事務所がサービスの最前線であることから、各事務所の業績及びコスト情報を把握した上で、中期計画において定める評価手法に基づき、事務所単位での評価を実施する。また、利用者アンケートを活用するなどにより、事務所単位でのサービスの質の向上に努め、事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。

○ 国内事務所

国内事務所については、自治体等における貿易・投資施策の策定プロセス等へ積極的に参画するなど、地元での連携強化を図る。また、地域ニーズへの対応強化、地域経済活性化への貢献、顧客の裾野の拡大を図るため、地元からの強い要請や応分の経費負担を前提として、貿易情報センターネットワークの強化を図る。加えて、全国8カ所に設置した「地域統括センター」を起点として、地域で連携した製品の市場開拓など都道府県の枠組みを超えた広域事業を展開していく。

今後の国内事務所の開設に際しては、地域における中小企業社数、海外展開や輸出の現状及び可能性など定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で費用と便益を適切に比較して判断することが必要であり、これらの視点を踏まえた開設の考え方について、必要な見直しを進める。また、前中期目標期間中に開設された事務所及び今後開設予定の事務所について、開設から一定期間を経た後（山梨事務所については初年度速やかに）、管轄地域において支援を行った企業が海外展開した数の伸びや輸出額の増減などを踏まえて、事務所の開設の効果について検証を行う。

また、引き続き、我が国における中小企業の海外展開や輸出の現状及び可能性、自治体の負担、事務所設置による効果などを検討し、国内事務所設置から生じる費用と便益を考慮し、国内事務所の配置について、本法人としての考え方を整理した上で、必要な見直しを進める。

さらに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の地方事務所との共用化又は近接化を推進し、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、一層の連携協力を図る。

○ 海外事務所

海外事務所については、アジア・アフリカといった新興国など企業の海外展開・政策的支援のニーズの高い地域と、欧米など対日直接投資活動の展開等の観点で重要となる先進国において、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。その際、事務所単位での評価及び民間サービスの状況等も踏まえ、既存事務所の更なる見直しを実施するとともに、将来ニーズの高い新興国への事務所及び職員の配置を進める。さらに、配置の妥当性について、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で、検証する。

また、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。

(ロ) 調達方法の見直し

日本貿易振興機構は、迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付総務大臣決定）を踏まえて、日本貿易振興機構が策定した「調達等合理化計画」に掲げられた目標を達成するものとする。

(ハ) 人件費管理の適正化

政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げ、我が国及び地域経済の再生を果たすため、第四期中期目標期間中の日本貿易振興機構の果たすべき役割が増大することが見込まれることから、政府や社会から期待される役割を果たすために必要となる適正な人員の配置を行う。その際、給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準

の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表するものとする。

(二) 費用対効果の分析

業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析することで、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。

(ホ) 民間委託（外部委託）の拡大等

民間委託の拡大に当たっては、業務全般の運営方法の見直しや必要となるコストの検証を実施しつつ、管理的業務に加えて、各種事業実施に伴う定型的な業務等、民間企業に外部委託が可能な業務については外部委託を推進し、効果的かつ効率的な業務運営を図る。また、官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。

(2) 業務の電子化

日本貿易振興機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ、効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、IT 技術を活用して執務環境の整備を図る。その際、調達方法の改善を図ることにより、ユーザー当たりの IT 基盤投資コストの抑制に努める。

5. 財務内容の改善に関する事項

「日本再興戦略」などで示された日本貿易振興機構への政策的な期待・要請に応えるため、財政基盤の一層の健全化を図るとともに、必要な経営資源を機動的に投入していく。また、自己収入の拡大に引き続き取り組む。さらに、業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえ、これまで以上に、業務の優先順位を明確にし、それに応じた経営資源（人員・予算など）の最適配分を行い、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。

また、財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。

(1) 自己収入拡大への取組

第一期から第三期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、引き続き、自己収入の拡大に向けた経営努力を継続し、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国への財政負担の抑制に引き続き取り組むこととする。具体的には、セミナーの開催、展示会・商談会の開催等について受益者負担の拡大を図るとともに、会費収入や自治体・関

係機関等との連携を通じた外部からの負担金や受託収入の拡大を目指す。

(2) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組

運営費交付金については、収益化単位ごとの予算と実績の管理を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。

(3) 保有資産等の見直し

日本貿易振興機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、多角的な観点からその保有の必要性について検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。

対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）神戸については、廃止を念頭に、自治体との協議を進め、常設オフィスの廃止や自治体への事業移管等の具体的方策について検討する。

(4) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

日本貿易振興機構の財務内容等の一層の透明性を確保し、日本貿易振興機構の活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

6. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制

業務範囲の拡大、支援案件数の増加等による業務量の拡大が見込まれる状況下において、以下の通り内部統制の充実を図り、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を遂行し、日本貿易振興機構のミッションを有効かつ効率的に実施する。

- 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。
- 役職員の行動指針となる行動憲章を、日本貿易振興機構内全職員に毎年度、周知徹底を図る。
- 日本貿易振興機構の業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、週 1 回役員会を開催し、審議・報告する。その結果を日本貿易振興機構内に伝達し、役職員全ての認識を共有する。
- 年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を年度当たり 2 回確認し、PDCA サイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業成果の向上を図る。

- 日本貿易振興機構のミッション遂行の障害となるリスクを把握・評価し、適切な対応を図る。
- アジア経済研究所における研究が適正に行われることを確保するため、研究不正防止及び研究倫理審査等の制度を充実させる。

(2) 情報管理

「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成 13 年度法律第 140 号）」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」に基づき、適切な対応を行う。

個人情報の取り扱いについては、引き続き、日本貿易振興機構内全職員に対する研修や点検を毎年度実施し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。

(3) 情報セキュリティ

情報セキュリティ対策については、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアル整備などの措置を行うとともに、政府、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。

また、引き続き、監査、日本貿易振興機構内全職員に対する研修を毎年度実施し、日本貿易振興機構内の情報セキュリティリテラシの維持・向上を図る。

(4) 人事管理

事業ニーズや社会経済情勢の変化を的確に踏まえつつ、勤務環境の整備等による女性活躍の一層の促進、ナショナルスタッフの育成・活用、外国人職員の採用、国内外の外部組織との人材交流、企業経験者等の外部人材の活用などを通じた人材の多様化を図る。併せて、企業の成果創出や他機関との事業連携を効果的に進めるため、企業や外部機関等の多様なビジネスニーズに対して、海外や地方に根ざし、実情を踏まえた的確な情報提供や支援策等の提案が可能な職員を育成するための人材育成策を拡充する。そのためには、若手・中堅職員が貿易・投資促進業務に求められる能力・専門性を向上させるべく、OJT・研修等を通じた人材育成策を拡充する。

(5) 安全管理

天災や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等の改訂を毎年度検討し、危機管理体制の整備を図る。

また、海外における各国・地域の治安、自然災害、環境汚染等の情報を適時かつ正確に把握し、迅速かつ適切な対策を講じる。

(6) 顧客サービスの向上

地方の中小企業等、我が国中小企業の海外展開等への関心が高まる中、日本貿易振興機構が提供するサービス内容について幅広く伝えるとともに、毎年度、全国で企業や関係機関等からサービスに対する意見や要望を聴取する機会を設けるなど、顧客サービスの質的向上、改善に向けた不断の取組を行う。

経済産業省 政策体系

経済産業省の政策体系においては、対外経済政策における国際交渉・連携、海外市場開拓支援、貿易・投資の各施策の実施を担うほか、その他中小・地域等の政策のうち貿易・投資の促進に関わる施策の実施が求められている。

①経済成長

②個別産業

③対外経済

国際交渉・連携/海外市場開拓支援/貿易投資

④中小・地域

⑤エネルギー・環境

⑥保安・安全

日本再興戦略

政府が掲げる日本再興戦略においては、対日投資促進、農林水産物・食品輸出の拡大、中堅・中小企業の海外展開支援などに関して、強力な施策の実施が期待されている。

2020年に対日投資残高を倍増(35兆円)

2020年に農林水産物・食品の輸出額を現状から倍増(1兆円)

今後5年間で新たに中小企業・小規模事業者1万社の海外展開を実現

上記の他

- ・戦略的な経済連携の推進
- ・インフラシステム輸出の推進
- ・クールジャパンの推進
- ・新興国戦略の深化
- ・日本貿易振興機構の機能強化

独立行政法人 日本貿易振興機構

第4期中期目標期間の重点事業

(1) 対日投資促進

我が国における対日投資促進の中核機関として、オープンイノベーションの推進や地域経済の活性化に資する対内直接投資促進に向けた取組を一層強化・推進。

(2) 農林水産物・食品の輸出促進

オールジャパンでの日本ブランド推進を含め、政府、自治体、業界団体等と連携したワンストップ・サービスを更に強化し、農林水産物・食品の輸出を推進。

(3) 中堅・中小など我が国企業の海外展開支援

関係機関と連携しつつ、輸出や海外進出、進出後の現地展開、さらに第三国展開まで一貫した切れ目ない支援を実施。

(4) 我が国企業活動や通商政策への貢献

海外拠点網、海外に関する豊富な知見を持つ人材、現地政府等とのネットワーク、アジア経済研究所における研究蓄積などの強みを最大限に活用して、調査・分析活動を一層強化するとともに、国内外政府に向けて積極的な政策提言活動を行い、我が国企業活動や通商政策等に貢献。

平成27年11月20日
経済産業省

独立行政法人中小企業基盤整備機構 第3期中期目標

【前文】

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、我が国で唯一の中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関として、平成16年7月に設立された。これまで機構は、中小企業基本法の基本施策に対応した（1）創業・新事業展開の促進、（2）経営基盤の強化、（3）経営環境の変化への対応の円滑化という3つの事業の枠組みに加え、予め終期を明確にした（4）産業用地の分譲等の期限付き業務の4つの事業に整理し、業務を実施してきた。業務の実施に当たっては、新たな政策課題や中小企業・小規模事業者の支援ニーズに即応できる地域本部制をはじめとする現場重視の組織体制を構築し、機構自らが有する各種の支援機能を組み合わせた総合的な支援を実施するとともに、地域の商工会、商工会議所等の中小企業支援機関、地域金融機関、中小企業経営力強化支援法（平成24年8月制定）に基づく認定経営革新等支援機関等（以下、「地域支援機関等」という。）の支援機能の向上・強化を支援する役割を担ってきた。また、東日本大震災の被災中小企業・小規模事業者の復旧・復興のために機構の支援ノウハウを活用し、多様な支援策を着実に実施するとともに、海外展開支援などの新たな政策課題にも迅速に取り組んできたところである。

日本経済を取り巻く環境は、景気低迷とデフレからの脱却に加え、少子高齢化や新興国の台頭とそれに伴う比較優位構造の変化など構造的変化への対応が喫緊の課題となっている。このため、政府は、①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略を一体として強力に推進しているところである。さらに、この成長戦略を進化させるための検討方針が示され、我が国の潜在成長力の抜本的な底上げを図り、持続的な成長軌道に乗せるため中小企業・小規模事業者の活性化に取り組むこととしているところである。

全国385万の中小企業・小規模事業者、地域に広がるヒト、モノ、コミュニティといった経営資源は、我が国の製造業を支え、付加価値の高いサービス産業の源泉であり、世界に誇るべき産業基盤である。こうした産業基盤の革新が、地域経済を再生させ、我が国の国際競争力の強化に繋がるものである。また、中小企業の約9割、雇用の約3割を占める小規模事業者は、地域経済と雇用の重要な担い手となっている。政府の成長戦略を着実に地域経済にまで浸透させ、我が国経済を確実に成長軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者の活力を引き出していくことが必要不可欠である。

政府は、景気回復の実感を全国津々浦々、地域経済と地域の雇用を支える中小企業・小規模事業者に届けるため、

- ① 東日本大震災の被災中小企業・小規模事業者等への支援。特に、原子力災害により深刻な被害を受けた福島の復興・再生
 - ② 日本再興戦略に掲げられた目標を達成するための政策展開
 - ③ 中小企業の約9割を占める小規模事業者に焦点を当てた政策展開
- といった措置を講じているところである。

このような政府の取組を踏まえ、機構は、平成26年4月から始まる第3期中期目標期間において、これまでに果たしてきた、(1) 創業から企業の成長・発展、事業再生までを総合的に支援する役割、(2) 地域支援機関等の支援機能の向上・強化を支援するという2つの役割について、今後とも一層の強化・充実を図りつつ、以下の3つの取組に重点を置き、政府の政策展開に貢献する取組を進めていくこととする。

【東日本大震災の復興の加速と福島の再生への対応】

東日本大震災による被災中小企業・小規模事業者への相談・助言、専門家の派遣、仮設施設の整備やその有効活用に係る支援、被災県と連携・協働した資金支援等、これまで機構が培ってきた支援ノウハウを活用した支援を行い、東日本大震災の復興の加速と福島の再生に引き続き取り組む。

【日本再興戦略の目標で掲げられた政策展開への対応】

日本再興戦略で掲げられた3つの目標である

- ① 開業率・廃業率を米国・英国レベル（10%）まで引き上げ
 - ② 2020年までに黒字の中小企業・小規模事業者を倍増
 - ③ 2013年から5年間で新たに1万社の海外展開
- について、機構の持つ多様な支援策を活用した取組を行い、その達成に貢献する。

【小規模事業者に焦点を当てた政策展開への対応】

小規模事業者に焦点を当てた政策展開を踏まえ、機構は、地域支援機関等との連携・協働を一層強化し、全国的な支援体制を強化するための役割を果たすとともに、小規模事業者が必要とする支援施策等の情報をきめ細かく発信・提供するための取組を強化し、その認知度の向上に取り組む。

以上の3つの重点課題を踏まえ、機構は、(1) 東日本大震災からの復興支援、(2) 販路開拓支援、(3) 中小企業・小規模事業者の新陳代謝（創業・事業引継ぎ支援）、(4) ものづくり連携支援、(5) 海外展開支援、(6) ITを活用した効率的・効果的な支援といった業務について、強化を図ることとする。

また、機構が行う各種助言・支援業務については、これまでに培った支援ノウハウの地域支援機関等への移転を進めるなど、引き続き地域支援機関等の支援機能の向上及び強化を支援し、中小企業政策の中核的実施機関として、より難度が高く、より専門性の高い助言・支援業務な

どに重点化することとする。

I. 中期目標の期間

中期目標の期間は、5年間（平成26年4月～平成31年3月）とする。

II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第3期中期目標期間における成果目標については、（1）政府の政策展開への貢献に関する数値目標、（2）支援先に関する目標と評価指標、（3）支援機関に関する評価指標を、下表のとおり設定する。

これにより、機構は、業務の適正な評価を行い、PDCAサイクルを通じ、目標の達成に向けて業務の不断の見直しや改善等を行うものとする。

I. 政府の政策展開への貢献に関する数値目標

1. 創業・新事業展開の促進

- 起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドについては、50ファンド以上組成する。
- Webマッチングシステムへの登録企業数は、中期目標期間中の早期に3,000社以上とする。
- 海外展開支援については、海外展開に潜在力のある中小企業・小規模事業者を中期目標期間中の早期に3,000社以上発掘する。

2. 経営基盤の強化

- 中小企業・小規模事業者向け研修及び地域支援機関等の支援担当者向け研修の受講者は、中期目標期間中に15万人以上とする。

3. 経営環境の変化への対応の円滑化

- 共済制度における在籍割合を向上させるための加入目標件数は、小規模企業共済制度については46万件、中小企業倒産防止共済制度については13万件とする。

II. 支援先に関する目標と評価指標

- 専門家の派遣、相談・助言、インキュベーション事業及び中小企業大学の研修事業

については、全ての支援先から所期の目標の達成、事業化の実現、あるいは当該支援業務が役に立った等の評価を得ること等を中期計画における目標とする。

- 毎年度策定する年度計画においては、上記目標達成に向けた具体的な数値目標を設定し、当該数値目標を着実に達成するための不断の業務見直しや改善等を行う。
- 個々の業務について、支援先事業者の業績等（新製品・サービスの開発、新分野進出、販路開拓、海外展開、支援後における売上高、経常利益、従業者数等の増加率等）を調査・分析することを中期計画や年度計画において定め、マクロ経済の動向との比較等を通じて、事業評価に際して活用する。

Ⅲ. 支援機関に関する評価指標

地域支援機関等の支援上の課題に関する相談・助言、優れた支援事例や支援ノウハウの提供等を通じて全国的な支援体制を強化する役割を機構が果たすことについて、中期計画や年度計画において適切な指標を定め、事業評価に際して活用する。

1. 創業・新事業展開の促進

日本再興戦略における中小企業・小規模事業者の地域リソースの活用・結集・ブランド化、新陳代謝、戦略市場への参入、国際展開を促進するため、機構は、創業・ベンチャー支援のほか、中小企業・小規模事業者の新製品開発、新たな販路の開拓、環境・エネルギー、健康・医療、航空宇宙などの成長分野や海外市場への参入等の新事業展開への挑戦に対し、相談・助言や専門家の派遣等による経営支援、インキュベーション施設の運営、中小企業大学校施設を活用した創業者の育成、ファンド出資、企業間連携、海外展開等の支援を積極的に行い、日本再興戦略に掲げられた目標達成に貢献するものとする。

(1) 創業・ベンチャー支援による新事業の創出

機構は、新しい商品・サービスを生み出し、地域の雇用を増やし、地域経済を活性化する創業を促進するための支援を行う。また、インキュベーション施設においては、機構の持つ多様な支援ツールを活用した施設入居者への総合的な支援を行うほか、地方公共団体、大学、地域支援機関等とも連携・協働した支援を行い、成長分野への参入や新事業の創出等を促進する。

(2) 中小企業・小規模事業者の成長段階に応じたリスクマネー供給の円滑化等

中小企業・小規模事業者へのリスクマネー供給の円滑化を図るため、機構は、成長初期段階

のベンチャー企業、成長分野への参入、海外展開など新たな成長・発展を目指す中小企業・小規模事業者に投資を行うファンドの組成を促進するとともに、各種支援を通じて見出された中小企業・小規模事業者の資金需要に対し資金提供者の開拓を支援する。また、産業競争力強化法に基づくベンチャーファンド等への債務保証により、ベンチャー企業等の成長を支援する。

(3) 新事業展開に向けた経営課題の解決と経営力向上

多くの中小企業・小規模事業者は、長らく大企業等の下請けとして企業活動を行ってきた一方、大企業等の業態変化や海外展開が進展していく中で、中小企業・小規模事業者は新事業展開に向けて自らが製品開発から市場開拓までを一貫して行う必要が生じている。機構は、中小企業・小規模事業者の新たなビジネスモデルの展開、成長分野への参入等の新事業展開に必要な経営戦略・経営計画の策定、生産の最適化等高度な専門性を要する取組や都道府県域を超える広域展開、海外展開等に重点を置き、中小企業・小規模事業者の経営課題の解決と経営力の向上を支援する。

(4) 企業間連携、地域資源の活用等による新たな市場開拓等への支援

中小企業・小規模事業者による新たな製品開発、市場開拓を促進していくためには、お互いの弱みを補完するだけでなく、強みの相乗効果を生み出す企業間連携をより一層推進していく必要がある。特に、国内需要の減少、大企業の海外移転、新興国企業とのコスト競争等により、依然厳しい状況に置かれている「ものづくり企業」が、今後とも国内を拠点として、新興国企業とのコスト競争等に対応していくためには、更なる生産性の向上に取り組むとともに、自社で不足する経営資源を補完するための取組が不可欠である。機構は、新たな「ものづくり連携グループ」の組成を地域支援機関等と連携・協働して促進するとともに、新製品開発、共同受注、販路開拓、成長分野への参入等を支援する。また、地域の経営資源の活用や異業種の企業間連携等を促進し、中小企業・小規模事業者の新製品開発、販路開拓等の取組について事業計画の策定から事業化に至るまで一貫した支援を行う。

(5) 新たな取引先・業務提携先の開拓支援

優れた技術・製品を持ちながらも国内需要の減少等により、中小企業・小規模事業者の売上の減少に対応するための新たな販路・業務提携先の開拓は、喫緊の課題となっている。機構は、国内外の新たな販路・業務提携先の開拓に挑戦しようとする中小企業・小規模事業者に対し、展示会・商談会等の開催を行うほか、これらと連動したWebマッチングシステムを構築・運営することで支援企業の量的な拡大と支援成果の向上を図る。

また、IT化の進展により、従来の流通構造が変化し、直接取引先や顧客との接点を増やし国内外で広く活躍する中小企業・小規模事業者が増加している。機構は、このような取組を促進するため、特に小規模事業者を中心にITを活用したeコマース等による新たな販路開拓を

支援する。

(6) 海外展開支援

グローバル化の進展により取引構造等が変化する中で、中小企業・小規模事業者がビジネスを成長・発展させていくためには、中小企業・小規模事業者自らが、成長著しい新興国市場を獲得していくことが必要である。国内の事業基盤を維持しつつ、海外展開を積極的に行い、その成果が国内の雇用等に結びつくような中小企業・小規模事業者への支援を行うことが、我が国経済の成長を促進する観点からも重要である。機構は、海外展開に潜在力のある中小企業・小規模事業者を発掘し、海外進出や海外企業との取引・業務提携等に関する経営課題の解決を積極的に支援し、中小企業・小規模事業者の海外展開を促進する。

2. 経営基盤の強化

地域経済と雇用の担い手である中小企業・小規模事業者の活力を引き出すとともに、日本再興戦略の「2020年までに黒字の中小企業・小規模事業者の倍増」を実現させるため、機構は、地域支援機関等の支援機能及び能力の強化・向上支援、情報提供の積極的な推進、多様な経営課題を解決するための相談・助言等による経営支援、専門家の派遣、高度化事業による連携・共同化への資金支援、中心市街地や商店街の活性化支援などにより、中小企業・小規模事業者の経営基盤と経営力の強化を図り、小規模事業者に焦点を当てた政策展開と日本再興戦略に掲げられた目標達成に貢献することとする。

(1) 地域支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援

中小企業・小規模事業者の経営課題は、複雑化、多様化、高度化してきており、地域支援機関等には、より専門的な知識、具体的な提案能力、幅広いネットワーク等が求められている。特に、中小企業の約9割を占める334万の小規模事業者に対して広く、かつ、きめ細かく施策情報等を周知し、実際の支援や活用に繋げていくことが重要である。機構は、地域支援機関等の支援上の課題への相談・助言、優れた支援事例や支援ノウハウの収集・提供等により中小企業・小規模事業者に対する全国的な支援体制を強化する役割を担うとともに、中小企業大学校による地域支援機関等の支援担当者への研修等を通じて地域支援機関等の支援機能及び能力の強化・向上を支援する。また、Webの活用等による情報発信力の強化を図るとともに、経営課題等に関する情報収集、調査・研究等を行う。

(2) 多様な経営課題への円滑な対応と経営基盤となる人材の育成

中小企業・小規模事業者が事業活動を円滑に行っていく上で、直面する経営上の多様な課題に適切に対応していくためには、中小企業・小規模事業者への専門的な相談・助言や経営の基

盤となる人材の育成が必要不可欠である。機構は、多様で高度な経営課題に対する相談・助言、専門家の派遣等を行うほか、中小企業大学校による中小企業・小規模事業者の経営者や管理者等に対し、経営課題解決のために直ちに役に立つ実践的な研修を実施する。

(3) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進

中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新の取組に対し、機構は、これまでの高度化事業で培ったノウハウを最大限に活かし、新規案件の発掘、組成促進を図るとともに、都道府県等と連携・協働して事業成果向上のための診断・助言と資金支援を行う。また、中心市街地が地域社会・経済に果たす役割、商店街が地域コミュニティ・地域経済に果たす役割の重要性を踏まえ、これらの活性化のための支援を行う。

3. 経営環境の変化への対応の円滑化

東日本大震災からの復興の加速化と福島再生に引き続き取り組む。また、中小企業・小規模事業者の経営状況は依然として厳しく、地域経済の本格的な再生は道半ばの状況であり、再生・経営改善が必要な中小企業・小規模事業者は潜在的に多数存在している。また、経営者の高齢化・後継者不在による廃業等が一層深刻化しており、地域経済の活力を確実に減退させている。このため、中小企業・小規模事業者の再生・事業引継ぎ・事業再編・経営改善を促進する支援を行っていく必要がある。また、機構は、小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営により小規模事業者の事業廃止等を行う際の円滑化と連鎖倒産防止のためのセーフティネットの充実を図る。

(1) 東日本大震災の復興支援など災害等への機動的な対応

東日本大震災で被災した地域及び中小企業・小規模事業者の本格的な復興の加速に引き続き貢献していくことが重要である。機構は、専門家の派遣等を通じ、事業再開やまちづくりに向けた再建計画等の策定支援を行うほか、仮設施設の整備やその有効活用に係る支援、産業復興機構への出資などを行う。また、原子力災害により深刻な被害を受けた福島復興・再生については、被災中小企業・小規模事業者の事業再開に向けた取組を支援する。

なお、大規模な自然災害等が発生した場合には、これまでの知見とノウハウを活用して、機動的に支援を行う。

(2) 中小企業・小規模事業者の事業再生・事業引継ぎ等への支援

中小企業金融円滑化法が平成25年3月末で期限到来を迎えた後においても、引き続き条件変更の申込件数が同程度で推移しており、産業の新陳代謝を促す観点からも、これまで以上に重点的・積極的に事業再生・事業引継ぎ等の取組の支援を進めていくことが必要である。この

ため、機構は、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者や後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者が確実に事業再生・事業引継ぎ等の支援を受けられるよう全国的な事業再生・事業引継ぎ等の支援体制を強化する等の役割を担う。

具体的には、機構は、産業競争力強化法に基づき設置された認定支援機関が実施する中小企業・小規模事業者に対する事業再生・事業引継ぎ等支援の支援件数・支援内容の更なる充実を図るために、産業競争力強化法に基づく専門家派遣や支援体制に係るPDCAサイクル構築に関する業務を確実に実施するとともに、認定支援機関の相談・助言、事例共有等に係る体制を引き続き強化する。また、機構による再生支援、再生ファンドの活用の促進、事業再生・事業引継ぎ等の支援に係る制度の周知や活用促進、支援事例の展開等を実施する。更に全国的な事業再生・事業引継ぎ等の支援体制の強化に際しては、各地における地域金融機関や商工会議所・商工会、士業団体等の連携強化が重要であることから、機構は、各地の関係機関等と継続的な対話等を通じ、事業再生・事業引継ぎ等の支援に係る普及・啓発を実施する。

また、産業競争力強化法に基づき、事業再編や事業再生の円滑化を図るため、事業再生ADRによる事業再生や、生産性及び財務内容の健全性の向上に資するような事業再編に際し、債務保証を着実に実施する。

上記の機構による業務に関し、中期計画や年度計画において適切な指標を定め、事業評価に際して活用する。

(3) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営

将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度、連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度については、両共済制度の加入対象者数の動向、解除及び新規加入の状況等を踏まえ第3期中期目標期間末において第2期中期目標期間末の在籍割合を上回ることを目標とし、積極的に加入促進を行う。また、各種提出書類の見直し及び業務処理期間の短縮化等により契約者サービスを向上する。

Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項

1. 顧客重視

①顧客重視の業務運営

- 業務運営の効率化を図りつつ実効性のある質の高い支援を実現するため、現場主義を徹底し、現場ニーズの吸い上げを行い、制度・業務の改善や新たな施策への反映を行う。
- 全国的な組織としての広域的な実施体制を整備し、各地域において地方公共団体、地域支援機関等及び政府関係機関との連携を強化し、機動的な支援を行う。

② I Tの活用による顧客へのアプローチ

- 支援件数の増加が見込まれる状況下において、効率的・効果的な支援を行うため、I Tを活用した支援インフラの整備を図るとともに、W e b等を活用した中小企業・小規模事業者への情報発信力の強化を図る。その際、ワンストップサービスの充実を図る観点から、中小企業者・小規模事業者自らや地域支援機関等の支援担当者が支援内容等を検索・選択できる仕組みを構築することなどにより、中小企業者・小規模事業者及び地域支援機関等の利便性の向上を図る。

2. 組織パフォーマンスの向上・組織力の向上、業務の改善と新たなニーズへの対応

①組織パフォーマンスの向上

- 機構の組織について、その目標の実現のために業務の改善や新たなニーズに即応した事業を機動的に実施するため、柔軟な組織体制や人事配置の見直しを行うとともに、I Tを一層活用することにより業務の効果的な実施を図る。
- 職員に対する業績評価制度を適正に運用し、その評価結果を処遇に適正に反映する。
- 計画的に人材育成し職員の専門性の向上を図る。
- 環境・エネルギー、健康・医療、航空宇宙等の成長分野など特定分野での高度な専門性と支援意欲をもつ外部専門家の発掘及び育成を行う。

②適切な評価を踏まえた業務改善と新たなニーズへの対応

- 財務会計情報や事業の評価指標等の活用に加えて、経営上重要な活動実績等については、より迅速に把握し共有できる取組を検討し、業務遂行上の課題の早期発見と対応を図る。
- 十分な成果が得られていない業務や他の支援機関が類似のサービスを提供している事業については、改善又は廃止し、新たなニーズに対応した事業やより効果の見込まれる新たな手法での事業に資源を集中する。
- 中小企業・小規模事業者等との直接の接点となる部門が収集する施策利用者等の情報をもとに、「企画」、「実施」、「評価・検証」、「事業の再構築等」による事業評価を適切に行う。評価に際しては、相談件数などの「アウトプット」の評価に加え、企業の成長を客観的に判断できる事業については、企業の業績や我が国経済への貢献度などの「アウトカム」の評価を行う。
- 中小企業大学校は、中小企業に真に必要な研修機会を維持しつつ、研修内容の重点化を進めるとともに、研修企画業務以外の運営業務に係る市場化テストにより業務の効率化を図る。

3. 業務運営の効率化・適正化を図るための取組

① 業務経費等の効率化・適正化

- 運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費（退職手当を除く）及び業務経費（退職手当を除く）の合計について、新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される部分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。
新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される部分は翌年度から1.05%以上の効率化を図ることとする。
- 人件費総額、給与の支給基準及び支給水準については独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に即して対応する。
- 給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務については、引き続き集約化やアウトソーシングの活用などにより業務を効率的に運営する。
- 中小企業・小規模事業者の負担に配慮しつつ、各種研修の受講料、専門家の派遣料等については、適切な受益者負担の見直しに努めるとともに、インキュベーション施設等の賃貸料等について、収支均衡に向けた見直しを行うなどにより、自己収入の確保を図る。

② 契約の適正化

- 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約の適正化を推進する。
また、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。

③ 情報公開による透明性の確保

- 業務運営の状況、財務、監査、入札・契約関連情報、給与水準の適正化の取組、給与実態、各種報告等の情報を迅速にわかりやすく公表する。

④ 内部統制の充実等

- 内部統制機能については、更なる充実・強化を図る。
- 財務の健全性及び適正な業務運営のため、内部規程等の整備、職員研修の拡充、情報公開等、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、高度化事業は、金融庁との連携及び検査体制の整備が図られたところで金融庁検査を導入する（損失の危険の管理に限る）。
- 利用者への情報提供等の利便性の向上や内部管理業務の効率化、高度化のため、最適化計画

を踏まえ、業務・システムの改善を行う。

- 「サイバーセキュリティ戦略（平成25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定）」等の政府の方針に則り、情報セキュリティを確保する。
- このほか、既往の閣議決定等で示された政府方針に基づく取組や会計検査院等の指摘を踏まえた見直しについて、着実に実施する。

IV. 財務内容の改善に関する事項

1. 財務内容の改善

- 小規模企業共済の資産については、小規模企業共済法第25条第1項に基づき、機構が「基本方針」を定めることとされている。この基本方針において、安全かつ効率的な運用を確保するため、基本ポートフォリオ（運用に係る資産の構成）等を定めるとともに、定期的に、外部有識者等で構成する「資産運用委員会」の評価・助言を受け、必要に応じ、基本ポートフォリオ等の見直しを検討する。
- 施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。
出資承継勘定のベンチャー企業に対する出資は、株式処分の着実な実行を図る。同勘定の出資先法人（三セク）に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行う。必要に応じ事業運営の改善を求めるとことや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図る。
- 出資業務、債務保証業務、融資業務、施設整備等業務、共済業務といった財務の健全化を確保すべき業務については、適切な審査や債権管理の徹底等を行うなど、適切な措置を講じる。

2. 保有資産の見直し等

- 地方事務所及び独立行政法人日本貿易振興機構の国内事務所の共用化又は近接化を推進する。
- 中小企業大学校の宿泊研修施設等保有資産は、利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率を向上する。
- 保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。
- 特に、一般勘定資産については、第2期中期目標において不要財産として国庫納付することとした2,000億円（第2期中期目標期間中に500億円国庫納付済）のうち300

億円を中期目標期間中に国庫納付する（例えば3年間の分割とする等。）。残余额の納付時期については、年度ごとの検討を行う。その際、小規模企業共済勘定の繰越欠損金の状況による機構全体の債務超過や緊急の中小企業対策に必要な資金の不足に陥ることがないように、財務の健全性を確保することに留意する。

独立行政法人都市再生機構 第三期中期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

1 はじめに

昨今の社会経済情勢を見ると、大都市の国際競争力の向上の必要性、人口減少、少子高齢化の急速な進行を見据えた都市の活力の維持・増進、特に大都市圏郊外において高齢者の急増への対応や地方都市のコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築の必要性等が高まっている。

また、東日本大震災については住宅再建・復興まちづくりの事業が本格段階に入り、福島も含めた復興・再生の加速化が求められているとともに、国民の安全・安心のまちづくりに対する関心は更に高まっている。

更には、都市開発の国際展開、老朽化したマンションの再生など新たな政策ニーズへの対応が求められている。機構はこうした社会情勢の変化を踏まえ、役割の終わった事業を逐次縮小しながら、本来担うべき役割を的確に果たしていけるよう転換していくことが必要である。

機構の改革については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）以来数次の行政改革を通じ業務の見直しが行われてきたが、そうした経緯も踏まえ、近年の改革の集大成として、行政改革推進会議独立行政法人改革等に関する分科会第 4 ワーキンググループ報告書（平成 25 年 12 月 18 日）（以下「第 4 ワーキンググループ報告書」という。）がまとめられ、それを受けて「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）が決定された。

それらの中では、20 年先を見据えて、まず財務構造の健全化、持続的な経営の確保を図り、その上で民業補完の観点からの是正を実現するという時間軸を持った改革の方向性が示された。

これらの取組を進めるに当たっては、居住者の居住の安定に配慮することは当然のことであるが、機構は、この意義を深く理解し、5 年、10 年、20 年を区切った経営改善計画を策定し、これに基づき改革を着実に進めるものとする。特に、最初の 5 年間に当たる第三期中期目標期間において、収入支出構造の改善により、財務構造の健全化に早期に取り組むものとする。

なお、改革の進捗状況を踏まえ、経営改善計画については不断の見直しを行い、経営環境の変化に対応した機動的な計画変更を行うものとする。

機構は、理事長のリーダーシップのもと、職員が誇りを持って職務を遂行できるよう、機構の人材、ノウハウ、技術力等の経営資源を最大限に活用し改革を進め、中期目標の達成を目指して、その業務を着実に遂行するものとする。

2 機構の基本目標

機構は、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じて都市の再生を図り、まちづくりのビジョンの実現を支援するとともに、超高齢社会に備えた医療福祉拠点の整備など良好な居住環境を備えた賃貸住宅の確保、居住者の居住の安定を図り、公的賃貸住宅としての重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの充実を図る。更に、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な実施を行うほか、大規模災害が発生した場合における復旧・復興支援に取り組み、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することをその基本目標とする。

(1) 都市再生事業

我が国の都市の現状を見ると、大都市において、情報化、国際化の中で諸外国の都市と肩を並べるだけの都市としての魅力・国際競争力が低下しているとともに、防災上危険な密集市街地においては災害時に甚大な被害が想定されるといった都市構造としての基礎的な課題を抱えている。

また、地方都市においては、これまで市役所等の公共公益施設の郊外移転等都市機能の拡散や大規模集客施設の郊外立地、中心市街地の空洞化、地域経済活動の低迷等による地域産業の弱体化が生じている。こうした状況について一定の措置を講じているところであるが、地方都市の現状は、地域社会の中心を構成する都市自体の都市機能の低下のみならず、周辺地域を含む地域全体の活力の低下をもたらしている。

都市は我が国の活力の源泉であり、情報化、国際化、少子高齢化、人口減少、地球環境問題の深刻化等の社会経済情勢の変化に対応しつつ、コンパクトシティの構築、安全で安心して暮らせる美しい都市の形成、持続発展可能な社会の構築等により、都市の競争力を高めること及びそれぞれの都市の歴史や文化を活かしてその魅力を増すことが必要である。

こうした都市再生に当たっては、資金やノウハウなど民間活力を引き出し、それを都市に振り向け、新たな需要を喚起することが求められている。しかしながら、権利関係が複雑で調整が難しいことなどから、地方公共団体や民間事業者のみではその整備改善を図ることが困難な状況がみられる。

機構は、これらの状況を踏まえ、都市の魅力と国際競争力を高め、都市再生を的確に推進するため、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施し、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、大都市及び地域社会の中心となる都市において、政策的意義の高い事業を実施し、都市再生の先導的役割を果たすと

ともに、多様な民間連携手法を活用する。また、民間事業者による都市への投資を誘発し、経済再生の実現に寄与することとする。

更に、東京オリンピック、都市開発の国際展開戦略といった新たな政策ニーズや老朽化したマンションの再生などについても、公的機関としての立場を活かした権利調整等に取り組むことにより、その実現に寄与することとする。また、地方公共団体におけるCM方式やPFIの活用等に際し、民間事業者との連携に係るノウハウ提供等の支援を行うものとする。

(2) 賃貸住宅事業

国は、少子高齢化が急速に進展する状況を踏まえ、住生活基本法（平成18年法律第61号）の制定により住宅セーフティネットの確保を図りつつ、国民の住生活の「質」の向上を図る政策に本格的に転換した。また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）において、民間賃貸住宅市場において、世帯の属性に応じた適切な規模、構造等の賃貸住宅が十分に供給されていないこと、家賃の滞納や紛争発生への不安等から入居が制限される場合があることなどの現状を踏まえ、住宅確保要配慮者のために、重層かつ柔軟な住宅セーフティネットの整備を一層推進することとしている。

「第4ワーキンググループ報告書」においても、高齢者、子育て世帯等の政策的に配慮が必要な者に対する住宅セーフティネット機能を果たしていくことが今後の賃貸住宅事業の役割とされたところである。その上でこの役割を果たしていくためには、財務構造の健全化を図り、持続的な経営を確保することが必要とされている。

このため、機構は、居住者の居住の安定を確保しつつ、団地の状況に応じて、建替え、リニューアル、規模縮小等の事業を行い、団地の再生・再編を着実に進めるとともに、ハード面・ソフト面の環境整備を通じて、社会の成熟化に伴うライフスタイルの多様化等、多様なニーズに的確に対応することで、住宅セーフティネットの役割の充実を図ることとする。さらに、機構の資産の大宗を占め、全体の収入に占める割合も高い賃貸住宅事業について、キャッシュフローの最大化のための経営改革を推進することとする。

I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、以下に掲げる市街地の整備改善等の事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市の再生等の目的を達成すること。

1 政策的意義の高い都市再生の推進

国際競争力強化のための都市部の社会基盤整備、都市拠点の更新及び再構築、地方都市等のコンパクトシティの実現、都市の防災力の向上及び防災上危険な密集市街地の整備改善等の課題については、大規模で長期間を要することや、権利関係が複雑し調整が難しいなど、地方公共団体や民間事業者のみでは対応することが困難な状況にある。

このため、次に掲げる政策の実現に向け、大都市・地方都市を通じて、民間事業者が行う都市再生事業の支援、地方公共団体のまちづくり支援・補完を行い、都市再生の実現を図ること。

事業の実施に当たっては、地方公共団体、民間事業者との適切な役割分担を図るとともに、民間との連携手法を多様化することにより、民間支援を強化すること。併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図ること。

(1) 都市の国際競争力強化のための都市再生のプロジェクト推進

都市の国際競争力強化に資する国家的プロジェクトに積極的に関与し、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、都市再生の実現に向けた取組を行うこと。

(2) 社会経済情勢の変化に対応した都市構造への転換

既成市街地における拠点機能の整備や低未利用地の土地利用転換等による都市機能の高度化を図り、社会経済情勢の変化に対応した都市構造への転換を図るための取組を行うこと。

(3) 地方都市等におけるコンパクトシティ実現等の地域活性化

地方都市や大都市圏の近郊都市において、集約すべきエリアへの都市機能・居住の誘導などコンパクトシティ実現に向けた都市構造の再構築等を推進し、各地域の特性を踏まえた地域の活性化を図る取組を行うこと。

(4) 防災性向上による安全・安心なまちづくり

大都市地域を中心として広汎に存在する防災上危険な密集市街地の解消をはじめ、災害に強い都市を実現するための取組を行うこと。

(5) 都市再生実現のための具体の取組手法

上記(1)から(4)までの政策目的に資する都市再生を実現するためには、まずは関

係者間の権利調整や合意形成等のコーディネートにより、リスク低減を図りつつ、都市再生を推進するための端緒を開くことが必要となる。このため、機構においては、その公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施すること。

併せて、コーディネート業務に関する効果の分析方法を検討し、都市再生におけるコーディネート業務の効果の把握に努め、より政策効果の高い都市再生の推進につなげること。

また、事業実施段階においては、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、多様な民間連携手法を活用することで、民間支援を強化すること。民間事業者から要請があった場合には、共同出資による開発型SPCの適切な活用を図り、政策効果の高い都市再生を推進すること。更に地方公共団体や民間事業者との協力及び適切な役割分担を図るための取組を行うこと。

2 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成及び団地毎の特性に応じたストックの再生・再編等の推進

機構は、本格的な少子高齢化、人口・世帯減少社会の到来等の社会構造の変化に適切に対応するため、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの整備に寄与することが求められるとともに、将来の金利上昇等経営環境の変化に備え、独立行政法人として自主性を発揮しながら、経営の健全性・安定性を確保することが従来にも増して必要とされている。

このため、UR賃貸住宅について、平成30年度までの賃貸住宅事業の方向性を定める「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」及び個別団地毎の方向性を定める「団地別整備方針」を踏まえ、公的賃貸住宅として高齢者、子育て世帯等政策的に配慮が必要な者に対する住宅セーフティネットとしての役割の充実を図ること。さらに、居住者の居住の安定を確保しつつ、ストックの再生・再編等を更に推進することでストック量の適正化を図ること。

また、UR賃貸住宅の再生・再編等の推進に当たっては、地域の医療福祉拠点の形成・ミクストコミュニティの形成等の地域のまちづくりの課題へ対応するとともに、居住者の安全・安心の確保や管理水準の維持・向上に取り組みながら、UR賃貸住宅として適切な維持管理を行うこと。

(1) 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成

高齢者、子育て世帯等政策的に配慮が必要な者に対する住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るため、高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」の実現にも資するよう、超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成を推進すること。

特に、急速な高齢化が見込まれる地域に存する団地について、機構の経営を悪化

させないよう留意の上、医療福祉施設の誘致等を推進すること。

(2) ストックの再生・再編等の推進等

居住者の居住の安定を確保しつつ、個別団地毎の特性に応じて定める基本的類型に基づくストックの再生・活用等の推進及び団地別経営管理の徹底、定期借家契約の活用、民間等との連携手法の多様化、近接地建替えも活用した複数団地の統合・再配置などにより、ストックの再生・再編を加速すること。なお、近接地建替えは、現地での建替えや集約では事業の長期化が見込まれるなど事業の円滑な実施が困難な場合に、民間開発の支障とならないよう留意しつつ、また、居住者の居住の安定確保及び良好なまちづくりとコミュニティの維持・活性化がなされるよう配慮しつつ、実施すること。また、団地再生・再編に伴う家賃減額措置については、必要な見直しを行うこと。

このため、全ての団地を対象に集中投資する団地や統廃合を図る団地等を明確にするべく、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」に基づく具体的な実施計画を平成26年度中に策定するとともに、同方針に基づく計画全体の進捗状況が明確になるよう、毎年度適切な情報公開を行うこと。

また、更なる経営改善のため、中期目標期間中に、賃貸住宅経営の環境、将来需要等を総合的に考慮した賃貸住宅ストックの再編・削減目標を設定し、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」の内容を見直すこと。

加えて、東京都心部の高額賃貸住宅（約13,000戸）については、平成26年度から順次、買取オプションの活用も含めサブリース契約により民間事業者へ運営を委ねること。また、民間事業者と連携して事業を行うことを通じて、民間事業者の事業手法を機構の賃貸住宅事業全体に活かすこと。

(3) UR賃貸住宅管理業務の適切な実施

UR賃貸住宅の管理水準の維持・向上に努めながら、賃貸住宅管理業務の効率化を図り、賃貸住宅管理コストを縮減すること。また、家賃設定方法等の見直しによる稼働率の維持向上等家賃収入の確保を図ること。

このため、関係会社が行う賃貸住宅の修繕業務について、平成26年度からの3年間で平成25年度比10%のコスト削減を図ること。

また、平成26年から、稼働率など需給の状況に応じた募集家賃の引下げや引上げを機動的かつ柔軟に行うとともに、平成27年度中に継続家賃の引上げ幅の拡大等の家賃改定ルールの見直しを行い、適切な家賃収入を確保すること。

3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施

東日本大震災の復興事業がピークを迎えるに当たり、復興の円滑かつ迅速な推進を

図るため、復興支援を機構の最優先業務として位置づけ、体制強化・所要人員の確保を行うこと。

また、事業費の適切な執行管理の下、地方公共団体から委託又は要請される業務を着実に実施すること。

4 新規に事業着手しないこととされた業務

次に掲げる業務の執行管理を確実にを行い、計画的な事業完了を目指すこと。

(1) ニュータウン事業

- ・ニュータウン事業については、土地の供給・処分に支障がないように平成26年度以降に残った工事を早期に完了させるとともに、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、残る土地約1,800ha(内、事業中止地区等の素地約400ha)については、中期目標期間中の供給・処分完了に向けた取組を促進すること。
- ・工事の完了に当たっては更なる徹底したコスト削減等を行うとともに、土地の供給・処分に当たっては、最も収益の上がる時機における機動的な土地の供給・処分等によって損失の最小化に努めること。
- ・民間営業力を活用した販路拡大や、事業者ニーズに対応した弾力的な供給・処分を進めること。また、素地等については民間事業者や地方公共団体との連携を強化するとともに、新たな需要への対応にも取り組み、一層処分を推進すること。
- ・事業者ニーズに対応した宅地の価値向上等に取り組み、収益の最大化を図ること。その際に工事等を行う場合は、要する費用を供給・処分により回収できるかなど費用対効果を検証した上で行うこと。
- ・賃貸宅地資産約1,200haについては、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、可能な限り譲渡し、資産・負債の圧縮に努めること。また、管理・処分については、金利の上昇による利払い費の増加リスクや、地価下落に伴うリスクに備え、資産圧縮や、資産構成(内容)の見直し、資産の付加価値向上等のアセットマネジメントに取り組むことを基本的な考え方として、中期目標期間中に具体的な管理・処分方針を定めること。

(2) 特定公園施設の管理

施設利用の促進や安全衛生管理の徹底を図りつつ、公園管理者との調整等により中期目標期間中の業務完了に向けた取組を促進し、業務完了の前倒しに努めること。

5 業務遂行に当たっての取組

業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図ること。

(1) 地域住民・地方公共団体等との緊密な連携推進

業務の実施に当たっては、関係権利者の意見が反映されるよう努め、地域住民・地方公共団体等との協力及び適切な役割分担を図ること。

(2) 環境への配慮

事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達による環境への負荷の低減に配慮すること。

(3) 良好な都市景観の形成

機構が関与するまちづくりにおいては、質の高い景観形成を推進すること。

(4) 調査研究の実施、技術力の維持向上及び成果等の社会還元

社会経済情勢を踏まえた的確な事業の実施、環境負荷の低減等の事業分野への展開に資する調査研究等を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元すること。

(5) 都市開発の海外展開支援

民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、官民が連携して進める都市開発の海外展開に必要な技術等の支援を行うこと。

(6) 業務運営の透明性の確保

業務運営に関する透明性の確保を図るため、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。

また、業務に関する重要な施策や方針を策定する際は、国民の意見を業務運営に適切に反映させること。

会計検査院による決算検査報告において指摘を受けた場合は、それを踏まえた業務の見直しを実施すること。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

機構は、通則法に基づき、その業務を適正かつ効率的に実施するとともに、社会経済環境の変化に対応しながら、持続的・安定的な経営基盤を確立するため、適切かつ弾力的な業務運営を行うこと。

1 業務運営の効率化

効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施すること。

このため、民間出身の役職員の活用拡大を行うとともに、積極的な人材投資により職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを採り入れた実施体制の構築を図ること。

また、技術研究所を将来的に独立行政法人建築研究所に移管することを検討し、平成 26 年中に結論を得ること。

2 適切な事業リスクの管理等

(1) 事業リスクの管理

機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生のための事業を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。

(2) 事業評価の実施

事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価を実施すること。

3 一般管理費・事業費の効率化

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、第二期中期目標期間の最終年度（平成 25 年度）と中期目標期間の最終年度（平成 30 年度）を比較して 5%程度に相当する額を削減すること。

また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行によるコスト改善を図ること。なお、ニュータウン事業等の経過措置業務については、中期目標期間中の供給・処分完了に向けた取組を促進し、都市再生事業・賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。

4 総合的なコスト削減の実施

事業コストの削減については、コスト構造の改善に関するプログラム等を策定の上、それに基づき総合的なコストの縮減を行うとともに、外部調達コストの一層の削減に取り組むこと。これらにより与えられた条件の下でコストの最小化とサービスの最大化を図ること。

5 入札及び契約の適正化の推進

機構は国の財政支出や財政投融资を用いて多額の契約を行い公共事業を実施していることから事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること。

また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。

IV 財務内容の改善に関する事項

機構は、多額の有利子負債を抱えており、将来、予想される金利の上昇による利払い費の増加や人口減少による地価・家賃の下落などの経営上のリスクを内包している。

機構が持続的な経営を維持していくためには、有利子負債を可能な限り早期に削減することが不可欠であり、徹底した経営改善策によりキャッシュフローの最大化を目指すことが必要である。

このため、機構は、経営改善計画に基づき、経営改善の着実な進捗を図ること。さらに、経営改善計画における当初 10 年にあつては、収入支出構造の改善に早期かつ重点的に着手し、将来、金利上昇等により経営環境が悪化した場合であっても、機構が本来担うべき役割を果たしていけるよう、持続的な経営基盤の確立を図ること。

1 繰越欠損金の解消

繰越欠損金については、中期目標期間中に解消すること。

2 財務体質の強化

将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応可能な持続的な経営基盤の確立に向け、次のような取組を行うこと。

- ・都心高額賃貸住宅の活用や家賃設定方法等の見直しなどにより収入を確保するとともに、徹底したコスト削減等により支出を削減することにより、キャッシュフローの最大化を図るとともに、有利子負債を削減すること。
- ・繰越欠損金解消を前提としつつ、都市再生事業における新規地区の掘り起し強化や賃貸住宅事業におけるストック再生・再編の加速など、戦略的な投資を行うこと。

3 保有資産の見直し

事務所等の保有資産の見直しを計画的に行うこと。

V その他業務運営に関する重要な事項

1 人事に関する事項

- ・人員数については、東日本大震災に係る体制強化の必要性があることから、第二期中期目標期間の最終年度末の水準を維持すること。
なお、ニュータウン事業等の新規に事業着手しないこととされた業務については、業務の縮小に伴い、当該業務に係る人員を削減すること。
- ・機構の中期目標で定める業務上、経営上の目標の達成に向けて、事業全体をマネジメントする能力に加え、経営感覚を発揮し自立的に取り組む人材の育成と活用を行うこと。
- ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、給与について、柔軟な給与制度を導入し、また、信賞必罰の考え方の下、個人業績の反映を強化する取組を実施すること。
また、給与水準について、事務・事業の特性等を踏まえた水準とするとともに、職員の士気や業績の向上に資するような業績を反映した給与のあり方について検討を行うこと。

2 関係法人に係る取組

関係会社について、役割や組織の在り方、機構との契約の在り方について整理した上で、中期目標期間中にその数を半減すること。

また、賃貸住宅の修繕業務を行う関係会社については、同業務のコスト削減目標の達成状況を見極めた上で、機構との資本関係や業務の範囲等の当該関係会社のあり方について平成 29 年度中に結論を得ること。

なお、機構と関係法人との契約及び人的関係について透明性を確保する取組を実施すること。

指示 平成 26 年 3 月 31 日
変更指示 平成 27 年 11 月 2 日

独立行政法人奄美群島振興開発基金 第三期中期目標

(前文)

奄美群島については、これまで、その特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づき、総合的な奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）の策定及びこれに基づく事業の推進等特別の措置が講じられ、相応の成果があげられてきた。

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美基金」という。）も、同法に基づく特別の措置として設立され、奄美群島の基礎条件の改善並びに振興開発に寄与してきた。

奄美基金は、なお奄美群島に存在する本土との諸格差の克服や地域の自立的発展の促進を図るため、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、または奨励することを目的としている。

この目的を達成するため、奄美基金は、第一次産業から第三次産業まで、奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者等が金融機関に対して負担する債務の保証を行うとともに、振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの等に対する事業資金の貸付けを行うものである。

奄美基金には、その目的を踏まえ、独立行政法人として、経営の透明性、自主性を確保しつつ、効果的な業務運営を推進することを通じて、奄美群島における基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発に寄与し、もって、奄美群島の自立的発展等に資することを旨として、業務に取り組むことが求められる。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務運営体制の効率化

(1) 組織体制・人員配置の見直し

審査、債権管理、回収等の一連の業務が効率的かつ効果的に遂行されるよう、組織体制・人員配置の見直しを行う。

(2) データベースの活用等

業務の電子化、データベースの活用等により業務の効率化を図る。

(3) 管理部門及び現地事務所の業務効率化に係る検討

奄美基金の効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用等により、管理部門をスリム化することについて検討する。また、徳之島及び沖永良部事務所については、各事務所の業務が奄美基金全体の経営に与える影響や、奄美群島の振興に与える影響を検証の上、今後の在り方について検討を行う。

(4) 債権回収会社の活用に係る検討

期中管理の徹底等といった債権管理の見直し及び効果的な法的措置の実施により回収強化を図るとともに、費用対効果を考慮しつつ、債権回収会社の活用を検討する。

2. 一般管理費の削減

(1) 一般管理費の削減

一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、第二期中期目標期間の最終年度(平成25年度)比で7%以上に相当する額を削減する。

(2) 人件費の抑制

人件費については、奄美基金の財政状況を鑑み、可能な範囲で抑制することとする。

(3) 給与水準の適正化

給与水準の適正性について検証し、その検証結果や適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。

3. 内部統制の充実・強化

(1) 目標管理の徹底

業務の有効性及び効率性の向上に資するため、中期計画のほか数値目標等について取組状況の報告、意見交換の実施を通じて目標管理の徹底を図る。

(2) 自己評価の実施

保証業務及び融資業務に係る自己評価を実施し、業務運営に反映させる。

(3) 内部監査体制の強化等

内部統制の確立に向け、単に法令遵守にとどまらず、広くステークホルダーとの関係において社会的要請に応えるコンプライアンスの徹底を図り、内部検査体制、内部規程等の整備、情報開示の充実等に努め、実効ある業務実施体制を構築する。

(4) 金融庁検査の導入

財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融庁検査未導入の他の金融関係法人の動向等を踏まえつつ、金融庁検査を導入し、あわせて、同検査の実効性の確保を図るものとする。

4. 人材育成

(1) 職員研修・資格取得の推進

金融機関としての質的向上を図るため、外部の研修プログラム等を活用した職員の研修や資格取得を推進する。

(2) 人事交流・業務連携の強化

審査体制やコンサルティング機能の強化を図るため、日本政策金融公庫等外部の金融機関等との人事交流、業務連携等の実施を図る。

5. 入札及び契約手続きの適正化・透明化

入札及び契約手続きの透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為、反社会的勢力の排除の徹底等を推進するとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を着実に実施する。

また、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人等による監査によりチェックを受ける。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 保証業務

奄美群島内の事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて保証業務を行うものとする。

(1) 事務処理の迅速化

利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、審査の質を落とすことなく業務の効率化等により、その期間内に案件の8割以上を処理する。

(2) 適切な保証条件の設定

保証料率をはじめとする保証条件については、適正な業務運営の確保を前提として、奄美基金の政策金融としての役割、保証リスク、資金需要等を勘案した条件設定を行う。

また、保証需要の多様化に対応するとともに事業者の負担軽減に資する地方公共団体の制度保証について、地方公共団体と連携を取りながら、適切な条件が設定されるよう努める。

2. 融資業務

奄美群島内の事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて融資業務を行うものとする。

(1) 事務処理の迅速化

利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、審査の質を落とすことなく業務の効率化等により、その期間内に案件の8割以上を処理する。

(2) 適切な貸付条件の設定

貸付金利をはじめとする貸付条件については、適正な業務運営の確保を前提として、奄美基金の政策金融としての役割、貸付リスク、資金需要等を勘案した条件設定を行う。

3. 保証業務、融資業務共通事項

(1) 利用者に対する情報提供

奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用した情報提供を行う。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努める。

(2) 利用者ニーズの把握及び業務への反映

資金需要等に関する利用者ニーズの把握に努め、その結果を業務に反映させる。

また、地域の事業者を支援するため、地方公共団体、金融機関等との連携の強化、コンサルティング機能の充実等に努める。

(3) 奄美群島振興施策との連携・協調

鹿児島県及び奄美群島の地方公共団体と連携し、奄美群島振興開発計画及び奄美群島振興交付金に基づく民間団体等による事業及びそれらと一体となって振興に取り組む事業に対して、積極的な金融支援を実施する。

4. リスク管理体制の充実・強化

(1) 審査委員会及び債権管理委員会の活用

審査及び債権管理の厳格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会及び債権管理委員会の活用を引き続き図る。

(2) 債権管理の徹底

延滞債権等、特に管理を行うことが必要な債権管理の徹底を図る。

(3) 区分に応じた債務者のモニタリングの実施

利用者に対するモニタリング及び信用状況の検証・分析を徹底するとともに実態を踏まえた債務者区分別の管理方策を実施し、債権管理回収の徹底に努める。

また、経営・再生支援等を通じ、債務者区分の維持・向上を進めて資産の良質化を図る。

(4) 民間金融機関との連携・協調

一般の金融機関との連携強化に努め、保証業務における責任共有制度を引き続き措置するとともに、金融機関の単独融資との併用促進等によるリスク分散を図る。

(5) 新規の債権に対する管理強化

中期目標期間において、新たに保証・融資を行う案件について、審査及び期中管理において、より厳格な管理を行う。

第4 財務内容の改善に関する事項

1. 保証・融資業務の着実な実施

財務の健全化を図るため、保証・融資業務について適切に実施する。

2. 繰越欠損金の削減

財務の健全化を図り、繰越欠損金の解消及びリスク管理債権の一層の圧縮を行うため、保証業務・融資業務における収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定・公表し、着実に実行する。また、中期目標期間中において、同計画の実行を通じて、繰越欠損金を第二期中期目標期間の最終年度（平成25年度）比で約8%の削減を図る。

3. 出資の見直し

業務収支の安定的な黒字化を実現し、出資金に依存しない経営努力による保証基金の造成に努めることとし、その間は、奄美群島の経済状況、奄美基金の経営状況等を勘案しながら、毎年度、出資の在り方について見直しを行う。

4. 余裕金の適切な運用

余裕金については、適切な運用益の確保が図られるよう、運用方針及び運用体制の見直しを行う。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1. 人事に関する事項

職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行う。

独立行政法人環境再生保全機構の第3期中期目標

平成26年2月28日

変更 平成27年11月13日

変更 平成28年9月30日

【組織の変遷】

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、環境事業団と公害健康被害補償予防協会を統合して、良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的に平成16年4月に設立された独立行政法人である。

その後、平成18年に石綿による健康被害の救済等の業務を追加しており、現在、機構では、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理の円滑な実施の支援、最終処分場の維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等、公害問題から地球環境問題までの幅広い業務を実施している。

また、平成28年10月から研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務を追加して実施することとなった。これは、今後5年間で取り組むべき環境研究・技術開発の重点課題やその効果的な推進方策を提示した「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（平成27年8月20日中央環境審議会答申）」（以下「推進戦略」という。）において、環境省本省で行っていた競争的資金である環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）について、研究成果の最大化や効率的な運営体制の構築が求められたことや、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）等において、競争的資金を含む公募型研究開発に係る業務の独立行政法人への移管等を通じて、弾力的な運用等その効率的な運用を図ることが求められていたことから、平成28年4月、独立行政法人環境再生保全機構法の一部が改正され、機構が推進費の配分業務等を実施することになったことによる。

【第2期中期目標期間の実績】

機構では、第2期中期目標期間（平成21年度～平成25年度）において、関係者のニーズを把握しつつ、業務の改善・見直しを進めるなどして、以下のとおり各種業務を実施してきたところである（平成24年度末現在の業務実績を以下記載）。

1. 公害健康被害補償業務

全国約3万9千人の認定患者に支給する補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、民間競争入札によって決定された委託事業者への指導及び納付義務者への対応を的確に実施した。

その結果、平成23年度には、東日本大震災の発災にもかかわらず、全ての年度で汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率99%以上を維持した。

2. 公害健康被害予防事業

機構が直接実施する事業については、ぜん息等の発症予防・健康回復に関する研究や局地的な大気汚染の改善に関する研究を実施した。また、ぜん息患者等のニーズを踏まえた講演会等の開催、パンフレットの提供等の知識普及事業を実施するとともに、予防事業に従事する地方公共団体職員等を対象にした研修等を実施した。

地方公共団体が行う事業への助成については、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業に重点化を図った。

3. 地球環境基金業務

国の環境政策に整合した形で、全国的な規模の環境保全活動や全国的見地からモデル性の高い活動、開発途上地域における活動等への助成を行うとともに、それら環境保全活動の振興に必要な研修、情報の収集、整理及び提供並びに調査事業を実施した。

4. PCB廃棄物処理基金による助成業務

中小企業者等のPCB廃棄物処理費用に対する助成金の交付の透明性・公正性を確保するため、審査基準や、これに基づく助成事業や振興事業の実施状況等をホームページ等で公表した。

5. 最終処分場の維持管理積立金の管理業務

最終処分場の維持管理積立金の適切な管理を行い、積立者に対して運用利息等の情報提供を定期的の実施した。

6. 石綿健康被害救済業務

石綿健康被害救済制度については、平成22年の指定疾病の追加、平成23年の特別遺族弔慰金の請求期限の延長などの拡充が図られたところであり、これらの制度拡充への対応も含め、認定申請等の受付、認定等の処分（環境大臣への医学的判定の申出を含む。）、救済給付の支給、制度周知のための広報等の業務を適切に実施した（制度発足～平成24年度末の認定件数：8,647件）。

7. 債権管理回収業務

旧環境事業団が実施した公害防止・環境保全事業に係る債権の管理回収業務につ

いて、サービサーの活用など個別債権の管理強化を行うことにより、第2期中期目標期間中に正常債権以外の債権の残高を300億円以下に圧縮するという目標を1年前倒しで達成した。

【環境行政が抱える諸課題と基本的施策の方向性】

環境省が所掌する業務は、平成13年の省庁再編による廃棄物リサイクル対策業務の追加を始め、直近では、東日本大震災を契機とした放射性物質による環境汚染対策（放射性物質の汚染状況の把握、指定廃棄物の処理、中間貯蔵事業など）の業務が追加されるなど、年々拡大を続けている。

この間、第4次環境基本計画、第3次循環型社会形成推進基本計画、生物多様性国家戦略(2012～2020)の策定など、環境行政には一定の進展が見られた一方で、新興国における経済成長や世界人口の増大の中で、地球温暖化、廃棄物問題、生物多様性の損失等の世界規模の環境問題が深刻化するとともに、かつて我が国が経験したような深刻な公害被害が生じかねないような環境汚染が顕在化している地域も増えている。また、国内においても、温室効果ガスの排出量の更なる削減、生物多様性の保全、安全・安心な生活の実現など、多くの課題が残されている。

加えて、東日本大震災の被害や影響を契機に、多くの国民が、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会の在り方を見つめ直すなど、国民の間に価値観や意識の大きな変化が生じてきており、こうした変化にも対応した施策の推進が求められている。

こうした課題に対応していくためには、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を同時達成する社会の創造に向け、地域から世界までを視野に入れ、また、環境、経済、社会の三つの側面を総合的に向上させていく施策を展開していくことが求められている。

とりわけ、地球温暖化対策の分野についてみれば、我が国では、第19回気候変動枠組条約締約国会議において、2020年度の温室効果ガス排出削減目標を2005年度比で3.8%減とするという新たな目標を表明したところであるが、この目標は、現政権が掲げる経済成長を遂げつつも、世界最高水準の省エネを更に進め、再エネ導入を含めた電力の排出原単位の改善、フロン対策の強化、二国間オフセット・クレジット制度、森林吸収源の活用など、最大限の努力によって実現を目指す野心的な目標となっている。

このような目標の達成に向け、政府としては、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施していくため、現行の石油石炭税に対するCO₂排出量に応じた税率の上乗せを実施するなど税制面での対策を図ることはもとより、様々な地球温暖化対策の強化を図っているところである。

政府による地球温暖化対策の推進により、地方公共団体や民間からも取組への支援のニーズも年々高まり、その事業規模も急速に拡大しているところであり、その実施に当たっては、従来にも増して、よりきめ細やかな対応が必要とされ、さらに、事務量が増加することが見込まれている。

また、安全・安心な生活を実現するため、環境行政の基盤とも言える公害対策等について、常時監視体制の強化や海外への技術協力の推進等による微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策の実施や石綿の飛散防止対策の強化をはじめとする大気・水環境の保全対策の推進、公害等の健康被害の予防を通じた被害者の発生の未然防止や汚染者負担の原則を踏まえた被害者への救済等による環境保健対策の推進、多種多様な化学物質による環境リスクを低減するための包括的な対策の推進等を図るとともに、事業活動等のグリーン化の推進や環境教育等を通じた人づくりなどの取組のより一層の推進が求められている。

【機構が所掌する事務事業を取り巻く現状等】

機構は、環境政策の実施機関である独立行政法人として、公害問題から地球環境問題までの多岐に渡る事務事業を実施してきたところであるが、上記のような環境行政が置かれた状況の変化やニーズの高まりを念頭に置きつつ、現在、機構が所掌する事務事業を取り巻く現状を、以下のとおり十分に認識した上で、引き続き、各事務事業を効率的かつ効果的に推進する必要がある。

1. 公害健康被害補償業務

公害健康被害補償業務の実施により、認定患者の健康回復や生活の安定が図られているが、補償等を必要とする認定患者は、現在においても約3万9千人存在しており、引き続き同業務を迅速かつ的確に実施しなければならない現状にある。

また、補償に必要な費用（賦課金）の徴収先である汚染原因者の数は、ピーク時とほぼ変わらず、全国に約8千4百事業者存在しており、依然として、同事業者から提出される申告額の修正も多数発生しているなど、今後も、効果的な実地調査の実施等による賦課金の的確な徴収に務めなければならない状況にある。

2. 公害健康被害予防事業

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第68条に規定される予防事業は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、従来から国や地方公共団体が行ってきているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を図ることを目的としている。当該予防事業は、補償と一体として実施されており、引き続き、ぜん息患者等のニーズを踏まえた事業の実施と事業効果についての積極的な情報提供が求められている。

3. 地球環境基金業務

環境問題の解決のためには、行政、企業、NPO等の多様な主体の参加・参画、連携・協働による取組が不可欠であるが、そのうち、民間団体による環境保全活動の支援は、環境基本法及び第4次環境基本計画において、国の責務で実施すべきとされており、持続的な環境保全活動を推進するために必要な支援等を引き続き実施

する必要がある。

また、それら事業の費用は、国や民間の出えん金により造成される基金の運用益で賄うこととされているが、基金の造成状況は、平成 24 年度末現在、141 億円にとどまっており、事業費の多くを国による運営費交付金で賄っている現状を踏まえ、基金の造成により一層努めなければならない。

4. PCB 廃棄物処理基金による助成業務

我が国における PCB 廃棄物の処理は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特措法」という。）に基づき行われている。

PCB 廃棄物を安全かつ確実に処理するため、これまで実事業レベルでは例のない化学処理を採用したこともあって、事業開始後に判明した課題への対応の結果、処理が当初計画通りに進まず、PCB 特措法施行令で規定する処理期限（平成 28 年 7 月）までに処理を完了することが困難な状況となったため、平成 24 年 12 月に同令を改正し、平成 39 年 3 月まで処理期限を延長したところである。

中小企業者等が保有する PCB 廃棄物も、平成 28 年までに完遂できる状況にはなく、延長された期限までに確実に処理が行えるよう、引き続き中小企業者等の処理に必要な助成を継続しなければならない現状にある。

5. 維持管理積立金の管理業務

維持管理積立金は、廃棄物最終処分場の埋立終了後における適切な維持管理を確保することを目的として積み立てられているものである。

最終処分場の維持管理は、埋立終了後も概ね 20 年程度にわたり継続されるものであり、当該維持管理に係る費用の確保を確実に実施するため、引き続き、それらの費用の積立て及び取戻し等の管理を適切に行う必要がある。

6. 石綿健康被害救済業務

石綿による健康被害への対応については、その特殊性に鑑み、平成 18 年に制定された石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）に基づき、石綿による健康被害を受けた者等を認定し、救済給付等の業務を行ってきたところである。

その後、石綿健康被害者のすき間ない救済を行うべく、指定疾病の追加（平成 22 年 7 月）や特別遺族弔慰金の請求期限の延長（平成 23 年 8 月）、肺がん等の判定基準の見直し（平成 25 年 6 月）など石綿健康被害救済制度の改正を経て、現在に至っているが、石綿健康被害は、ばく露から発症までに非常に長期にわたり、今後も、当面、石綿健康被害患者が増加する傾向にあると見込まれるなど、引き続き、石綿健康被害者への救済等を行わなければならない状況にある。

7. 環境研究総合推進業務

環境研究・技術開発は、持続可能な社会の構築に必要な不可欠なグリーン・イノベーションの基礎を成すものであり、推進戦略では、推進費の更なる成果をあげるため、より専門性の高い運営体制の構築や研究成果を最大化するための運営体制の効率化が望まれている。

具体的には、研究者への助言や進捗管理の体制の強化、予算の弾力的な執行等による研究者にとっての利便性の向上や、審査・評価等の業務の効率化が図られるような体制の構築が求められている。

8. 債権管理回収業務

公害防止・環境保全事業に係る債権の回収は順調に進んでいるものの、今後回収しなければならない債権は、依然として630億円(平成24年度末現在)にもものぼり、引き続き、個別債権の管理強化と債権回収の効率化を図るなどして、更なる正常債権以外の債権の圧縮に努めなければならない現状にある。

【機構の必要性とその役割】

独立行政法人においては、無駄の排除と効率的かつ迅速適正な業務運営により、より質の高い行政の実現が求められている。

機構においても、公害問題から地球環境問題までの多岐に渡る課題の解決に向け、以下のとおり、これまでのノウハウを最大限活かした、業務横断的な視点による無駄のない効率的かつ迅速適正な業務運営が求められている。

1. 公害等による健康被害者への対応

公害等により健康被害を被った方々に対する補償や救済等の業務は、必要とされる一般的な行政サービスの提供ということだけにとどまらず、国や地方自治体と健康被害者との交渉や日本の公害対策等の歴史を踏まえた、被害者視点に立った最大限の配慮の下に迅速かつ的確に行われる必要がある。

また、これらの業務は、直接被害者に接し、又は、被害者に関する情報を取り扱うことから、被害者への接遇や関係情報の管理に当たっては、一般的に行われている事務事業よりも、慎重かつ丁寧で厳重な対応が求められる。

機構は、公害患者への補償及び予防の事業を実施してきた前身の公害健康被害補償予防協会時代から遡れば、我が国が激甚な公害に見舞われていた昭和49年より、そうした公害患者への補償等の業務を実施してきており、それら業務に必要な幅広い知見と経験を蓄積してきている。さらに、平成18年より、ばく露から発症までに非常に長期にわたり、かつ、原因者を特定することが困難で健康被害の発症状況も異なる石綿による健康被害者への救済業務を実施してきており、多様な健康被害者へのきめ細かい対応を行ってきた。

環境省の施策体系においても、これらの公害健康被害対策(補償・予防)、石綿

健康被害救済対策、環境保健に関する調査研究等を環境保健対策の柱として位置づけており、これまで機構が蓄積した豊富な知見と経験を最大限活かして、こうした被害者への救済等の業務をより迅速かつ的確に実施していくことが求められる。

2. 民間団体による環境保全活動等の持続的発展に向けた支援への対応

環境問題の解決のためには、環境に関する幅広い知見や、地域の生活に根差した知恵を活用していくことが重要であり、行政や民間団体等の多様な主体の参加・参画、連携・協働が必要であることから、民間団体による取組の推進は益々重要になってきている。

機構においては、公害健康被害の予防事業において、様々な団体との連携により事業を実施し、事業参加者へのアンケート調査を通じてニーズの把握に努め、効果的な事業の実施を模索し実践している。また、民間団体による環境保全活動については、地球環境基金による助成や民間団体の活動の振興に役立つ事業について、例えば、COP10に向けた生物多様性問題への重点助成や震災復興に向けた関連事業への重点助成など、ニーズを踏まえた事業を実施してきている。

一方、民間団体による活動を持続的に発展させていくためには、単にニーズの把握とその反映に留まらず、民間団体の活動においてどのような取組が効果的か、これまでのノウハウを最大限活かしてより効果的に取り組む必要がある。

機構には、前身の環境事業団の時代も含め、20年にわたり地球環境基金を活用した助成事業等を実施するなどの実績を有しており、そうした豊富な事業実績から、成功事例や失敗事例を類型化し評価分析するなどして、過去の有用な経験等を将来の取組へと最大限に活かしながら、民間団体による環境保全活動等の持続的発展を推進することが求められる。

環境行政の施策体系においても、環境政策の基盤整備等に位置づけられていることはもとより、第4次環境基本計画においても、幅広い環境問題の解決に必要とされており、これまで機構が蓄積した豊富な知見と経験を最大限活かして、こうした民間団体による活動を推進していくことが求められる。

3. 事業の原資となる資金の徴収・運用・分配等への対応

機構では、本来、国が行うべき事業であったものについて、公益目的のために事業者等から徴収、積立て、出えんされた金銭や政府の出資や補助、地方公共団体の補助といった様々な性格の金銭を集め、これをそれぞれの制度の目的に従い分配する業務等を担ってきた。

資金の徴収等については、例えば、汚染負荷量賦課金のように、納付義務者からの適正・公平な賦課金申告に資するため、実地調査の実施などきめ細かい適切な対応が求められている。

また、資金の運用方法については、地球環境基金や公害健康被害予防基金のように、基金を取り崩さずにその運用益で行うものと、PCB廃棄物処理基金や石綿健

康被害救済基金、最終処分場維持管理積立金のように、基金等を取り崩して行うもの到大別されるが、いずれも、安全性を最優先としながらも効率的な運用を行う必要があるとともに、その分配においても、公正を確保しつつ適格に実施していくことが求められている。

機構においては、資金の徴収等に当たり、例えば、これまでのノウハウを活かした適切な実地調査等、公平な徴収の確保に向けた、より効果的な業務の遂行が求められる。

また、保有する多額の資金については、安全性を最優先としながらも、利率の高い債券等の購入判断を行うなど、各資金の特性に応じた効率的な運用を統合的に行う必要があり、豊富な資金管理運用のノウハウを活かしたより効率的な運用と分配の事務の遂行が求められる。

【機構が目指すべき姿】

機構は、これまで、公害問題から地球環境問題までの多岐に渡る業務を迅速かつ適切に行ってきた実績を有しており、毎年度の業務実績評価においても一定の評価がなされてきたところである。

今後とも、前項で示した機構が担うべき役割の重要性を十分認識しつつ、これまで培ってきた知見や経験を最大限活かしながら、業務をより効率的かつ効果的に実施するなどして業務に邁進していくことが求められる。

他方、環境行政に求められる期待と役割は益々大きなものとなっており、環境行政の中核を担う環境省の業務も年々拡大の一途を辿っている中、「効率的で質の高い行政」を実現していくためには、業務の一部を、可能なものについては外部の実施機関にアウトソーシングするなど、業務の実施体制の効率化も求められている。

このため、独立行政法人として、環境政策の実施機関である機構においては、こうしたニーズにも適切に応えられるよう、現行の資金の確保・運用・分配能力をさらに発展させるなど、法人全体の施策実施能力をより高めつつ、積極的にその対応の検討を行っていくことが求められる。

I. 中期目標の期間

機構の中期目標の期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、良好な環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの役割と責任を十分果たすよう、関係者のニーズを十分に把握し、業務の改善・見直しを進め、広く情報提供を行い、業務の質の向上を図るものとする。

個々の業務については、以下のとおり目標を定める。

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

汚染負荷量賦課金の適正・公正な徴収を図り、収納率を平成 24 年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保すること。

また、汚染負荷量賦課金の徴収については、納付義務者からの申告額の修正の原因等について分析を行うなど適切な対策を講じること。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

徴収関連業務については、前中期目標期間に引き続き、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を活用する。

また、汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を本中期目標期間中に 70% 以上の水準に引き上げることを目標としてオンライン化を推進することにより、委託費の縮減等、業務の効率化を図ること。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量賦課金徴収関連業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。

2. 都道府県等に対する納付金の納付

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

全都道府県等が採用しているオンライン申請について、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、事務処理手続等の効率化を図ること。

<公害健康被害予防事業>

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図ること。

2. ニーズの把握と事業内容の改善

効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。

また、事業の実効性を確保する観点から、前中期目標期間に引き続き、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努めるとともに、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、より効果のある事業に重点化を図ること。

3. 調査研究

(1) ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に引き続き重点化するとともに、テーマに応じて、研究費の配分を検討し、研究費を平成24年度実績に比し、10%削減すること。

また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を継続し、透明性の確保を図ること。

(2) 調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。

4. 知識の普及及び情報提供の実施

環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行うこと。

また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。

5. 研修の実施

地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。

また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。

6. 助成事業

助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを継続して把握するとともに、効果のある事業に重点化を図ること。

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項

(1) 助成の重点化等

助成対象について、国内助成については、地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するとともに、海外助成については、開発途上地域のうちアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図ることとする。

その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施すること。

(2) 助成先の固定化の回避

助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。

また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体への助成については、基本的に助成全体の2割以上となるよう配慮するなどして、民間団体による環境保全活動の裾野の拡大に努めること。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、1件当たりの平均処理期間については、4週間以内とすること。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。

2. 振興事業に係る事項

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。

また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。

(2) 研修事業の効果的な実施

受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。

また、研修事業の成果について、評価を行い、結果を反映すること。

3. 地球環境基金の運用等について

本来は、地球環境基金の運用益で実施すべき業務であることを踏まえ、本中期目標期間中において、第2期中期計画の実績を上回る募金額及び件数を獲得することを目標として、これまでの取組を総合的にPRするなど、より積極的かつ効果的な募金獲得活動に取り組むこと。

また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。

<PCB廃棄物処理基金による助成業務>

助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく審査結果や助成金の審査状況など幅広い情報提供に努め、透明性・公平性を確保すること。

また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況や基金の管理状況などの情報を公表すること。

<維持管理積立金の管理業務>

最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。

<石綿健康被害救済業務>

1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施

(1) 救済給付の支給等に係る申請及び請求について、迅速かつ適正な処理を行うこと。

(2) 迅速かつ適正な救済給付の支給を行うこと。

2. 救済給付の支給に係る費用の徴収

救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。

3. 制度運営の円滑化等

(1) 被認定者等のニーズの把握に努め、制度運営等に反映させること。

(2) 関係機関と連携しつつ、調査・情報収集等、申請手続の周知等、業務実施の円滑化に向けた取組を行うこと。

(3) 救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元すること。

(4) 制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運営状況の公開を図ること。

4. 救済制度の広報・相談の実施

(1) 救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。

(2) 制度利用者の満足度を高めるため、相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。

5. 安全かつ効率的な業務の実施

認定・支給に係るシステムを活用し、個人情報適切に管理しつつ、業務を効率的に実施すること。

6. 救済制度の見直しへの対応

法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。

<環境研究総合推進業務>

地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会の実現に向けた環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究及び技術開発等（エネルギー起源CO₂の排出抑制に資する研究及び技術開発（特定の産業の発達、改善、調整を目的としているもの）に係るものを除く。）を実施する推進費の研究成果の最大化に向けた事業の高度化、効率化に資するため、次の取組を実施する。

1. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施

(1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進

推進戦略に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果をあげることを目的とする「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクト」という。）及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」の研究及び技術開発等（以下「個別研究課題」という。）について、環境省の提示する行政ニーズに基づき、他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を推進する。

研究及び技術開発等の推進に当たっては、環境省の行政ニーズを提示して公募を実施し、研究のレベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。

(2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営

環境省が設置する環境研究企画委員会及び機構が設置する環境研究・環境行政に係る外部有識者により構成される委員会の意見を踏まえて、機構が研究部会等の設置及び専門的な知見に基づいた公正な評価を行うとともに、行政ニーズが研究課題や計画に的確に反映されているかなどについて確認するため、環境省の政策実務担当者が機構の設置する委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等に参画する。審査・評価結果については、環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告する。

また、研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。

事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値を上回り、さらに60%以上となることを目指す。

【難易度：高】

直近5年間の事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合は平均50.3%に留まっており、目標達成は容易でないことから、難易度は高い。

(3) 研究成果の普及及び活用の促進

推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、環境省と緊密に連携し、研究途中段階において、環境省の政策実務担当者と研究者が情報共有する仕組みを充実させるとともに、環境省が実施する追跡評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。

また、全ての研究課題について研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開するとともに、研究成果発表会のほか、研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するなど、研究成果の普及及びその活用の促進を図る。

2. 効率的、効果的な研究及び技術開発等の推進

(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

運営費交付金化により、複数年度契約方式を採用するなど予算の弾力的な執行による利便性の向上を図り、事業の効率的、効果的な実施を図る。

【重要度：高】

推進戦略では、研究成果の最大化を図るための運営体制として、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。

(2) 研究者への助言等の支援の強化

環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、十分な研究経歴を有する専門家であるプログラム・オフィサーを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携して、研究課題に対する管理体制の強化を図る。

(3) 研究費の適正な執行等

弾力的な資金配分を行いつつ、公正かつ適正な実施の確保を図るため、府省共通研究開発管理システム（e - R a d）等を活用し、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除する。

また、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに、研究費の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底

や啓発を図る。

Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項

1. 組織運営

(1) 業務実施体制の見直しの検討

業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、業務の進捗状況に応じた実施体制の見直しを適宜行う。特に債権管理回収業務については、債権の回収状況等を踏まえ、本中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しと組織の縮減の検討を行い、その結論を得ること。

また、管理部門のスリム化に向け、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などを検討すること。

(2) 内部統制の推進

① 内部統制に係る体制の整備

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委員会等において確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。

② コンプライアンスの推進

役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への的確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。

③ リスク管理のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。

また、緊急時における業務実施体制を整備する。

④ 情報セキュリティ対策等の推進

情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に

従い、適切な情報セキュリティレベルを確保する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。

2. 業務運営の効率化

(1) 経費の効率化・削減等

一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図ること。

① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成26年度）比で6.5%を上回る削減を行うこと。

ただし、新規に追加される業務については、平成29年度以降毎年度、前年度比1.65%以上の効率化を図るものとする。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費

（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第三期中期目標期間の初年度（平成26年度）比で4%を上回る削減を各勘定で行うこと。

③ 人件費等

給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえた対応を適切に行うこと。

(2) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組等により、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に努めること。

① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が作成した「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事による監査における、入札・契約の適正な実施についての確認等に加え、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、法人に設置される契約監視委員会において、その点検見直しを行うものとする。

3. 業務における環境配慮

業務における環境配慮に徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進すること。

(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。

(2) 温室効果ガスの排出削減については、温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針を達成するための取組を着実に行うこと。

IV. 財務内容の改善に関する事項

1. 予算、収支計画及び資金計画の作成等

自己収入・寄付金の確保に努め、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。

なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことによって、本中期目標期間中にこれらの正常債権以外の債権を100億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示するものとする。

また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、サービサーを積極的に活用するなど効率的に債権回収を行い、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。

なお、本債権管理回収の業務を行っている組織体制については、その業務実施状況等を踏まえつつその縮減を検討し、本中期目標期間中に所要の結論を得ること。

V. その他の業務運営に関する重要事項

機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。

また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、それに応じた給与体系の見直しを適宜行うこと。